

令和元年 6 月定例会

南伊豆町議会会議録

令和元年 6 月 4 日 開会

令和元年 6 月 5 日 閉会

南伊豆町議会

令和元年6月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長行政報告	4
○一般質問	8
漆 田 修 君	8
谷 正 君	26
長 田 美喜彦 君	40
比野下 文 男 君	51
加 畑 毅 君	65
○散会宣告	79
○署名議員	81

第 2 号 (6月5日)

○議事日程	83
○本日の会議に付した事件	84
○出席議員	84
○欠席議員	84

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	8 4
○職務のため出席した者の職氏名	8 5
○開議宣告	8 6
○議事日程説明	8 6
○会議録署名議員の指名	8 6
○一般質問	8 6
横 嶋 隆 二 君	8 6
稲 葉 勝 男 君	1 0 2
渡 邊 哲 君	1 1 4
清 水 清 一 君	1 2 3
○諮第2号及び諮第3号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議第34号～議第44号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 5
○議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
○議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	1 6 5
○議員派遣の件	1 6 5
○閉議及び閉会宣告	1 6 6
○署名議員	1 6 7

令和元年 6 月定例町議会

(第 1 日 6 月 4 日)

令和元年6月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和元年6月4日（火）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	渡 邊 哲 君	2 番	比野下 文 男 君
3 番	加 畑 毅 君	4 番	谷 正 君
5 番	長 田 美喜彦 君	6 番	稲 葉 勝 男 君
7 番	清 水 清 一 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君

町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	高橋由美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係	長	内藤彰一
--------	------	---	---	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（齋藤 要君） おはようございます。

議員の皆さんは選挙前の最後の議会でございますので、頑張って質問をしていただきたい。

傍聴の皆様方には本日は大変ご苦勞さまでございますが、よろしくお願いします。

それでは、定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより令和元年6月南伊豆町議会定例会を開会します。

本町では5月1日より10月末までの間、クールビズを奨励しておりますので、よろしくお
願いをいたします。上着の脱着については各自の判断でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（齋藤 要君） 議事日程は印刷配付をしたとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（齋藤 要君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤 要君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

11番議員 横 嶋 隆 二 君

◎会期の決定

○議長（齋藤 要君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをします。今定例会の会期は、本日から6月5日までの2日間としたいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日と6月5日までの2日間に決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（齋藤 要君） 諸般の報告を申し上げます。

平成31年3月定例会以降開催をされました行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、
各行事に参加をしましたので、ご報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（齋藤 要君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和元年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、平成31年3月定例会以降の主な事項に
ついて行政報告を申し上げます。

1、石廊崎オーシャンパークの取り組み。

4月1日待望の石廊崎オーシャンパークが開園いたしました。石廊崎再生に向けたこれま
での取り組みは決して平たんなものではありませんでしたが、これまでご尽力くださいまし

た関係者各位のご労苦に改めて感謝の意を表します。係争の和解を経て、土地取得が完了し、平成28年度から本格的な改修工事に着手いたしました。これら財源には過疎債 3 億9,000 万円、観光施設整備事業補助金 1 億5,000 万円を活用し、既存温室等解体、アクセス道路と駐車場整備、休憩所再整備などで総事業費は 7 億5,000 万円となりました。駐車場では普通車100台、大型バス10台、二輪車20台が収容可能で、本町を代表する観光地として来訪客に十分対応できる施設規模を有しており、休憩所内には観光案内、土産物販売、軽飲食コーナーを設け、ジオパークビジターセンターも併設されるなど、伊豆最南端の魅力ある景観を肌で感じていただける癒しの空間を提供しております。当該休憩所の運営においては、指定管理者から南伊豆町観光協会が委託を受けており、オーシャンパークを基点とした南伊豆町全域の魅力を情報発信しながら伊豆半島を代表するランドマークとしてその役割を確かなものとするため、関係する諸団体とのさらなる連携強化に期待を寄せております。

なお、南伊豆ジオパークビジターセンターでは、ジオガイドが常駐し、施設内での解説のみならず、ミニガイドツアーも実施する中で一般立入禁止エリアをガイドつきで案内する特典つきの商品なども提供されるなど、通常では目にすることのできない場所からの伊豆半島特有の海岸美や灯台周辺の絶景美に好評を博しているとのことであります。

また、グランドオープンに先駆け 3 月28日には土屋優行副知事、森竹治郎県議会議員をお迎えし、関係者60名のご臨席のもと、竣工式を挙行政いたしました。同式典では土屋副知事、森県議から石廊崎オーシャンパークに寄せられる期待の大きさや伊豆南部のさらなる活性化への思いが込められたご祝辞を賜り、これからが新生石廊崎の真のスタートであるとの思いを新たにしたところであります。加えて、石廊崎オーシャンパークの命名者である秋田市在住の吉田慶嗣様をご招待し、記念品を贈呈いたしました。吉田様ご夫妻には完成した施設や新生石廊崎の景観をご堪能いただきました。

開園初日となる 4 月 1 日には石廊崎区主催のオープニングセレモニーが挙行政され、伊豆半島内の観光関係者のほか、南伊豆町公認アンバサダーの永藤まなさんも駆けつけてくれました。当日は午前中の駐車場無料開放などから多くの来訪者でにぎわったほか、開園に合わせた灯台敷地が通年開放されたことを記念して、南崎認定こども園の園児や来訪者によるバルーンダンスなどが催され、イベントに花を添えていただきました。このほか、先着200名にところてんの無料サービス、先着100名にはいろろ男爵記念グッズを無料配布いたしました。今年はゴールデンウィークが10連休となり、多くの来園者が見込まれたことから、駐車場誘導体制の強化を図るとともに伊豆漁協、湯の花直売所からの協力を得て産直市が開催され、

南伊豆の特産品をアピールすることができました。10日間の入込来園者数で約1万6,200人、休憩所内での土産物販売や軽飲食の売り上げでは約400万円と報告を受けております。今後も年間を通じてさまざまなイベントを企画し、石廊崎オーシャンパークを核とする南伊豆の魅力発信に努め、より多くの来園者獲得に向けて取り組んでまいります。

2、光通信網の早期整備に向けて。

光ファイバー通信網未整備の64局、65局、67局については、町内における情報通信格差の是正を目的として事業着手いたしました。当該事業においては、平成28年度に実施した62局エリア光通信網整備事業と同様に選定された通信事業者に事業費の一部を補助金として交付するものであります。事業者選定に向けては厳正な審査を踏まえ、「南伊豆町光ファイバー網整備事業費補助金交付要綱」の一部を改正し、「南伊豆町光ファイバー網整備事業審査委員会設置審査要領」の一部を改正し、「南伊豆町光ファイバー網整備事業審査委員会設置審査要領」、「南伊豆町光ファイバー網整備事業審査委員会審査要領」を新設いたしました。また、4月22日から5月17日まで事業者の公募、5月28日にはプレゼンテーションなどの審査会を経て、事業者を決定いたしました。このため、6月上旬から事業者による工事着手、今年度中には町内全域において光ファイバー網が整備される予定であります。

なお、令和2年1月から2月ごろには対象地区において加入説明会を予定しておりますので、加入促進に向けた協力体制を図りたいと考えております。

3、中学校の空調整備について。

昨夏の全国的な高温気象は正に災害ともいえるほどの猛暑が続き、全国で熱中症から体調不良を訴える児童生徒が多数見られました。本町では昨年6月に3小学校の空調機器が完備され、快適な環境のもとでの授業の実践など、猛暑から子供たちを守れたことは周知のとおりであります。懸案でありました中学校への空調整備では、南伊豆東中学校では既に全普通教室である3教室へ設置が完了し、南伊豆中学校でも学校休業日を主として設置工事が進められ、今月下旬には全普通教室5室に設置が完了する予定であります。このことから町内の全てのこども園、小中学校において猛暑や寒さから児童生徒を守る保育、教育環境が整いました。早期の空調整備にご尽力を賜りました本議会並びに関係各位にこの場を借りて心より感謝を申し上げます。

4、商工観光振興の確認。

(1) ふるさと寄附の動向。平成30年度、ふるさと寄附の総額は1億7,224万8,198円となり、過去最高を記録した前年度の4億8,314万961円から約64%減となりましたが、これらの

主要因としては返礼割合の変更と過度な返礼品競争などの影響によるものと推測されます。また、返礼品の品目割合では、イセエビ、サザエ、干物などの海産加工品が4割、野菜、果物等の農産物で3割、ふるさと感謝券は3割となっております。本町では昨年4月から返礼割合の見直しに係る総務省通達に基づき、返礼割合を5割から3割に変更いたしましたが、本年3月の地方税法等の一部を改正する法律制定に伴い、新たに制定された「ふるさと納税にかかわる指定制度」の基準に即した中で、6月以降も返礼品メニューの新規開発に努めるとともに、パートナー企業の積極的な募集など、更なる受入体制の強化に取り組んでまいります。

(2) みなみの桜と菜の花まつり。「第21回みなみの桜と菜の花まつり」の来訪者数は、昨年度の18万1,000人を上回る21万2,000人となり、前年度対比では17.1%の増となりました。今年は年末年始の天候も比較的穏やかであったことから、桜や菜の花の開花も順調に推移し、まつり当初から多くの来訪者でにぎわう中、人力車での花見遊覧やボランティアによる抽選会など南伊豆ならではのイベントとして定着してまいりました。今後も同まつり実行委員会や関係諸団体との連携強化をもって、さらなる集客に努めてまいります。まつり期間中にボランティアとしてご参加いただきました皆様には、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

(3) 静岡デスティネーションキャンペーン。3月31日、伊豆急下田駅において土屋副知事、熱海市、伊東市、賀茂地区6市町の首長のほか、圏域観光関係者が一堂に会し、盛大にオープニングイベントが挙行されました。当該期間中においては本町でも青野川ふるさと公園や弓ヶ浜でのスカイランタンナイトin南伊豆、ユウスゲ公園ではスターライトaiaiのほか、入間、千畳敷へのウォーキングツアーなど、自然を生かしたイベントが好評でありました。また、10連休の入込状況では、石廊崎オーシャンパークで1万6,200人を超えたほか、銀の湯会館においても5,072人を数えるなど多くの来訪者でにぎわいました。

(4) 駿河湾フェリーの運営。昨年5月の株式会社エスパルスドリームフェリーによる駿河湾フェリー運航事業の撤退表明を受けて、地域に大きな経済波及効果をもたらす重要な社会インフラであり、海からの景観を楽しむ公共空間の確保が必要不可欠であることから、

「環駿河湾観光交流活性化協議会」を構成する静岡県及び3市3町による協議を重ねた結果、本年4月にはフェリー運航継続のための新組織として「一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー」を設立いたしました。その後、2カ月の事業調整期間を経て6月1日新組織による運航が始まり、土肥港にて関係市町の首長及び議長、観光関係者によるウェルカムセレモニーが開催され、清水港から乗船された来訪客のお出迎えを行いました。今後も駿河湾フェリー利

用者拡大に向けて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、令和元年6月定例会の行政報告を終わります。

○議長（齋藤 要君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（齋藤 要君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（齋藤 要君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） それでは、通告に従いまして出納閉鎖後の決算地方公会計制度と、それから一般町民からの議会の場での質問要請の2点ほどございました。その2点は介護保険関係と石廊崎オーシャンパーク関係です。どうぞよろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

それでは、最初の出納閉鎖後の決算地方公会計制度についての質問に入らせていただきます。

例年ご承知のとおり5月末です、4日前ですが、出納閉鎖をもって前年度予算の決算処理に入ります。今の統一的な会計基準による地方公会計の制度が進められ、平成27年より3年間の公会計の移行期間を経て、次の議会です、9月議会をもって本格的な地方公会計の運用となるわけであります。私は平成29年9月議会で公会計制度の援用について一般質問しておりますが、当時は総務省の統一基準に基づく会計手法への自治体側の考え方や、現財務会計システム開発もとのTKCの変更プロポーザルに対しての質問が主たるものでありました。次の9月決算議会から一般会計についても具体的に複式簿記化に対応した財務4表、これは後ほど説明しますが、財務4表や各種の財務分析がなされるものと思慮されるが、5月の出納閉鎖という節目でもあり、最初に一連の会計制度の始動概況と当局の制度に対する認識または見解を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、始動状況についてであります。当町では総務省が提示する統一的な基準による財務書類の作成については日々仕訳方式を採用しているため、理論上では5月末の出納閉鎖を経て複式簿記化に対応した財務4表が作成され、これらに基づく各種分析がなされる場所ではありますが、現状はその段階に至っておりません。この原因としては、先般策定した固定資産台帳のデータを現公会計システム提供もとのTKCシステムに移行にあたり、データの不備や移行エラーが多数発生したため、TKCとの協議、調整などでその処理に不測の日数を要しているためであります。現在では処理作業の見通しがついたため、開始貸借対照表の作成、建設仮勘定扱いとしている資産の登録を経て、財務4表を作成していくこととなりますが、専門業者への委託も視野に作成しております。

次に、制度に対する認識であります。新地方公会計制度とは発生主義、複式簿記といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産、負債などストック情報や現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産、債務の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った、自治体経営の強化に資するものであると認識しております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございました。

実は、総務省は平成29年の9月に各自治体にその作業を要請して以来、実は3年間もあるわけです。TKC側にも移行のスケジュールに対する寛容度が薄らいでいたという当時の背景があったとは思いますが、実際私も、実は次の9月の決算で、実は財務4表を見せられて、そして議会側としてのチェック機能を果たすべくもとなる資料なんです。ですから、現況はどうしても資産関係については資産台帳の3表ですね、については非常に各自治体も非常に苦慮されていると思います。

結局、決算、その裏にある背景には決算統計しなければならない、従来の現金主義であれば決算カードにそれぞれの数値を乗せまして、同一自治体との比較を常に財政計画上どうなのかという観点から分析するのでありますが、そのようなことで、実は議会側にも非常に9

月決算ということもありまして、非常に切迫しているわけです。ですから、当局は、今町長が現況についての説明をされましたが、これは早急にやっていただきたいと思います。これは後ほど、1の5のところでも質問いたしますが、今回、決算の公会計制度については非常に細かく、非常にディテール化された質問をしたつもりでおりますが、特に総務課長その1の5については、詳しく説明してください。次に行きます。

今の現況はわかりました。次に、町長が先ほど申し上げました現金主義と発生主義への橋渡しである、建設公債主義の及ぼす、財政法及び地方財政計画法の準拠に対する認識であります。

町長は非常に設問としては非常に難解であります。前問の答弁で述べられたように、町長が述べられたように、かつて地方自治法に基づく財務報告は現金主義会計による決算でありました。地方自治体は予算によって厳しい事前統制を受け、議会の役割の中心が予算審議である実態も、実はそこから来ているわけです。ですから、衆議院の予算委員会、これは非常に重要視されております。参議院は決算委員会ですが、そういう意味でスライドされて、地方自治体も全く同一であることを申し上げておきます。

そして、歳出予算は歳出権限の付与であり、その統制によって財務状況の悪化を未然に食い止めています。事前統制のための予算は現金主義会計が適しているのも、決算も当然ながら現金主義であり、その収支はなんのことはない繰越金なんです。繰越金であります。繰越金がプラスということは、年度末に資金が不足しなかったことを意味し、民間企業でも資金が不足すると支払いができないので、資金繰りをつけることは重要であります。

しかしながら、資金繰りがつくことと財務内容が健全であることは、同じではないということです。実質収支比率とか、そういう静態分析の各比率がそれを如実にあらわしていると思います。借り入れに伴うその元本償還や、資産の取得に伴う減価償却など1年間で完結しない財務活動がワンイヤールールとしてあるからであります。その反面、会計制度は1年間であり、年度ごとの収支の健全性を判断するために発生主義会計が必要になるのであります。これは、町長の先ほどの答弁のとおりであります。

そこで、現金主義会計の健全性に注視するだけでなく、発生主義会計の健全性を同時に保つために借り入れの制限が必要になるのであり、そのような中考えられたのが、建設公債主義による借り入れの制限であり、我が国の財政法も地方財政法もそれに準拠して、寄っているのであります。建設公債主義は財政会計のあり方というよりも、財政健全化のための経験則だが、現金主義会計と発生主義会計の橋渡しをしています。そのような伝統に塗り込めら

れた知恵を探ることが、近年の改革論議にありがちな浅薄な議論として今大いに取り上げられておりますが、その浅薄さに陥らない秘訣と言われております。

そこで、要旨、質問要旨 1 の 2 の建設公債主義の及ぼす財政法及び地方財政計画法の準拠に対し、当局はどのように認識しているのか、2 番目にお答えください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり現金主義会計と発生主義会計の健全性を確保するため、地方債の借り入れに当たっては予算書にその限度額を計上し、議会の承認をいただくことになっていると認識しております。大型事業の実施に当たっては、財源の確保と世代間負担の公平性の観点から、過疎対策事業債の活用を最優先としており、普通交付税額の不足分を国と地方から借り入れることで、負担する臨時財政対策債も毎年起債しております。これら元金の償還は、1 年間では完結せず、後年度に影響を及ぼし、発生主義会計の健全性を悪化させる要因となるため、交付税措置率の高い地方債を借り入れの対象とし、その借入額や償還年数は保有基金残高や公営企業会計及び一部事務組合の償還状況など、いわゆる財政健全化 4 指標の動向を見きわめた上で設定するなど、健全な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8 番 漆田 修君登壇〕

○8 番（漆田 修君） 答弁ありがとうございました。

次に、通告の 3 番目ですが、固定資産の台帳管理です。これも台帳 3 表と言っておりますが、固定資産台帳、それから基金台帳とか、公有財産台帳、この 3 つが 3 表です。ですから、それと公共施設の適正管理システムとの連動と財務計画の基本認識についてに議論を進めたいと思います。

3 年間の経過措置後、一般的に地方公会計は活用の時代に入ったと説明されています。それは、特に東京都が非常に先発自治体であります。それは統一的な基準の導入によって、必須となった。固定資産台帳の整備を契機に、公共施設等の適正な管理を進めるための見通しを立てることを意味しています。本格的な人口減少社会の到来と投資的経費の伸び悩みからすると、広域化を含めた公共施設等の維持管理の発想は不可欠であります。そこで、私はさきの 3 月議会で公共施設適正管理推進事業計画に基づく事業費の策定と、交付税措置とい

う観念から質問しましたが、この問題は公共施設の適正管理という言葉でくくれない側面を保持しております。この発想の趣旨は発生主義会計の収支から、今まで見えなかった財政悪化の原因を探るといったものでは必ずしもないのであって、それはむしろ、自治体財政健全化法の将来負担比率など、健全化判断比率に求めるべきであります。

改めて問いますが、固定資産台帳管理、先ほど言いました３台帳の管理です、と公共施設適正管理システムとの連動による自治体財政健全化法の健全化に対し、どのような対応と見解を持っているかお答えを、ちょっと難しいのですが、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町の固定資産台帳については、まもなく整備される状況にありますが、財務端末であるTKCシステムとの連動が完了しておりません。既存の町有施設を現状維持とするのか、ダウンサイジングして更新をするのか、あるいは廃止なのかといった管理方針を決定していく上で固定資産台帳の活用は必要不可欠でありますので、固定資産台帳と財務システムの連動を速やかに進め、公共施設の適正管理に努めてまいります。

なお、管理方針の決定においては、財政健全化法に基づく将来負担比率などを考慮し、事業の平準化と適切な財源に基づく実効性のある計画を策定してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔８番 漆田 修君登壇〕

○８番（漆田 修君） 非常に難しいポイントではありますが、ご答弁ありがとうございます。

次に、公営企業会計法の法適応について、特に資産と費用の関係です、についての質問をさせていただきます。

さきの要旨１の３の質問で明らかなように、その一方では発生主義会計の意義が地方公会計以上にあるのは、地方公営企業法の法適用の拡大であります。今現況は水道事業会計しか公営企業会計の適用になっておりませんが、それは下水道であるとか、そういった事業も対象の視野になってくるであろうと思われます。

そこで、公営企業の場合には当該企業の収益で賄うべきでない費用相当額、これはどういうことかという建設改良費とか設備投資ということを意味しますが、それらについては一般会計から繰り出すことを前提に、それ以外は料金収入等で回収する独立採算制が求められ

ております。その場合に重要なのは、地方公営企業会計の費用の把握であります。適切な料金の設定のためには、発生主義会計の導入による原価償却費の補足が不可欠となります。4年前から営業外収益で計上しなさいという会計基準が変更となりましたが、そういったことがオーストラージされているということなんです。そこで、一般会計、発生主義会計の重要性は一般会計もさることながら、公営企業会計ではより重要であって、総務省が下水道や簡易水道事業において法適用を進める理由も、実はそこにあるのであります。これは百も承知だとは思いますが、町長。

そこで、自治体関係者はそのことを十分踏まえていただきたいと思います。特に下水事業の場合、非適用の段階では繰り出しに対してそれほど厳しいことは言わないが、法適用になれば厳密な意味での繰り出し制限に係るとの見方もされることが多いが、それは誤解であります。法適用の拡大の要請は、繰り出し制限をかけるものというよりも費用を補足すると同時に資産を把握して、一般会計と同様にインフラ施設等の適正管理に、先ほど私、3番目で質問しましたね、そういう適正管理を促す意味があり、発生主義会計の必要性は地方公営企業会計ではより強いと言われています。そこで、この問題に対する当局の見解をお答えください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しております。このような中、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むことが必要であると考えております。特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取り組みであり、これらの取り組みを進めるためには公営企業会計の適用により得られる情報が必須であると認識しております。これらの観点のほか、国が求める令和5年度までの取り組み期間などから、本町でも令和2年度より本格的な取り組みを予定しており、集落排水を含む下水道事業では令和5年度から公営企業会計に移行する予定であります。また、簡易水道事業については現行の運用体制や将来展望を考慮し、簡易水道を使用している行政区との連携を

図りながら、早期に対応してまいりたいと考えております。

内容、経費等の詳細については担当課長から説明させます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 公営企業会計化に係る内容及び経緯について説明させていただきます。

現時点の予定であります。公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の4特別会計について令和2年度から令和4年度の3カ年かけて移行する予定であります。移行に対する経費ですが、4事業会計合わせてですが、固定資産調査、固定資産評価業務として約2,000万円、移行支援業務として約860万円、公営企業会計システム構築で約460万円、3カ年の合計で約3,320万円程度かかると見込んでおります。簡易水道事業については、町長の答弁にありましてとおり、今後区と協議しながら進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございました。

令和2年から令和4年度の3カ年で移行が完了ということですね。わかりました。一生懸命またお願いしたいと思います。

次に1の5の項に移ります。

実は、決算の地方公会計制度の実はこれがメインなんです。メインの質問になります。当初は町長答弁の中においては日々仕訳とTKCの作業のおくれ、実際にはおくれですね。おくれがその要因として複合されて、実際のスケジュールどおりには行っていないということであるが、一応質問の中では一応、このように1から1の5の3まで設定しましたので、知り得る限りで結構ですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

本題に入ります。昨年の9月議会と同様の質問をしておりますが、改めて申し上げますと地方公共団体における財務書類等の作成に係る投資的な基準を設定することで、これは効用が書いてあるだけなんです。1番目として発生主義と複式簿記の導入、2番目が固定資産台帳の整備、これは総資産台帳です。3番目はPDCAの中の最後のCAに該当すると思うんですが、比較可能性の確保を促進すると。これは、質問の1と6に重複すると思うのですが、

そういったことが設定されております。この３点につき総務省が全ての都道府県と市町村、47都道府県と1,741の市町村にその活用を要請したんです。平成29年に。ですから、実は3カ年は実態としてはそれぞれの自治体に与えられたテイクオフの期間であるというような捉え方でよろしいかと思うのですが、そこで、投資的な基準による財務書類は、私は財務4表と実に言っておりますが、貸借対照表、それから行政コスト計算書、純資産の変動計算書、資金の収支計算書、BS、PL、NW、CFという表現をしておりますが、総務省のほう、それが財務4表であります。これは既に担当部局のほうがこういう書類をお渡ししてありますね。ですから、これが実際の4表の関係の数値が、どれが移行されて貸借しているかという、これが一つのサンプルになろうかと思います。これが図表1として担当部局にはお渡ししてあります。

主な項目と認識の要旨はちょっと長くなりますが、簡単に端折りますが、標準的な統一化、それから資産評価、財務書類の様式、税財源の配分徴収、それから報告の主体、先ほど町長も言いました情報、公共団体の一部事務組合、広域連合、そういったものが主体となります。そして、純資産とその変動です。それから7番目は純行政コスト、これはさっき言いましたPLに該当するものです。そして、出納整理期間、それから固定資産等の形成、そして今回質問しようとして、1の5の1で質問しようとしております特定の時期です。これは改めて細かく言います。昭和59年以降の備忘価格1円、有形固定資産の評価基準は取得原価、不明なものは再調達原価、道路等の土地は地方債の償還期間の30年を考慮して59年以前は備忘価格1円に統一されたということです。実際はもっとマニュアルによりますと非常に細かく記述されておりますが、まとめるとこういうことなんです。そして、台帳整備済み、整備中、これは東京都、平成29年9月以前に東京都が先発自治体として既にこのシステムを開発して運用しておりました。その自治体に対する手当はどうしますかという表現があるんです。11番目に。そして、この中でちょっと端折りましたが、この中で10番について予算要求単位である款項目細節事業別、施設別の総資産の洗いがえについて、どのような経過で資産評価及び固定資産台帳の手引がこちらに、手引あります。総務省の手引というものがあります。これが、これについてどのような経過で評価づけをしたのか、ご説明をいただきたい。ちょっと、話すと町長、話すと長くなるので、ちょっと、まとめてください。1のものについてです。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、資産の洗い出しについてであります。土地家屋については公有資産台帳、町道の未登記部分については土地の補助簿である道路台帳を利用しました。また、重要物品については備品台帳を活用し、総務省が規定する1品目当たりの取得価格は50万円以上のもの、美術工芸品については200万円以上について洗い出しを行いました。その後各課、局、室ごとに公認会計士との協議を経て、総資産の確定といたしました。

次に資産の評価についてであります。公認会計士との協議に基づき、取得価格、再調達価格の確定が難しくかつ平成27年以前に取得したものについては備忘価格の1円とし、平成28年以降に取得したものについては財務情報を活用し、取得価格で評価いたしました。また、施設及び備品については総務省が規定した耐用年数を固定資産台帳システムに初期設定しておりますので、毎年の資産評価替えがシステムにより自動で行われております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございました。

総務省の指定のマニュアルの中では、資産評価及び固定資産台帳整理の手引として非常に細かくうたっております。ですから、全部を拾い上げて、例えば備品台帳の中のそれぞれのカテゴリー別に分けて分類し得る最小単位のカテゴリーに分けて、その中をまた、さっきの条件を複合させて、そこからすくい出してこれはこうですよ、これは1円ですよ、これは再調達価格ですよということを1個1個、1品ずつやらなければならないという非常に膨大な作業が実はその裏にあったということなんです。ですから、そこが私も十分理解しております。そういうことで、なるべく早く9月議会に間に合うようにお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

予算編成と日々の仕訳についてであります。実はこれが非常に難しいです。現行の現金主義会計でも同じことは言えますが、予決算額の対応額の埋め込みの問題なんです。新統一基準では埋め込まれる側の予算体系と、日々発生する支払い伝票、負担行為伝票も一部入りますが、その会計のアップデートがうまく合致するかの課題であります。予算側の事業区分と日々仕訳側の説明コード及び仕訳コードの問題であるが、つまり予算を立てる段階から仕訳変換表に沿って予算科目体系を設定しておく必要があります。マニュアルのほうでは全て予算会計科目コードというのは設定されております。それから、財務会計の歳入歳出データ

の仕訳コードが1対1で割り振られ、資金仕訳変換表に即して全て自動で仕訳データに変換されて効率化に資することになるのであります。そして、各自治体共に、ここが一番の苦慮するところなんです。本町の場合はどのようなメカニズムで予算側の款、項、目、細目、事業コード化をしたのか、また、日々仕訳側では節、細節、説明コード及び仕訳コードを図ったのか、そこをご説明ください。簡単に端折ってもらっても結構です。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のとおり予算の細々節にどの仕訳コードを紐づけるかが、日々仕訳の実施していく上でも最も重要であり、最も時間を要するところであります。本町では平成29年度から日々仕訳を実施しておりますが、平成29年度当初予算を配当する時点で他市町やTKCから情報収集を行い、財政係が全ての細々節に仕訳コードを1対1となるよう割り振りました。このため、伝票を作成する時点で全ての仕訳が自動化されるシステムとなっております。

なお、予算コードなど従来から細々節を細かく設定してありましたので、特段の変更は致しておりません。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございます。

実は、仕訳、日々仕訳の一つのパターンを申し上げますが、ほかの部門の方は何を話しているのか全くわからない状態ではまずいのでありますので、実は住民税の調定と収入のことを一つだけちょっと挙げてみます。

仮に2月3日に調定が500万あった。そして、3月3日に収入が450万あったと。こういう場合の仕訳をちょっと申し上げますが、2月3日、BSの未収金というんですか、バランス、貸借対照表の未収金500、そして貸方、NWの税込等を500と貸方で上げます。そして、3月3日の収入伝票ではCFです、キャッシュフローの税込等の収入が450、そしてBSで当初計上した500を消さないといけませんから、貸方でBS未収金の450、こういう形の仕訳を日々の支払伝票もしくは収入伝票で上げる必要があるんです。これは、単一仕訳であります、実は複合仕訳というのがありまして、先ほど町長が言いました、当初から予算もこれは仮勘定にするのか、あるいは修繕費にするのかということは予算策定段階で既にわかっては

おりますから、そういう複合仕訳の発生もあるということなんです。ですから、会計学の知識がなくても、あらかじめ予算策定側でそういうことを設定しておけば、普通の事務員さんでもそれが可能になるということなんです。効率化を上げるというところであります。こういったことが日々仕訳と言っております。ですから、これは町長も言われたとおり、ある一定のスケジュールにのっとって作業は進んでいるよということでもあります。ただ、今の段階では、この時点では私は安心はしております。

次に1の5の3の、要旨1の5の3、総資産台帳システムと財務会計システムの連携、これについての質問をいたします。

全ての伝票が法会計の複式仕訳が自動的に行われる仕組みと同時に、資産となる支出の場合や備品登録が必要な場合は、総資産台帳に内容を登録し、必要に応じて固定資産台帳、公有財産台帳、備品台帳を抽出して作成できるようになるのであります。つまり、予算策定段階で資産取得のための支出か、費用支出とするための支出か、私、先に申し上げましたが、その説明コードにおいて1対1で特定し、資産となる支出として整理されたものは支出命令書を起用する際に資産台帳の登録が必須となります。支出命令を起票する際に重要なことは、複式仕訳において当該物件が完成し使用できる本勘定です、となるのか未完成状態の建設仮勘定となるのかを事前に知っておくことであります。それが資産台帳に登録する物件は工事請負費だけでなく、建設業務委託料などの複数科目から成る場合が多いからであります。その工期が1会計年度及び、要するに一般で現金主義で言う繰越明許です、1会計年度を超える建設中の道路など、完成前の有形固定資産への支出を仮に計上しておくための勘定科目で、完成した時点で本勘定に振りかえる。合わせて減価償却の対象となるものであります。本町の場合、その費用の認識、測定はいかがなっているのかお答えください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本勘定または建設仮勘定とするかの判断については、担当部署の判断にゆだねるところが大であります。基本的な考え方としては、供用開始となるまでに複数年を要する案件については、年度ごとに工区が決まっている場合は単年での資産登録とし、工区などで工事内容を分けることが不可能なものについては、一時建設仮勘定で処理し完成時点で本資産登録を行っております。伝票作成時点で自動的に仕訳ができるシステムとはなっておりますが、予算要求の時点で資産取得のための支出か、費用処理のための支出かを誤ると、正しい日々

仕訳が成立いたしません。このため、職員一人一人が日々仕訳の意味を十分理解し、予算要求の段階から適切に対応することが肝要であると考えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございました。

今申しあげました枝の1から3までが、この地方公会計決算の制度についてのメインであります。おおむね答弁の裏に隠された要件を類推しますに、これは総務省の統一基準が裏に見え隠れしておりまして、ただ、スケジュール的に遅れているということの認識でよろしいのでしょうか。それだけ、ちょっと担当課長でも結構です。

○議長（齋藤 要君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えいたします。

ご心配をかけて申しわけございません。現在平成28年決算を反映した開始貸借対照表を作成することが、まず重要な1点目であります。これに向けまして、固定資産台帳を作成する時点でデータ欠損とかがありまして、うまくTKCの基幹システムへの吸い込みができませんでした。そのところをTKCと協議をいたしまして、今回TKCの全面バックアップを取りつけましたので、今年度かけましてこの辺を整理をし、とりあえず29年の日々仕訳の反映、そして30年度の日々仕訳の反映をもって31年度末までには29年度及び30年度の財務4表の完成を急ぎたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございます。

ぜひ、それをお願いしたいと思います。

次に、それが出来上がったよと、そしてあと、9月議会は否が応でもその財務4表が出てきますけれども、議会側もそれに対応しなくてははいけません。ですから、議会の場で財務4表を分析しながら、当局と町長発信をしなければいけないんです。3ヶ月後には。ですから、そういう時期的なものも迫っておりますので、議会人としては、これは絶対に理解しなければいけない必須項目であると思います。ですから、そういう意味で当局側もその全体的な移行スケジュールを間に合わせるような努力をお願いしたいと思います。

次に、できあがったものとしての、その財務書類の分析の視点と活用方法はいかがか、その観点の議論をちょっとさせてください。

全ての地方公共団体が平成30年度までに作成しなければならない財務書類は、連結財務書類であります。特会も含めてね。連結財務書類であります。私たち議会人はこれらの財務書類を活用して、当該団体の3Eです、経済性、効果性、効率性やVFMは含めません、の観点で分析評価をして広く公表することが望まれております。一般的には財務4表を用いて、次の6ポイントの分析が可能となりますが、その視点として、視点の図表の2というのを、手書きの資料のものです。これはお渡ししてあります。図表の2、要するに財務書類分析の視点ということで渡してあります。それがどういうことかと言いますと、資産の形成度、将来世代に残る資産はどのくらいあるか、2番目は世代間の公平性です。現代と将来の負担は適切か、それから持続の可能性、健全性です、どのくらい借金があるかということ。そして効率性、そして弾力性、自立性、自立性は受益者負担の水準はどうなっているかということなんです。財務書類の活用方法は行政内部の活用と行政外部での活用が、総務省のマニュアルの中に実は掲載されております。当局には図表3として手書きのこの書類を渡してあります。その中で、特に内部活用について、本町なりにそしゃくした見解または認識をお答えください。前提は、人口減少が進行する中で限られた財源を賢く使うことにつなげるということが前提であります。内部についての見解、ご認識を承りたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新会計制度導入の最大の目的は行政コストなどの財務情報の明確化と既存施設の適正管理をもって行財政改革の推進を図ることです。令和2年度までに全国の自治体で個別施設計画の策定が義務づけられている現状を踏まえ、資産全てを耐用年数経過時に同規模での更新を仮定し、これらの算定費用をベースとして適正かつ相対的な投資のあり方を検討してまいりたいと考えております。新公会計制度のもとで作成される財務書類は固定資産台帳の整備化と相まって従前のものより精密なものとなり、施設ごとの経営状況を如実に反映したものになります。現時点では策定には至っておりませんが、その内容を分析し、公共料金の改定のほか、将来的な施設のあり方を考える上で極めて重要な資料とするなど、活用の効果は大きいものと期待しているところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 答弁ありがとうございました。

マクロ的な視点とミクロ的な視点です。実は答弁としてミクロ的な視点の重要度、優先順位の高いものが2、3ご答弁いただいているのかなと思っておりますけれども、それは町長、承知済みですよね。あえてこういう大まかな総括的な答弁になったということですね、いいですね。そこで、質問書の一番下のところに実は3Eの原則というものを書かせていただきました。ちょっと時間があるので読みますが、行政活動の実績は経済性掛ける効率性掛ける効果性なんです。経済性、これはエコノミーのEですが、費用を単位行政量で割ったものです。効率性、エフィシエンス、これは活動量を費用で割ったもので、いずれもEがつきます。そして効果性、エフェクティブネス、これもEがつきます。目標達成度をその活動量で割ったものが行政活動の実績として行政評価上の数値として羅列された。ただ、単年度の数字が出ているんです。これは時系列でその自治体の数字を、推移を勘案して評価しなければいけないという、そういう3Eの数字の特性があるわけです。それから同一自治体、同一規模自治体との比較も当然あります。これは決算カード等でも分かりますが、そういったことを分析しながらやっていただきたいと思います。

時間も時間ですので最後の質問になりますが、広義の公監査包括目的の展開、ちょっとこれは非常に難しいんですが、私もよく理解し切れませんでした。その専門書を読んで、会計学の専門家でも多分これは理解する人は非常に少ないと思うのですが、最後の質問となりますが地方公共団体の住民の税金の支出については前述のとおり、前に述べたとおり行政活動にかかわる経済性、効率性を実現し、行政成果の有効性の評価と同時に統一会計基準による財務書類の適正性とコンプライアンスです、準拠性、の業績結果の評価、監査を受け、専門な言葉が並んで申しわけないのですが、これを議会の場、または監査の場を通じて住民に開示することによってパブリックアカウンタビリティ、公的説明的責任が履行されるのであります。別紙の関係書類、実は当局にはお渡ししてあります。こういった書類が図表4として渡してありますが、公監査包括目的の展開の10段階というものを事前に手渡しておりますが、この件について簡潔に当局はどういう認識をされますか、公監査について。公監査の包括目的ですが、どういった認識をされているのか、それをお答えいただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

公監査とは正確性及び真実性の観点から、財務諸表監査のみならず法規準拠性監査及び業績監査を含む包括監査であり、近年特に公監査の特徴である業績監査の重要性が注目されていますが、現行制度においては都道府県、指定都市、中核市に義務づけられ実施されていると認識しております。現在本町では義務づけられている例月出納検査、決算審査、定期監査を実施しているところではありますが、任意監査となる業績監査等においても公的説明責任の面から重要であると考えますので、調査、研究を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございました。

この問題はちょっと私も難しいなと思うんです。実は、平成16年、確か岩田町政のころでしたが平成の第1回目の市町村合併がありました。当時議会側では行財政改革特別委員会というものをつくりまして、委員会をつくりまして議員なりに研究したのですが、当時私の分担したのが行財政改革のための行政評価システム、これは読むと約60ページぐらいございますが、その中で非常に細かく、これは当局にもお渡ししましたね。ですから、お渡ししてあります。こういったことも先ほど言いました図表4の中の一つとして、これが行政評価ということがこの中でうたっております。行政評価のまとめの中には、一番最後のページですが、地方自治体の行政評価システムの導入が自治体の行財政運営の効率化、減量化に矮小化されてしまわないためにも、政策評価は究極の目的とする意味で、理想は住民共生型、政策形成のためには自治体行政の水準を官庁指導型の行政管理から官民協調型の行政経営でさらに住民主導型の政策経営へと展開していくことであるという具合にレポートを最後にまとめました。当時私がまとめました。しかし、それが岩田さんは、合併は失敗したのでありますが、そういったことで議会は常に政策提言をして、当局側にそういう努力をしていたということだけは理解していただきたいと思うのです。

一連の答弁、ありがとうございました。今こそ私たちは公経営監査の観点で分析評価して、これを住民や利害関係者にこういうことを説明し、活用しなければならない時期に来ておりますということを述べながら、次の要旨2の問題に入らせていただきます。

次の要旨2は、これは一般町民からの議会に質問してちょうだいよと言われたことをまとめました。第1番目は介護保険事業と自治体の関与ということではありますが、さきの予算委

員会で、これは予算委員会でも質問しましたが、先般の改正介護保険法改正により、介護保険の保険者である町は第7期事業、1年、3年を1事業のスパンとして捉えておりますが、第7期事業として自立支援や重度防止に取り組むため、計画の中に取り組み内容及び目標を記載することとし、合わせて県が保険者支援を行うことを法律上位置づけ、都道府県が策定する介護保険事業支援計画に具体的な支援内容や目標を書き込んでもらうよう義務づけたのであります。そういう背景が法改正があった背景がその当時ありました。今回この質問をすることとなった背景は、一般住民からの先ほど申し上げました個別要請があったからであります。それは、要介護3以上でその該当者の子供たちも現生活拠点が遠隔地で、なおかつ年金収入も国民年金、多少預金ではありますが、介護施設の居宅サービスを受けるには相当な経済負担で困っており、一方では介護保険料が年々高くなる、このような中で保険者である町は何とかならないかという趣旨の相談でありました。私は知り得る限り、100%正確かどうかはわかりませんが説明をしました。施設運営主体は自治体でなく社会福祉法人でなければできないことや、相談者の年金額をもって満足できる可能性の高い特養施設は待機待ちとなることが多いことなどを説明しました。個別に担当部局に質問し、答えればいいのですが、議会の場で改めて問います。この案件について当局の正確な答弁をお願いし、伝えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町が居宅介護運営の主体になれるかということについてですが、その中でも特に施設介護運営についてお答えさせていただきます。

施設運営について公立で実施している自治体は県内ではありません。その理由としては、直営で実施する際には施設整備に係る費用、運営に係る費用経費など、財政負担が非常に大きいことが挙げられます。公営、民営にかかわらず、運営上において静岡県指定を受け、介護保険法による基準を満たすものでなければなりませんし、施設入所の優先順位等についても介護保険法に準じたものになっております。町の施設待機者の状況ですが、平成31年1月1日現在の調査で、特別養護老人ホームの待機者が60名おり、そのうち6割が老人保健施設等の施設に入所をしており、4割が居宅で待機している状況です。特別養護老人ホームは部屋のタイプや入所者の介護度により自己負担額に差がありますが、一般的に多床室のほうの利用料が安いので、多床室タイプの施設に申し込みが集中する傾向があります。

次に、特別養護老人ホームに入所する際の基準ですが、介護度、経済力、介護力、住所地等を点数化し、各施設で入所判定を行い、申し込む順ではなく、重度な方から優先に入所する仕組みとなっています。ただし、特例的に要介護2以下であっても入所可能な場合もあります。また、入所者の所得等により低所得者に対し食費や居住費の上限額を設定し、減免する制度もございます。在宅での介護や施設入所の費用負担等に苦労される皆様には、介護保険制度上もさまざまな対応をしておりますが、高齢化や独居高齢者の増加が多い町としてどのように支援していくかが課題となっております。町民の皆様からの介護保険制度の説明、相談については福祉介護課窓口にて随時受け付けておりますので、お気軽にお立ち寄りいただくようご案内いただければと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございます。

次の質問の答弁まで先にいただいちゃったのですが、これは先ほどの担当の課の窓口にお願ひすれば、ペーパーでもらえるわけですね。そういう説明は、そうですね。では、そのようにさせていただきます。これは、2の1の2はここで省略します。

次に、最後に石廊崎オーシャンパークの進入道路等についての質問をさせていただきます。

平成31年4月から、先ほども行政報告でありましたが、オープン後の約3週間目ですが、実はある方から私のところに言ってきたのですが、オーシャンパーク見学に行った人と久しぶりに見た石廊崎の景観はさすがだと。岩崎産業の閉園後、車で近くに行けたのはまことによかった。ただ、行きも帰りもそうであるが、オーシャンパーク進入道路の途中目につく鉄骨のさびついた、あの建物は何かならないかということで、早速私、翌日に行ってきました。確かに、言われてみると非常に気になる施設でありました。東伊豆町の別のある方から言われたのですが、つるし雛の絵をその会場とかそういうところも見えないように、大きなパネルで覆ったというようなことをしたと言っていたんです。ですから、それをすっかりそのままということではありませんが、進入道路の左側数十メートル、高さ2メートル余りのあの辺に菜の花と桜まつりのカラープリント絵とか、もしくは伊豆七島、眺望の伊豆七島の絵である、そういうものをもって隠せないか、また、合わせて当該物件の所有者等にも働きかけて撤去かたをお願いするなどのお考えはありませんか。側聞によりますと町長、岩崎産業の会長ですから、会う機会がちかじかあるように聞きましたので、その場でもそういうこ

とをお話していかれたらと思います。

もう一つ、実は言われたことがあるのですが、オーシャンパークのレストランのメニューの件です。地場産品、特に海産物の二次加工等による新メニューの開発等の考え方はありませんか。これは石廊崎の方に言われました。例えば、地場産の天草からところてんをつくるような、弓ヶ浜でやっております何とかラーメンってありますよね、上に海老が乗った。そういうものであるとか、そういったメニューに変えない限り、普通の一般の観光客にカレーとかラーメンとかチャーハンでは困ると。二度と来ないという、ですから、その辺の町の関与が非常にしにくい部分があるかと思うのですが、手放した以上、そういったことも合わせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の廃墟物件については、ご承知のとおり、元係争相手の所有地内に存在しております。長い調停期間を経て平成25年度に用地を取得が完了し、平成28年度から再開発事業に着手する中、県道からの侵入の工事に係る隣地協議のほか、景観確保に向けた各種交渉を試みてまいりましたが、これまでの強固な拒否姿勢は変わらず、事態の解決には至っておりません。その後においても侵入路の完成時あるいはオーシャンパークグランドオープンに際し、現地確認を求めるもののなしのつづてでございます。

今後石廊崎オーシャンパーク整備においては周辺の緑化や管理棟の新設など、継続事業も多々残されており、廃墟物件の撤去依頼といった交渉から関係が悪化した場合、当該事業計画が停止することも危惧されます。本町を代表する観光地、景勝地としては早期に解決したい重要な課題でありますので、今後も慎重にことを進めながら適切な環境整備に努めてまいりたいと考えております。先日、ちょっとある会で東京に行ったのですが、東京でも事前の噂というか、予想というか、その岩崎さんの社長が来られるのではないかと、それを国会議員の先生が会わせるような、その話まで行ったのですが、なんせ一会場5,000人もいて、5,000人の中から一人の方を探し出すというのがなかなか困難で、1時間ぐらいしかいなかったものですから、お会いすることはできませんでした。また、今担当課のほうからも常に連絡をとっていただいて、いつでも社長が東京に来られるときは会いに行くというスタンスでおりますので、もうしばらく時間がかかるかもしれませんが、お待ちいただきたいと思います。

また、レストランメニューに関しましては、考え方もいろいろありますけれども、まだとりあえず2カ月の運営ですので、当初はどういう形で売り上げを伸ばすかというところも模索しておりましたので、今の形で進めてきました。いろいろと私もそういう思いはありましたけれども、できれば海産物ですとかそういうものも提供することが可能であればと思いますけれども、逆に町内のほかにもおいしい海産物を提供するお店があるので、そちらも利用してもらおうということも踏まえ、そして今、レストランで働いている方々とも以前お話をしたキンメのおろし方をいろいろ勉強して、ご自身たちで努力されているということも聞きましたので、今後の進みぐあいを、運営方針をまた皆さんでいろいろとご協力をいただきながら、アドバイスをいただきながらお客様に対していいものが提供できればと思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 時間になりましたので、以上で終わります。

○議長（齋藤 要君） ここで漆田修君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 谷 正 君

○議長（齋藤 要君） 4番議員、谷正君の質問を許可いたします。

谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 通告によりまして2つほど質問をさせていただきます。

まず、第1番目の質問であります、最近ではこれがテレビ、それから新聞等、記事として出ない日はありません。また、今月の末の6月28日、29日、大阪におきましてG20サミットの首脳会議が開催される予定であります。それに先立ちまして6月15日、16日には持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合が長野県の軽井沢で開催される予定です。これはG20サミットの閣僚会議であります。それから、安倍総理は4月22日から25日まで、このG20サミットの前置きですか、連携強化成功に向けて幾つかテーマがあるのですが、テーマのすり合わせのために欧米主要6カ国の歴訪も行って、当然この海洋汚染の関係は議題となったということが報道されております。

これは今問題になっております海洋汚染や海洋マイクロプラスチック等をテーマとしてこのG20サミットに議題としての安倍総理の意思のあらわれと考えている報道がございます。また、あとで述べますが、今町長と副町長をお見受けしますと、SDGsの国連のバッジを胸におつけしているものですから、これにつきましても後ほどお話を伺いたいと思います。

それも踏まえて一般質問をさせていただきますが、南伊豆町はご存じのように伊豆半島最先端に位置して西は日本一深い駿河湾、東は相模湾が、最先端の石廊崎は黒潮が西から流れる太平洋に接して、その海岸線は南伊豆町だけで57キロに及び、また、古来から海上交通の要所でその歴史的な産物というのは、先ほど同僚議員からもありましたが石廊崎等に遺跡や文化財として多くのものが存在しているところであります。また、この海岸線につきましては南伊豆町、松崎町、西伊豆町とともに昭和12年6月15日に国指定の名勝伊豆西南海岸に指定されて一級の観光地として特別な地にあり、また最近では伊豆半島ジオパークとしてユネスコから指定されて観光客等が県内外から来訪しているというようなことになります。また、伊豆七島、駿河湾や神子元島周辺は南伊豆町の漁業の特徴であります日帰り漁場の漁場になっているのですが、この漁場につきましては近海では日本一の漁場といいましても過言ではないと。その産出された魚介類は、地元よりほかに首都圏の台所であります築地、現在の豊洲へ出荷され、その日帰りキンメや伊豆半島のスルメイカ、イセエビは広く首都圏を含む関東圏に伊豆ブランドとして定着されております。

また、昔台湾で航空機事故でお亡くなりになりました作家の向田邦子先生がそのエッセーの中で、伊豆下田のイカを使ったいわゆる塩辛というのを書いてもあります。近年ではまた、国のインバウンド施策での外人観光客の誘致や、昨年度からのJR6社との、それから指定自治体や地元関係企業との合同企画で皆様が見たことがあるかもしれませんが、女優の吉永小百合さんの出演のDC、それから第二の黒船と言われた伊豆急行の開通、それから現在は

第三の黒船と言われています伊豆縦貫道の開通が目に見えてきたと。これにつきましては、伊豆半島の地元の私たちだけではなくて、観光面での完成も変化の兆しが見えているとのマスコミの記事があります。

そこで町長、副町長に事前に南伊豆の海洋汚染とか海岸漂着物の現況の写真ですが、これは昨年の10月の台風24号の海岸漂着物の写真を事前に提示してありますが、それらを見た感想をぜひ、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

この写真の資料の提出をありがとうございました。これは大変大きな問題であると思います。今、全国的にSDGsのマイクロプラスチックを初め海洋汚染というのが大変問題になっておりまして、プラスチックごみが海外に輸出されているということ、中国が拒否をしたためにマレーシアですとかフィリピンで大変大きな問題になっているということです。我々日本から出たごみも大変海外に渡っているということで、我々日本人として自分たちがやはり、モラルを持った対応をしないといけないと感じております。

この写真を見る限りですけれども、やはり海から、外洋から流れてきた浮遊物というのも多々あるとは思いますが、やはり河川から流れ下ったものが海で砕けてというところもあるかと思います。先ほど申したとおり、我々山のほうに住む人間、里山に住む人間も、やはり日ごろからそういうごみが、捨てようと思って捨てている人というのはわずかしかないと思うのですけれども、風で飛ばないように、台風などで風で飛んで、それが河川を下っていくということも考えられるでしょうし、さまざまなことをやはり、住人一人一人が気をつけなくてはいけないのかなというふうに感じております。

5月12日ですけれども、下田多々戸浜で第41回の黒船サーフィン大会がありましたけれども、そのときに環境省のほうの方と、それから勝俣環境大臣政務官が来ていただきまして、多々戸浜のマイクロプラスチックを拾うというビーチクリーンという行事がありました。それに私も参加させてもらいましたけれども、本当にもう米粒よりも小さいプラスチックの破片というんですか、それをみんなで拾って、サーフィンをやった後の大会に参加した選手、それからご家族の方、応援の方の皆さんで多々戸浜をきれいにしたという経過がありますので、南伊豆町でもまたそういう事業ができればと考えております。何にしても、地域の人たちがしっかりとごみを出さない、正しいごみの処理をするということが、これが大事だと思

いますので、海岸清掃も含めた中で地域の住民の方には、やはりまた周知をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今町長の答弁の中で南伊豆の山からというんですか、それに限らず海だけではなくて山からというような話も、それについても青野川を見ますと、大雨が降りますとFRPも軽いのが流れたりというのが、それが風だと波で岩に当たって、それが砕けてというのは、そういうのも一面はあるかと思うのですが、その中で、資料の中に直径が5センチから10センチぐらいの化学製の黄色いロープだと思うのですが、これらというのは化学製品なものですから、よく自然のことを議論するのに土にかえるという発想の言葉を聞くのですが、これらの化学組成についてはなかなか自然サイクルでは浄化されないというようなことがありますて、これが具体的には南伊豆町の漁業というのが日帰り漁業のほうなんですけどキンメだとかそのスルメイカが主なんですけど、それらをスクリーンでときどき巻き込んだりしているということがあるものですから、それらの対応というのは、原因が南伊豆町では恐らくないと思うのですが、ただ漂着してきた市町については、そこで処理しなければ当然海岸が汚れているというのですか、流入人口が増えた中で観光客の方が海岸が汚れていると二度とこないよというような認識にもなると思うのですが、それらについて大きな考えの中で観光地としてどのような形で解決、なかなか解決というのは当然難しいと思うのですが、今までのそういうものに対する南伊豆町の対策、これについては私も役場にいたものですからある程度の昔の海中クリーン作戦とかというような銘打ってボランティアダイバーを募りまして、その人たちの協力のもとに海中に沈んでいるゴミ等の廃棄物、そういうものを拾ったというような事実があるのですが、それと最近ですと小学生を含んだ海岸陸上ボランティアの方々に海岸を清掃していただいているというようなことがありますて、一定の効果というんですか、そういうものは確かに見受けられるのですが、それらの抜本的な対策の検証というのですか、先ほど来申し上げます南伊豆町だけで57キロの海岸線があるものですから、なかなか要領を得ないとは思いますが、それらの検証を行ってきたのか、また現在どうかというのをお聞かせ願いたいです。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における海岸漂着物、海中浮遊物に対する対策としては、不定期であります但海中クリーン作戦のほか夏季対策における環境美化運動や海水浴場の清掃事業に係る補助金交付などが挙げられます。海中クリーン作戦においては平成6年度に実施してから運営主体などが変わっているものの、海に特化した環境意識の醸成を図りながら継続した取り組みが浸透しており、所定の成果は上がっているものと認識しております。また、台風時による漂着物処理などで処理が難しい事案等については、地域の自助努力にもご理解をいただきながら適切な処理に努めているところであります。

現状においては海岸部で定期的な事業展開は実施しておりませんが、台風や高波の発生後は海岸地区から情報提供や漁港施設等の安全確認など、職員による目視での状況確認を実施しております。また、本町では5万7,455メートルという長い海岸線を有していることから、その実態の全てを把握することは難しいのが現状であり、海中浮遊物の有無についても職員等による存在確認は不可能であることから、漁業関係者や関係団体などからの情報提供に頼らざるを得ません。

一方で、海水浴場など観光客の訪れる場所では比較的きれいな状態で管理されており、これらは議員ご指摘のとおり地区の方々による清掃活動など自助努力によるものと認識しております。漂流物や浮遊物の処理は発見し、回収処理する以外に効果的な対処方法がありませんが、地域によっては高齢化などから清掃作業等が困難な状況にもありますので、環境省や静岡県からの指導やご支援、駿河湾を囲む広域的な自治体連携などの取り組みをもって実行性の高い施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今町長の答弁の中で、集落である程度なのというのを今までやっていたということなんですが、ご存じのように限界集落だとか消滅自治体だとかというような中に南伊豆町が入っているということ、それからその海岸集落の中で、確かに集落の中にお住まいの方はいるので、日帰り漁業とか沿岸漁業とか地先漁業を営んでいるのですが、何せ高齢化が非常に進んでいる中で、集落任せではなかなか限界があるし、汚れる一方だと思うのですが、それらを踏まえた中での考えというのは、現時点ではお持ちですか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

各集落の対応については、現時点では町としては予定等はしておりません。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔４番 谷 正君登壇〕

○４番（谷 正君） 今町長の答弁で、いわゆる海岸線にある程度、いろんな漂着物が来ているということは認識していると、それから過去に海中クリーン作戦とか海岸清掃というのをボランティアで行うことをやっていたと、それから集落任せで現時点では考えていないということなのですが、これは町長、副町長もご存じだと思うのですが、この問題については南伊豆町、静岡県、大きく言うと日本だけではないと思うのですが、少なくとも南伊豆町のいわゆる軒先というのですか、それだけはある程度の認識を持って清掃というんですか、そういうものをやるべきだと思うのですが、その中で南伊豆町単独でそういうものを行動を起こしてやる南伊豆町の細々とした予算の中では、当然環境の負荷に対する事業費というのは膨大なものになると思うのですが、南伊豆町が加入しています広域連携会議とか、これは静岡県の土屋副知事が音頭をとってやって、それからまた、賀茂郡の円卓会議とかというようなものがあると聞いているのですが、それらにこの伊豆半島の市町が抱える問題として問題提起なり行動を起こすような考えがお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

環境省所管の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処置等の推進に関する法律の施行を受けて、静岡県では海洋漂着物対策地域計画を策定し、海岸漂着物対策の基本的な方針や重点区域関係者の役割分担や相互協力に関する事項などをもって環境保全に向けた取り組みを進めております。なかでも海岸漂着物の発生、抑制に関する事項として、周辺国に起因した大量の漂着、漂流物という事例もある中、静岡県においては山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものが主体であることから、海岸を有する地域のみならず全ての地域において共通の課題であるとして国、県、市町、県民や民間団体との連携による効果的な取り組みが進められております。

議員ご指摘のとおりその多くは自然に溶け込む物質ではありませんので、環境に与える有害性は顕著であり、自治体が単体で抜本的な解決策を導き出すことは極めて難しいと思いますが、環境省の循環型社会形成推進基本法に基づく中で、地方公共団体に求められる役割を踏まえ、海岸漂着物の根源となる廃棄物等の発生抑制に努めていかなければならないと考えております。賀茂圏域内6市町においては全ての市町で海岸部を保有し、その海岸美と自然環境を観光事業の柱としておりますので、共通課題として認識を深め、連携強化のもと環境保全に向けた情報発信にも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） ご答弁いただいたのですが、その中でたびたび今問題になっております海洋汚染の問題につきましては、町長、副町長が胸につけていますSDGsの関係で、これは持続可能な開発目標という形で2030年までの15年間で、その目標を達成するというような形で、その国連の大きな運動という形の中で、その17の目標の中で作りまして、その中の14番目がいわゆる海の豊かさを守る、それから15番目が陸の豊かさ、森の豊かさを守ろうというようなキャッチフレーズと聞いています。

そういう中で、具体的な話として169部門があるということで、これにつきましても話は前に戻るのですが、G20のサミットの中でも日本国が議長をやるものですから、これを全然知らないよというような姿勢はとらないというような方向を私は考えているのですが、そういうものを含めた、残念ながら静岡県はSDGsのプラットフォームの中には静岡県の名が入っていないくて、浜松市と静岡市しか入っていないのですが、南伊豆町が入るとすることは、当然人員とか事業費とかの問題がありますが、それは現時点では不可能と思うのですが、そういうものを踏まえて積極的に広域連携会議だとか円卓会議、それから大きな問題となれば、また県のほうでは、別な組織をつくろうというような考えが出てくるかと思うのですが、そんな中で南伊豆町賀茂郡の市町、ただいま町長が言いましたように全部の市町が海に面しているというような事情がありまして、またいわゆる観光立町、観光立市ということ、それから同じように近海漁業だとかというような、地先漁業だというような状況は共有していると思うのですが、それらについて提案を、いろんな場において声を上げていただきたいと思うのですが、その辺の考えというのはもう一回お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

当然のことながらみんなで各市町の皆さんと、これは進めていかなくてはいけないというふうに思っております。

議員が大変SDGsについていろいろお勉強をされているようですが、私もここ数カ月はこのSDGsのことをそんなには勉強していないのですけれども、かなり興味を持っていますいろいろな研修会も行ったりしている中ですが、確かにこれは、もう国連規模の話ですので、国連の第7代事務総長のコフィ・アナン氏、それから第8代のパン・ギムン氏と伝わってきたのSDGsということで、これは歴史があります。2007年から始まっていることですので大変歴史がありますので、当初はSDGsというよりもMDGsといって、ミレニアムということでしたので、持続可能なというよりも、ミレニアムな開発ということやってきました。その中では飢餓とかそういう問題が、学校に通えない子供たちをというのが一番メインだったのですけれども、今はもう17の目標と169の細かい内容をということで、先日行った講演でも、できれば17の項目をすべて達成するように努力をしようというお話がありましたけれども、なかなか17の項目を達成するというのは難しいですし、片山大臣とお会いしたときも、片山大臣もこういうのを目標にしようよというお話もいただいていますので、南伊豆町が入ることかどうかはまたちょっと別問題としても地域を挙げて、大きく言えば美しい伊豆創造センターを初めというんですか、伊豆半島全体でこれは考えていかなければと思いますので、そのような運動をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） ぜひ、それはお願いします。今町長の前の答弁の中で、環境政務官の勝俣先生、それから余り皆さんご存じないかと思いますが、環境副大臣が浜松市のほうの出身の城内先生で、それから地方創生の関係が片山先生なものですから、ある程度静岡県の中でつながっているのかなという感じがするものですから、そういう形の中で私の聞いているところによりますと、「声を大きくして出してください」というような方向性があるものですから、それはぜひ、お願いしたいと思います。

これで次に移ります。

今後の具体的な行動、活動をどのように考えるかということなのですが、ご存じのように

皆さんに聞きますと主要産業が観光だよと、その基礎となるのは一次産業である農業、漁業だよというようなお話をするのですが、このいわゆる海洋プラスチックとかそういうものを追っていきますと、イセエビ漁だとかいわゆる海岸のノリだとかヒジキだとかワカメ等に多大な影響が起これると思うのですが、実はもう起こっているかもしれないです。それから、弓ヶ浜で卵を産みますウミガメ等についてもレジ袋が胃の中に入っていたというようなこともマスコミではあるのですが、それらについて考えというのですが、当然先ほど集落、ある程度の集落任せで現時点ではいっているというようなことがあるのですが、今現在日本での記事を見ますと、まだまだ大きな運動にはならないのですが、ボランティアというのですか、自然保護の関係でごみ拾いツアーだとかという、いわゆる自分たちがお金を出して泊まって、海岸のいわゆるそういうごみを拾うというようなツアーもあるそうです。これは何か聞くとところによりますと、近年その交流が深化しています杉並区の方も、何か行動を起こしているというようなことがあります。それから、もう一つは資金の関係で、別な件で私は前に質問したのですが、クラウドファンディングだとか、それからもう一つはふるさと納税、それからもう一つは作家の曾野綾子先生が前に理事長を、今やっているかはちょっとわからないのですが、日本財団というのが、前に笹川良一先生がつくりまして、具体的には田町にあるのですが、それらの中にその海洋事業の関係の補助金があるというようなことを聞いておるものですから、それらを含めて考えて事業を進めるというような考え、それからもう一つは現在作成中の南伊豆町の総合計画の中に、こういう環境保全のものを具体的に入れる考えはないのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

SDGsは議員のご説明にもありましたように加盟国193カ国により17項目の国際的な目標を掲げ、そのゴールを目指すとしたものであります。当然ながら我が国においても各省庁にわたりその取り組みが求められるものであり、環境省においても第5次環境基本計画の基本的方向性においてSDGsの考え方を活用し、環境、経済、社会の統合的向上を具体化することなどが示されております。また、身近なところでは5月14日の静岡新聞で御殿場市の推進本部発足記事を目にいたしました。環境、社会、経済の調和のとれたまちづくりに率先して取り組むとしており、全市を上げてその達成に貢献すると宣言されておりました。

これら持続可能な開発目標は基礎自治体の大小にかかわらず、その取り組みが求められる

ものと解します。例えば飢餓、貧困、教育、健康、福祉などでは日々日常の行政運営において町民の皆様から求められる行政課題も含まれておりますので、その達成目標を高く掲げ、海、陸の豊かさを守るなどの地域課題や特性を生かした新たな取り組みなどに向けて地域の方々との共通認識の醸成に努めなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔４番 谷 正君登壇〕

○４番（谷 正君） ありがとうございます。

それでは、次の災害拠点病院の現状とその指定等の考え方についてお伺いします。

災害拠点病院につきましては、地震、津波、台風、噴火等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を指定する病院であるというような形で規定されています。その中で、基幹災害医療センターは、各都道府県に原則１カ所以上、それから地域災害医療センターは二次医療圏ごとに原則１カ所以上とされております。これにつきましては1995年の阪神淡路大震災を受けて、同年の４月に阪神淡路大震災を契機とした災害医療のあり方に関する研究会の報告を踏まえて設置が提言されました。

厚生労働省は平成８年の５月10日の日に「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」というような局長通達を出して、災害拠点病院の条件としては、「建物が耐震耐火構造であること」、「資器材等の備蓄があること」、「応急収用をするために営業できる場所があること」、それから「応急医療資器材、自家用発電機や応急テント等により、自己完結ができること」、これは外部から補給が滞っても簡単にその機能が失われないというような形、それからもう一つは、一番大事なのは、「近接地にヘリポートの確保が可能であること」というような形があります。それを踏まえた中で2011年に東日本大震災が勃発したのですが、そのときにはまだ、耐震不足の病院もあったというような報道もあります。ただ、これにつきましては私も認識不足だったのですが、津波の被害を受ける恐れのある海拔の低いところ、これは俗にいう津波浸水区域だと思うのですが、そこに立地している病院であっても災害拠点病院の指定を受けているというところも現実的に日本ではあるよというような報道もありました。

静岡県では2018年４月１日現在で22のいわゆる災害拠点病院を指定しているのですが、いわゆる二次救急圏であります賀茂医療圏、賀茂地区ではいまだ災害拠点病院の指定がなされていません。それを踏まえて質問しますが、そのいわゆる災害拠点病院の候補地というんで

すか、候補の病院というのは東伊豆町、河津町、下田市、西伊豆町にこれは4つの二次救急、それから二次救急に準ずる病院が存在すると考えておるのですが、それらを踏まえて賀茂医療圏の現状と認識、これは南海トラフ大地震による津波は伊豆半島南部の市町に確実に襲来、これは近県も予想して津波の被害や人的被害や建物を含む構造物の被害や、山体崩壊や土砂崩れの危険性が伊豆半島南部は指摘されています。これを踏まえた中で、伊豆半島南部の賀茂医療圏は三方を海に囲まれて急峻な山地や海岸近くまで迫ってきているのですが、早急に災害拠点病院の指定、構築が必要と考えますが現時点での町長の考え、必要性等を含めたお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

静岡県内の二次医療圏において災害拠点病院が指定されていないのは賀茂医療圏のみであります。今後30年以内に70から80%の確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震のほか、近年多発する集中豪雨や大規模化する台風被害等の惨状を鑑みれば、賀茂医療圏においても広域的かつ迅速な医療救護活動が展開可能な災害拠点病院の必要性は強く感じております。賀茂圏域における災害拠点病院の候補といたしましては、二次救急医療機関である下田メディカルセンター、康心会伊豆東部病院、伊豆今井浜病院、西伊豆健育会病院の4病院になるかと思われます。先ほど議員からもご指摘のとおり国で求める災害拠点病院には指定要件があり、特に運営体制での災害派遣医療チームDMATの確保のほか、派遣体制においても極めてハードルが高い諸要件が求められております。このことから圏域内への災害拠点病院の必要性は感じておりますが、その指定に向けては病院側の意向も含めて大変厳しいのではないかと認識しております。

健康増進課長から補足答弁をさせますので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） 災害拠点病院の指定等についてご説明をさせていただきます。

災害拠点病院の指定要件につきましては、平成29年3月31日に一部改正されております。指定要件における運営要件としましては、24時間緊急対応し災害発生時に被災地の傷病者等の受け入れ及び搬出を行うことが可能な体制にあること、災害発生時に被災地からの傷病者の受入拠点にもなること、災害派遣医療チームDMATを保有し、その派遣体制があること、災害発生時に他の医療機関DMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の

担当者を定めておく等の体制を整えておくこと、救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること、地域の第二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること、また災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること、ヘリコプター搬送の際には同乗する医師を派遣できることが望ましいとなっております。

この運営要件では、町長からもお伝えいたしましたがDMA Tを保有するための医師数の確保やその派遣体制を維持するための設備とスタッフの確保は非常に高いハードルとなっております。また、現状において災害拠点病院に指定とされている病院は三島総合病院を除き全て250床以上の大規模な病院でありまして、公立病院の中でも旧町立病院である共立蒲原総合病院、榛原総合病院、市立御前崎病院、菊川市立総合病院、公立森町病院、市立国民健康保険佐久間病院などで指定されている医療機関はありません。賀茂医療圏内では下田メディカルセンター144床、伊豆今井浜病院も減床しておりますので指定要件で指定されるDMA Tを編成するのは極めて厳しい状況であります。また、施設及び設備関係においても各種の条件が設けられており、病院敷地内にヘリコプター離発着所を有することなどでは、周辺住民の同意も必須とされ、施設整備等に伴う財政的負担も大きな課題とされております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 確かに現時点ではなかなか賀茂医療圏の中で指定というのは難しいと。

そういう形で22番目のものが、たしか伊東市民病院でしたよね。そういう形の中で、伊東市民病院というのは伊東市が単独で運営しているというような形があるものですから、確かに財政的な面というのはあるとは思いますが、その病院のそういうものにつきましては、一つの考えとして行政の需要とか要望とかではないのだよと。いわゆる一般住民が事故に遭ったり、病気になったり何かあったときのものだということで、非常に厳しい言い方をすれば行政はそういうものを、安心・安全のためにそういういわゆる制度があるのであったらある程度考えるべきだというような考えもあると。

もう一つは昨年の12月14日に安倍内閣は防災減災国土強靱化のための3カ年緊急対策というのが、この間、2018年から2020年の3カ年でおおよそ7兆円の対策を打ち出したと。その中に防災のための重要インフラ等の機能維持というようなものがあるということで、その防災のための重要インフラ等の機能維持のために救助救急医療活動等の災害対応力の確保というような大きなくりがあるものですから、先ほど来何回も言っていますように町単独では

なかなか声は届かないということの中で、広域連携会議なり円卓会議なりの中で、当然そういう中には県のほうとしては副知事がトップになっておるものですから、賀茂健康福祉センターなんかもちろん話を聞く立場にあると思うのですが、そういう場に、それから賀茂郡の町長会の場で声を上げていただきたいと、そう思っておるのですが、町長、行動の姿勢というのを考えてあればお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

災害拠点病院の認識は先ほど述べたとおりでありまして、町内には病院施設はありませんが、可能であれば圏域内に指定要件を満たす医療機関があれば大変ありがたいと考えております。災害発生時においては地域防災計画で定める医療救護計画に基づく中で、南伊豆中学校内に開設する救護所を核として静岡県や救護病院と連携しながら重傷者は広域搬送、患者輸送で対応し、中症者は患者輸送救護病院での受け入れ対応としており、そのためにも各関係機関とのシステム構築や実践的な訓練に取り組んでいく必要があると考えております。

なお、以前には病院組合の運営会議あるいは同組合会議において災害拠点病院の指定に向けた協議、検討がなされ、当時の共立湊病院指定管理者への要請も行われましたが、対応不可能という回答をもってその後は協議は行われていないということでありました。このような経緯を踏まえてなのかわかりませんが、町長会において災害拠点病院についての議論は行われておりません。また、機会があれば町長会の中でそのようなことを議題にしてもいいかと思っておりますので、そういう機会が次の町長会のときに議題としてちょっと上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） これにつきましては、確かにその後の経過の中の現町長が、そういうものは町長会の議題には上がっていなかったというような今答弁をいただいたのですが、これにつきましては先ほど来申し上げていますように在住している住民だけではなくて、この伊豆半島南部の地政学的な話をしますと、夏季、いわゆる夏なんかはその何倍もの流入人口がありまして、俗にいう首根っこを押さえると脱出もできないというような言葉は悪いのですが、そういう場所なものですから、ある程度域内での大げさかもしれないけれども、自己

完結型の医療体制というものが需要だと思うのですが、その中で当然災害が起きたらもう、病院についてもアウトであるというような現状ですと、なかなか観光客もバックとしてのそういう安心・安全のものが伊豆半島についてはできていないような考えが出ていると思います。これは、いわゆるエージェンツ等についても、お年寄りの方も途中ツアーに送り込むというような話の中でいきますと、病院だとか徒歩圏内にそういうものがあるかということが一つのこっちへ派遣する、送り込む条件もあるというような形も聞いているものですから、それらを踏まえた中でお願いをしたいと思います。

それで、ちょっとこれは今までの町長も答弁の中でご無理かと思うのですが、この圏域ですと先ほどの町長の答弁の中で東伊豆、河津町で比較的耐震のあるような病院が一つありますよと。下田、南伊豆ですと下田メディカルがありますよ。それから西伊豆については西伊豆松崎町で西伊豆病院がありますよという形の中で、災害が起きたときのことを考えますと、東海岸の場合ですと下田メディカルを指定にしても、いわゆる縄地のああいう地形の中では、あれが崩れたらメディカルは来れないよと。下田南伊豆はどうか、今までの震度5とか6ですと下田までは南伊豆から行けるという話の中で、西伊豆、松崎については娑婆羅峠が壁になるよというような声も聞くものですから、できれば不可能かどうかというのは検討していただきたいのですが、賀茂医療圏に1つではなくて3つぐらいの災害拠点病院というような考えを、町長会なり何なり広域連携の中でお話を願いたいと思うのですが、それらについては先ほど現在そういうものをやっていないというような話があるのですが、それはぜひ、声を上げていただきたいと思うのですが、町長のお考えがありましたらお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

災害拠点病院は静岡県による認可指定によるもので、賀茂医療圏内の4病院がこれらの指定を受けていただけるよう切に希望するものでありますが、現実的には病院の機能や施設規模などから、災害拠点病院の指定は極めて難しい状況にあると危惧しております。しかしながら、南海トラフ巨大地震等で孤立が予想される本町においては迅速かつ広域的な医療体制の確立が極めて重要であると考えます。このことから賀茂医療圏域の市町が一体となり、静岡県や圏域医療機関との連携を強化することが求められておりますので、広域連携会議や病院組合の運営会議あるいは町長会においても圏域内の災害拠点病院の設置への働きかけに努めてまいりたいと思います。合わせて、本議会からのご支援につきましてもご理解を賜り

ますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 町長答弁をいただいたのですが、ご存じのように伊豆縦貫道が最終地点、下田の一工区はともかくとして、とりあえずの南伊豆下田に一番影響があります敷根インターまでのある程度の先が見えているというようなお話も聞くものですから、その敷根インターまで伊豆縦貫道が来れば、南伊豆下田にとりましては伊豆下田メディカルというのは当然近接するものですから、そういうものを踏まえた中、いわゆる広域連携会議とか町長会とか円卓会議の中で声を大きく、ぜひお話を願いたいと思います。

これもちまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 長 田 美喜彦 君

○議長（齋藤 要君） 5番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

5番、長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 通告に従いまして、質問をいたします。

今回は、高齢者の足の確保の考えと、観光客誘致のための考えで質問をさせていただきます。

初めに、高齢者の足の確保の考えということで伺います。私はこの問題、何度となく質問

をしておりますが、余り解決の方向には進んでいないように思います。少子化対策は、今まで以上に進める必要があるのはもちろんのことですが、少子化のために、高齢者の増加は避けられません。南伊豆町は、広く交通不便の中山間地域にあります。買い物や通院の足の確保には必要不可欠であります。

現在は、高齢者による交通事故が多発しております。身近では田牛で観光客にぶつかる事故が、そして、石部では駐車場から転落の事故がありました。毎日のように高齢者による事故のニュースが入っております。町民の一部の人たちは、免許の返納を考えているとのことですが、やはり交通の便が悪いのでなかなか手放せないということでもあります。

そこで、現在運行しています町の送迎車の使用状況をお聞きします。わかりましたら、地区別の人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成28年度から公共交通空白地解消事業として、なのはな号の運行を開始いたしました。これは自主運行バス路線の交通空白地を抱える地区の中で、要望があった場所に1名分の車椅子スペースを含め9人が乗り合えるワゴン車を、循環バスとして週に1回、あるいは月に1回程度運行するものであります。これまでに3路線で延べ800人を超える利用者があり、路線バスや自家用車等の交通手段を持たない高齢者世帯の方々にご利用いただいております。内訳であります、青野線では、1週間に1便の運行体制で、平成30年度の1年間では延べ440人、1便平均約4.4人となっており、吉田線では月に1便の運行体制で、年間延べ利用者数40人、1便平均で約1.7人のご利用となっております。平成29年度に運行を開始した一條線では、1週間に1便の運行体制で、年間延べ利用者数361人、平均3.5人の方にご利用いただいております。また、一條線の経過地である上賀茂区の一部が、交通空白地となっており、バス停追加のご要望を受けましたので、本議会にて条例改正のご審議を賜りたくお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 今聞きましたら、今度上賀茂地区の一部ですか、それはそれなりにいいんですけれども、まだまだ送迎用の運行は町の一部となっております。まだ、空白地域

がたくさんあります。その点につきまして、町ではどのような考え方を持っているか伺いたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

なのはな号運行に当たりまして、地域からの要望をいただいた上で、実施することとなっております。また、これまでは3路線運行してきたところなんですが、3路線中1路線では、使わないのでうちのほうは回らないでいいですという声もいただいたところでございます。したがって、本数を走らせた網の目状にしましても、現状ではやはり地域等で組織をつくっていただいて、定期的に乗っていただくということも考えていかないと、継続ができませんものですから、そういった状況を各地域の皆様とお話し合いを続けながら、路線を決定していく予定であります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） これ聞きますと、週1便ということですね。それですと、やっぱり1週間に1遍ぐらいということだと、間が空きますので、やはり週に2便だとかやはりそれぐらいのものでもいいんじゃないかなと思うんです。それはそれでいいんですけれども、今度、今、下田市で試験的に行っておりますA Iを使ったオンデマンドタクシーというやつが、説明会があったと聞きます。これは、人工知能を使ったタクシーでありますけれども、下田市で試験的にやっているものとは、目的が違うんですけれども、そういうものをひとつ取り入れて、町ではやったらいいんじゃないかなと思っています。これをどのように考えているかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

下田市内では、本年4月から伊豆旧下田駅周辺で、有人運転のデマンドタクシーの試験運行が始まっており、I z u k oという人工知能、A Iを活用したスマートフォンアプリで申し込めば、試乗可能な状況のようであります。これらの取り組みは第1段階ということでありまして、時期を見て第2段階となり、無人運転に切りかえられていくとのことでもあります。

本町では、一昨年度、国交省の無人運転試験事業に手を挙げましたが、交通インフラの課題などから不採択となった経緯がございます。今後の自動運転技術の躍進に期待しながら、その動向を見守りたいと考えております。

また、有人タクシーについても、現状で運転士の確保のめどが立たず、交通事業者からも今後のＡＩ、自動運転の普及に期待を寄せているとのことでありました。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔５番 長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君） いろんな方法があると思うんですけども、私は、前から質問してました、デマンド方式の導入を含めて検討していくと言っておりましたけれども、結局同じようなもの。これは、どのような考えを持っていますか、現在。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

デマンド方式につきましては、基本的にはニューヨークでありますとか、ロンドンでありますとか、都市部を中心に発達してきているところでして、都市部のほうではウーバーという形で、もう一般的な状況になっています。この状況なんですけれども、やはり、１人世帯のご老人が多い地域でバスが走っていない地域等で、お話を聞いたりすると、なかなかこういったものは使いにくくて、それならばタクシーを、タクシーも使いにくくて、基本的には近所の人に送ってもらっているから、それでいいよということで大体終わってしまう状況でありまして、年齢層の問題もあろうかと思うのですけれども、そういったことが普通に、携帯といいますか、そういったものが使えるであったり、乗り合いが普通という状態をつくり上げていくには、ちょっと一朝一夕には、かなり時間をかけていかないと、これまでの、何十年もその人たちがやってきた文化という中で、なかなか乗り合いのころの方々というのは、お亡くなりになっている年齢かと思うので、その次の自家用車、マイカーが流行ってきたころの方々が、80歳ぐらいになってくるということについては、なかなか難しい問題があるなど考えてるところですが、今、どちらにしても自動運転を取り入れていかないと、タクシー会社も運転士、バス会社も運転士が足りないという状況のようございまして、道路の幅の問題であったり、整備も並行して考えながら、少し時間をかけて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 南伊豆町というのは、大分広い地域でありまして、やっぱり山間地域、いろいろな不便が生じていると思います。ただ、その中で、やはり、高齢者が、その中で、そこでどうしても免許証を手放したくないというのが現状なんですよね。ですから、私が考えますには、やはりそういう不便な地域であっても、私の地区なんかでも、やはりバスに乗るところまで歩いて行くのに1キロ以上あるというような地域はあります。そういうところにいろいろやっぱりそういうところも買い物行ったり、それをしたりする人たちのためには、やはり周回バスとかそういうものの考え方はないのかなと思うんです。というのは、一條を回って青市のほうへ来るとか、いろんな方法はあると思うんですけども、そういう周回バスのような考え方はないでしょうか。というのは、大分この乗り合いバスを、要するに東海バスは、本数は、山間地は大分減っているんですよね。石廊崎線は今度はオーシャンパークができたおかげで、少しは本数がふえているんでしょうけれども、そういう点については、どのような考え方を持っているのか、それぞれお聞かせをください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町の現状でございますが、公共交通会議の決定をもとに、町が交通事業者に自治体自主運行バスの運営を依頼し、町から依頼を受けた交通事業者が陸運局の許認可を受けた上で、5,000万円から6,000万円程度の公費をもって、下田石廊崎線以外の各路線バスを稼働させております。また、これら自主運行バスと循環型コミュニティバス等との同時稼働については、認められておりませんので、周回バスの導入に際して、自主運行バスを廃止する必要があります。

さらに、廃止に伴い削減される経費をもって、小回りの利く周回バスを配備するとなれば、町単独で陸運局の許認可が必要となり、交通公社的な組織を立ち上げることが必須とされていることから、本町の財政規模や人口規模では賄いきれない財政負担が求められることになります。このため、当面なのはな号の運行により、自主運行バス空白地域の利便性を高めつつ、路線の拡大をもって、地区要望にお答えしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） この問題は、私たちも今に高齢者になって、今も高齢者ですけども、年をとってハンドルが握れなくなるということは、やはり社会との孤立もふえますし、ですから、いろんな方法はあると思うんですけども、結局、北海道のタクシー会社なんですから、要するに荷物の運搬と一緒にやっているところがあるということは聞きました。そういう視点も踏まえながら、運輸会社とタクシー会社と一緒にあってこういうものが出来ないかという思いと、もう一つは、やはり高齢者の足を確保ができれば、免許証の返納にもつながり、交通事故も多分減ると思うんですよ。その点について、今後何かもう少しよい方策を考えていってほしいなと思うんですけども、それはどうでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

よい方策ということでございますけれども、やっぱり地域柄、地域性の問題ございまして、東京都内では、もう20代の若者から自動車を持つという習慣がないものですから、乗り合い自動車、公共自動車の利用なわけですね、ふだん。ただ、当町、南伊豆町といいますか伊豆南部につきましては、もともと線路もないという状態だったものですから、どうしても皆さん自家用車で動く。そして、どうしてもマイカーを離せないという、個人個人様の思いの問題がございまして、これに強制権等がございましたら、その制御が効くのだとは思いますが、返納の問題につきましては、やはり自主という言葉が冒頭にも付きます。そのところをどうしていくかということについては、ちょっと現状ですと、町の財政規模の無理をした上で、インフラを揃えて全部が解決できるということではなさそうなものでございますから、ちょっといろいろなバランスを考えながら、時間をかけて見ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） わかりました。今後何かうまい方策がありましたら、それでぜひ考えていただきたいと思います。お返事ありがとうございます。

次に、観光誘客のための考え方でございます。

昨年30年度は、観光施設等の入り込みは、前年度比96%か97%ということでありました。今年度は、J Rのキャンペーン中であり、長い連休がありました。先ほどの町長のほうでも、行政報告でもありましたが、オーシャンパークのほうは、入り込みが大変よいということだ

ったということでもあります。町内の方たちに聞きますと、何か物足りないのではないかなという言葉が返ってきました。今後、観光誘客には、どのような取り組みをしていくのか、今後、町の方向性を伺います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年４月から６月までの開催期間をもって、静岡県・県内全市町、観光事業者及びＪＲ６社が協働して、日本最大規模の観光キャンペーン、静岡デスティネーションキャンペーンが実施され、これらをＰＲするための新しいパンフレットやＳＮＳを活用したイベントが展開されております。デスティネーションキャンペーンの成功はもとより、この活動を通じて、最新の観光ニーズや、より効果的なＰＲ方法などを検証することで、今後の観光施策に生かしてまいりたいと考えております。

また、本年４月からグランドオープンした石廊崎オーシャンパークや、伊豆半島ジオパークの主要なジオサイトでもある奥石廊崎や千畳敷でのメディア露出により、伊豆半島を訪れる人の流れも変化してきていると確信するところでありますので、今後も美しい伊豆創造センターを初め、伊豆半島ジオパーク、伊豆西南海岸観光推進協議会など、周辺市町と連携した中で、更なる誘客活動に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔５番 長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君） 今の町長の言われたことですが、石廊崎オーシャンパークのことなんですが、もう一度伺いたいのは、これから、どのような方向性で誘客をしていくかということを伺いたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

石廊崎オーシャンパークにつきましては、先日来新聞発表がありましたとおり、連休中で１万６,０００人程度で、現在ですと、４月で１万５,０００人を超えた入り込み、そして、５月でも１万５,０００人を超えた入り込みとなっております。１０日間で３,０００台車がとまっていたかどうかという地点もございまして、基本的には、当初４月１日オープンに当たって、地域指定管理予定者、今、指定管理者ですが、石廊崎区が組んだ財政計画についても、５,５００万円程

度のところですが、それを上回る方向では推移しているところでございます。売りはと言われると、もう、伊豆半島の先っぽだからというそこに賭けております。自然公園だからということに賭けております。

ただ、本年度、緑化スペースの野外音楽堂的な部分は、完成に至りそうですので、来年当初辺りに向けて、コンサートイベントであったり、こうした若者が一気にぱっと集まってきて、そして、泊ってくれるというということも、ちょっと仕掛けていきたいなとは思っておりますけれども、基本的には現状の無理にロケットスタートはしない、無理に広げないということの中で、1年間は回していきながら、来年度に向けて、いろいろな計画を積んでいくといった状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） やはり、これから私が思うのには、石廊崎一度行ったからもういいやと言うなら、これから、もう一度行ってみたい、泊ってゆっくりしていきたいというような観光客を誘致するという方向性を持ってお願いをしたいです。それはなぜかという、やはりあそこへ行って海を見るだけでは、どこでも海はありますから、先端は石廊崎ですから、半島の先端ということだけで、お客が集まるかという、やっぱりそれは少し無理なんではないかと思います。同僚議員からも、あそこで花を植えたらというような話もありました。ただ、私も文化財の関係もありますし、いろいろな面で大きな縛りがあります。それは十分にわかっております。ですけれども、どういうものが花が植えられて、どういうものが植えられるかということを、環境省にでも相談していったことがありますか。それを伺います。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

植生可能な花卉類につきましては、環境庁自然保護官事務所であったり、また、設計コンサルさん等にも確認をしているところでございます。ただ、町民ワークショップ等をやっていたところにつきましては、大学の先生方にもお伺いした中で進めてきているところでございまして、幾つかの花卉類の名前は出てきておるところではございます。ただ、現状それをどれだけ植えて、管理していくというところまでを考えますと、ちょっと管理体制のほうが、そこまで熟成しているかどうかという、まだ1カ月、2カ月しかたっておりませんので、もう少し、そこも状況を見ながらということになろうかと思います。

今のところは、石廊崎、伊豆の先端を目指してといいますか、堂ヶ島であったり、下田に泊まっていただくお客様が、ちょっと泊まる前の一イベントということで、泊まっていただく方に、まず嫌な思いをさせない、そのためにどうするかということにも時間をかけなければいけないものですから、今しばしお待ちいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） それもいいんですけども、やはり下田に泊まらないで、南伊豆にちゃんと一泊してもらって、石廊崎を見てもらうという方向性に持って行ってもらいたいですね。その中で、私も植物、いろいろ調べてみました。在来種で潮風に強いものといいますと、藪椿とか、そういうものしかないんですよね、花の咲くものとしては。そこで、結局鉢植えで置いてもいいものか。要するに鉢で植えておいて、在来種ではないものを、いいのか。要するにプランター的なもので植えて、花を1年中見られるような花を置いてもいいものか。そういうものの考えがあるのか。そして、そういうものがあるのか悪いのかということ、環境省のほうに問うたことはありますか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

開発に当たりましては、環境省の法律、文化庁の法律が全てだったものですから、そこは常にやっておりました。その中で鉢植えのものを置きながらというような提案もしながら、指定管理者予定者とも相談をしながら進めてはおったところでございますけれども、言い訳になって申しわけないんですけども、やはり、何にしても、今まで動かしたことの無いものを動かすということに、今、携わっているという身としては、一生懸命になっているところでございます。その中で、例えばこれはもう、収支的に明日にでも締めなければならないという状態が見えるようであれば、起死回生のそれでも何かをやらなければということになりましょうけれども、現在、何とかそれは上回っているところなものですから、訓練期間というところが真意ですけども、そういった時間も少し見させていただきたい、そう思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） わかりました。考え方は大体、先のめりになっていくのかなという
ようなことで、考えましょう。ですと、やはり皆さんにも来て、春夏秋冬のいろんなものが
目に入って、伊豆に来てよかったなという方向性を持って考えていってもらいたいと思う。

次に、前回、私は一般質問の中で、夏の弓ヶ浜禁煙条例という質問をいたしました。これ
もひとつ、誘客につながるのではないかなと思いますので伺ったんですが、そこで、先ほど
同僚議員が質問された、マイクロプラスチック、たばこのフィルター、要するに、海に入ら
ずと溶けないということで、その点についても、やはり同じことではないかなと思っております
ので、やはり、夏の弓ヶ浜の海水浴客の禁煙条例を、ひとつお願いしたいと思っております
ので、その点、町長、どのように進んでいますか。

以上で。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

弓ヶ浜海浜浴場の禁煙条例については、慎重に対応させていただきたいなと思います。今、
議員がおっしゃられたように、タバコのフィルター、これが、マイクロプラスチックと同じ
ように海で溶けないということで、3月に伊豆漁協の総代会がございまして、そこでご挨拶
をさせていただいたんですけれども、やはり、その漁業者、それから、遊漁者、海に携わる
人たちも、タバコを海に捨てるということはないと思いますけれども、そういうことは、お
客さんであるとか、周りにそういう人がいたら、注意してくださいと。絶対させないでくだ
さいというような話をさせていただきました。当然我々も、先ほどの話にもあったように、
海から全てではなく、川から流れるものというのもあります。その多々戸浜での、マイクロ
プラスチックのごみ拾いをやったときもそうですけれども、皆さんはマイクロプラスチック
というプラスチック片を拾うんですけれども、私はタバコのフィルターも一緒に拾ったん
ですけれども、やっぱりポイ捨て、その辺に側溝に捨てたりとか、川に捨てたり、いろんなと
ころに捨てるということ事態が、海につながるということです。まずマナーを守る、モ
ラルがある行動をとっていただくということが大事だと思います。それに向けて、当然です
けれども、禁煙がどの程度弓ヶ浜でなされるのかということも、いろいろ検証しなきゃいけ
ないと思いますので、少しお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） とりあえず、なるべく早く前に進めていってもらいたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。

次に、W i - F i の件で伺います。

下田市は10カ所ぐらいに無料W i - F i を設置したと聞いております。現在は町では何カ所ぐらいに無料のW i - F i 設置しておりますか。それを伺っておきます。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町内におけるW i - F i の設置状況であります。町有施設への設置場所は役場庁舎、健康福祉センター、銀の湯会館、道の駅「下賀茂温泉 湯の花」の4施設となっており、加えて観光客受け入れ環境の充実による一層の誘客促進を図るため、平成29年度には南伊豆町観光客受入環境整備事業補助金交付要綱を制定し、町内の観光施設や宿泊施設及び飲食店等におけるW i - F i 整備や、多言語表記のほか、便器の洋式化、駐輪施設の設置についても、整備に取り組んできたところであります。同補助金の内容としては、W i - F i 整備では、機器購入費及び設置工事費に対して、補助率3分の2で上限20万円までとし、実績では、平成29年度が3施設、平成30年度が5施設と、計8施設に補助金を交付いたしました。今後も町ホームページや、広報「みなみいず」などを介し、当該補助金のPRに努め、観光客の受け入れ環境整備の推進に努めてまいります。

また、W i - F i 環境の整備に向けては、防災拠点及び災害発生時の情報伝達手段の確保にもつながることから、本町の情報通信政策面からも早期に取り組む必要があると認識しております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） ありがとうございます。

今現在、外国からのお客さんが大変多いです。ですから、この場合は、W i - F i の役割というのは、宣伝効果もあり、大変大きなものだと思っています。ぜひとも、今後も何カ所かやはり弓ヶ浜にもつけまして、いろいろな観光地に、それを設置していただきたいと思っています。ぜひともこれは、早急に、やはり、進めていただきたいなと思います。よろ

しくお願いを申し上げまして、これで私の質問を終わります。

○議長（齋藤 要君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

◇ 比野下 文 男 君

○議長（齋藤 要君） 続きまして、2番議員、比野下文男君の質問を許可いたします。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 通告書に従い3件の質問をさせていただきます。

まず、1番目です。

石廊崎オーシャンパークについてです。平成15年に閉園となった石廊崎ジャングルパークは、紆余曲折ながら、16年目となる本年4月1日に、指定管理者である石廊崎区を管理運営し、一般社団法人石廊崎オーシャンパークとしてオープンいたしました。長期間の工事と多額の投資により、ほぼ完成に至り、基幹産業である観光立町南伊豆にとって、大型連休等の相乗効果もあり、入り込み客数は上々で、将来に明るい展望が開けつつ、大いに期待されていることは周知のとおりです。しかし、この地域づくり推進事業には、約10億円という大規模な工事費が投入されたが、町民から、この資金使途について、何にどのくらい費やされたのか詳細がわかれば教えてほしいとよく聞かれることがありました。それだけ町事業への関心を高く持っておられる。今後の繁栄を願っているからです。町長の行政報告にもありましたが、もう一度、個々の工事内容、費用等に、私自身が正確性に欠けるため、用地取得を含め、温室解体、道路改良、休憩所等工事などの使途明細そして、この財源の内訳について伺いたいと思います。万単位でお願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

調停に基づく中で、平成25年度中に取得した約29ヘクタールの土地代金は、2億2,500万円であります。また、再開発事業に伴う工事費については、大きく分けて、廃墟解体、駐車場造成及び道路敷設、休憩等建築の3事業となります。廃墟解体では産業廃棄物処理も含めて2億5,000万円、駐車場造成及び道路敷設工事に約3億円、休憩所等建築工事には約2億円であります。合計額で約7億5,000万円となりまして、これらの財源といたしまして、静

岡県観光施設整備事業補助金で1億5,000万円、補助残のうち、3億9,000万円に過疎債を充当し、不足額の2億1,000万円が町の自主財源となっております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 一般財源として借入れはしていませんか。どうなんですか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

特にございません。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 今は国・県からの補助金が1億5,000万円ですよね。過疎債が3億9,000万円、起債ですね。これも起債ですよね。それで、取り崩しが特財、要するに基金の取り崩しがこれ幾らですか。してませんか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

一般財源と申しましても、基本的には、観光債といったような、基金という貯金してあったものの取り崩しでございますので、この一般財源と申しますのは、観光に関する基金、そしてふるさと寄付金のいただいたお金を充てている状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 理解いたしました。

この返済原資は、町民からの税金です。町民目線に立って、社団法人である石廊崎オーシャンパークの運営に、行政側の監視並びに指導等にも私は期待しております。

次に、その2としてお伺いいたします。先ほども同僚議員から一部質問がありました。以前同僚議員から、当公園の入り口に隣接する岩崎産業所有の廃墟の建物について、非常に景観が悪く、何とか撤去を願うなり何かで覆うなり、その交渉は行われたのかの質問に対し、担当課長からは、相手代表に面談を試みるも、再三拒否され、大変苦慮されているとの答弁

でした。町長も同質問に対し、平成29年に所有者とコンタクトをとる努力をいたしましたが、係争相手ということもあり、解決には至っていないと。開園までの残り期間の間に、何とか対策を考えたいとの答弁でした。開園後、町内外の来園客からは、あの場所も町有地と思っている方がおられ、中には多額の解体設備投資により、その費用までが捻出できないかという皮肉な声も聞かれ、私は弁解に大変苦い思いをいたしました。国立公園第1種地で、法律上、当時の建設への許可は大変厳しい審査の末に建てられたと聞いております。そして、現状廃墟となり、環境悪化の状況にあっても、残念ながら取り壊しへの法的な強制力はなく、所有者の許可なしでの撤去は大変厳しいと聞いております。

あれから6カ月以上が経過し、当然ながら町長にも、町民からの非難や苦情が入っていることと思いますが、この間、町のトップとして、相手方へのアクション等は行なわれたのか。それなりの行動を進められたのか、町長に伺います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成29年度当初の交渉内容では、進入路付近の方法等について協議を求めましたが、拒否され、既存廃墟構築物の撤去については、具体的な話すら受け入れてもらえておりません。同年以後においても、進入路の整備やオーシャンパークグランドオープンの際において、現地確認を依頼するものの、ナシのつぶてでございます。いずれにいたしましても、係争相手であることから、強権的に動き、再度係争状態に陥ってもいかなものかと危惧いたしますので、今後も粘り強く時間をかけながら、対応してまいりたいと思います。

私のところには、特段建物に対する非難ですとか苦情というのは入っておりません。ただ、要望として、何とかならないのかなということは言われますので、それは相手方の所有物ですので、今後努力して何とか土地を購入するなり、解体をさせてもらうなりという要望はしていきますというふうにお答えしておりますので、議員もそのような町民からのご意見があった場合には、そのように対応していただければと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 町長の考えはわかりますが、やっぱり1回や2回ではなくて、交渉も、何回も交渉することが大事です、ここへきて。既に町長が答弁で発言されて、何とか開

園までにと約束しているわけでしょう。それからもう2カ月、やはり、町民、来園客は、皆さんがこれに対してすごく早くやってもらいたい希望を持っているわけですよ。やっぱり自然消滅するのを待っているのか、ここで指をくわえて待っていて黙っているのか。そうではなくて、町長の行動を、私は示してもらいたい。そういうことを思っています。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

何にしても相手が会っていただけないもので、会社の入り口で待っていて会っていただけるなら、何度でも会社に通うんですけれども、なかなかこういう報道が入っているところで細かいところも言えないところもありますけれども、やはり相手があることですので、慎重に事を進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 観光立町南伊豆として、誇りをもって、誘客に尽力されている各関係団体の方々に、町民の思いを考えたことがありますか町長。何を躊躇されているんですか。今のは答弁になりませんよ、私には。どうなんですか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

答弁にならないと言われてしまうと、これ以上言いようがないんですけれども、何にしても、係争相手であった先方の企業さんと、会って話をしないことには進まないことでありますので、他人の敷地内に、それこそ元の駐車場に入ることさえも今はできない状態ですので、そして、ご存知のとおり、何度も議会にも説明しているとおおり、木で隠したり、看板で隠したりということができないという、そういう和解条件ですので、なかなか手を出せないというのが現状の今の町の対応です。ただ、以前の答弁として、開園までに何とかしたという、その気持ちは当然持っておりました。ただ、その努力が足りなかったかもしれないですけども、やはり先方に会うことができない、まして、社長は鹿児島県のほうにいらっしゃるということです、そう簡単には会いに行けないということもありますので、その辺のところは粛々と進めさせていただきたいと思いますので、ご理解はいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

今、町長直接の答弁ございましたけれども、担当課といたしまして、企画課のほうも、町長の命を受けて、当然鹿児島、岩崎産業とのコンタクトも試みは行っております。実際のところ、進入路800メートルをつくるに当たりまして、調整を図りまして、その際に、やはりいろいろございまして、工事が3カ月とまってしまったという事態がございました。その3カ月を取り戻すのに相当な苦勞をした中で、何とか4月1日の開園にはこぎつけたところでございます。ただ、係争の調停条件といたしまして、あそこには、段差をつくるな、囲いをつくるなということが、調停条件にもなっておりますので、あのままということでございます。

入り口の16号線との接続につきましても、これについては、静岡県庁が気をもんでいただきまして、場所柄、パリのシャンゼリゼのようなラウンドアバウトをつくれば、ちょうどいい入り口になるのではないかとということで、静岡県も鹿児島とのコンタクトを試みてくれました。それでもだめだったという状況がございますので、これまだ工事が1年分残っておる状況の中で、今無碍なことをしましても、また何カ月かとまるという状態ですと、最終完成がおくれてまいります。そういった中で、ただ、4月1日のグランドオープンに合わせては、東京支所の元ジャングルパークでマネージャーをやっていた方、今は所長ではなくて次長さんか何かをやっておられるところなんですけれども、でも見に来ていただだけませんかというお話はしました。それも本社のほうの声でとまっていて結局来られませんでした。そういうことなものですから、ちょっとしばし時間をいただきたいと、そう思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 担当課長のあれもわかります。町長もご存知のとおり、現環境大臣政務官は勝俣代議士です。当町へもたびたび来町され、町長も認識があり、コンタクトがとれやすい方です。この難題について、何からの相談されたのか、どうなのか。ましてや、秘書が元下田市議会議員の竹内氏です。こんなチャンスはありません。政務官在任中に担当課長と同行されて、早々に陳情されることも最善の策ではないですか。やはり、何らかの先生からのアドバイスがあると思います。相手方への解決への道は、いつまでもそのようである

と開けません。早々にお会いする気持ちはあるんですか、町長。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたが、東京である会で、岩崎産業の社長が来られるというお話がありましたので、勝俣先生に会わせてくださいということで、南伊豆の町長が来るなら会わせようというお話のもと期待して行ったんですけれども、会場に5,000人もいたがために、1人を探し当てることができませんでしたので、勝俣先生も当日その5,000人の会の司会をしていましたので、なかなか我々のところに来てということもできませんでしたので、そのとき会うことができませんでした。勝俣先生にはいろいろ相談してはおります。そして、鹿児島県の大隅半島の最先端に南大隅町というところがあるんですけれども、やはりその先端が岩崎さんの所有物であり、南大隅町でも大変苦慮いたしたということを聞いております。

そしてそこが、長年の懸案であったのが、やはり無事解決して、先日政務官として、勝俣政務官が公園のオープンの式典に行ってきたということを聞きました。ですから、やはり時間をかけなければ解決しないのかなということもございますので、今私は、担当課の課長初め言っているのが、社長に会えたら頭を床にこすりつけてでも解決するから、何とか段取りしてくれと言っているんですけれども、それがかなわないのが、自分の力不足なのか、なかなか相手がつわものなのかはちょっとわかりませんが、そのような気概でいますので、今一度ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 町長の言い分はわかります。これからも粘り強く取り扱ってもらえるように、交渉願いたいと思っております。ぜひ、来客並びに当町イメージアップのため、これからの石廊崎オーシャンパークはすばらしい観光地であるよう、粘り強く早期に解決するために、町長の手腕に期待しております。

2番目として、人口減少と空き家対策についてです。国難とも呼ばれる人口減少に歯どめがかからない状況に、各自治体はその政策に奔走しているのが現状ではないでしょうか。当町の人口の推移を見ますと、平成21年度末は9,760人で、平成31年度末では8,268人と10年前に比べて1,492名、約1,500人の減少という深刻な状況下にあります。主に、出生率の低下、

地元就業先減少による若者の都会への流出、高齢者の増加による居住者の死去等による要因が大きいのではと私は思っております。

空き家の増加は、人口減少との背景が深く、地方創生の指針である、まち・ひと・しごと総合戦略に、移住定住の促進を図っている担当課の職員は、ご苦労なさっていることと私なりに認識しております。

昨年議員によるある地区へ、空き家状況の視察に伺いましたが、地区登録数の3倍ぐらいの空き家数に私は驚きました。一見居住者の使用がないように見えても、盆暮れの墓参りや、周辺の維持管理に帰郷されるため、仏壇や家族の荷物は片づけられずに置いてあるといった、空き家と所有者の多様なかかわりが続いており、空かない空き家として移住希望者のための利用をされていないのが現状です。NPO法人未来塾への事業委託による首都圏相談会や現地セミナーの開催で、移住を希望する関心は予想以上に高いが、肝心の暮らしの拠点となる住まいが少ないなど、さまざまな課題を聞きます。

昨年度の空き家バンクリフォーム補助金の実績は、約550万円の利用がありました。そのリフォーム件数は何件分なのか、これは家財処分も含まれているのか、その内訳を伺います。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

昨年度の空き家バンクリフォーム補助金の実績であります。平成30年度による実績、11件で577万2,000円でございます。これは家財処分も含めた数字となっております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） ありがとうございます。

当局は、新年度に空き家バンク登録件数を前年度比10%増の目標を掲げていますが、登録への促進はどのような方策で臨んでいるのか。また、これまでの空き家バンクの登録総件数は何件で、入居率はどのくらいか伺います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、南伊豆町空き家バンク設置要綱に基づき、町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、平成23年度に空き家バンクを設置いたしました。当該

制度運用から延べ99件の登録があり、昨年度の登録件数は19件となっております。数値目標等については、特段の設定はしておらず、本年度の取り組みといたしまして、登録件数において、前年度比10%増を目標に掲げ、その達成に向けた取り組みを進めております。具体的な方策としては、平成27年度に増加する空き家の有効活用を目的とし、運用を開始した空き家バンクリフォーム補助金を前年度予算額600万円から100万円増額し、総額700万円としたことや、議員の皆様からご提案いただいた固定資産税納付通知書に空き家バンク登録をお願いする旨の文章を同封するなど、手法を取り入れて、登録件数の増加に向けて取り組んでおります。空き家に関しては、防犯面、防災面、住環境等で多くの問題を誘発する要因になることから、これまでの利活用にかかわる施策に加え、利活用不可能な物件への対応についても検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） わかりました。

私は空き家の総数から見れば、まだまだ低いのではないかと思います質問いたしました。

ある町民から、移住者の中には、住所変更なく居住している家族がいると聞きましたが、これについては強制力はないと思いますが、移住定住を促進している行政側としては、住民登録によるあらゆる税収が私は気になるところです。この点の指導等の確認は履行されていますか、どうなんですか。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、住所地を変更するというのは、特に強制力はございませんので、やっております。ですが、2拠点居住とか、そういったことになりまして、ある一定の経済効果というのは見込まれると考えておりますので、そういった処方についても今後進めたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） ひとつ努力して進めたいと私は思っております。

昨年は、みなみいず暮らし現地セミナーに16名の参加や、首都圏相談会等が9回実施され、

現地案内者数19組など事業目標に努力されています。しかし、NPO法人未来塾の方たちに伺いますと、空き家所有者への事情に精通されている方が少なく、地区の行政協力委員や、親戚隣人からの情報は、とても詳しく、入居への相談に対し、対応がとても容易であると述べられておりました。

新年度リフォーム補助金は、先ほど町長からもお伺いしましたがけれども、7年前予算計上されました。行政側はこの近隣に居住されている方々の協力を仰ぐことにより、推進はより促しやすくなり、リフォーム補助金の活用で老朽化を防ぎ、防犯への安全性の効果が表れ、所有者移住希望者双方にメリットが生まれると思いますが、その点いかがでしょう。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私は、空き家が利活用されないから移住者が来ないというようなことはないと思います。今現在、移住者自体が、もう移住したいという希望をされている方というのは、全国で数百万人いるというふうに言われていますけれども、実際に移住してくるか、またその中で南伊豆町を選択するかというのは、ごく一部であるのかなと感じております。今現在、南伊豆町で空き家バンクも含めて、中古販売する住宅や、賃貸の住宅やいろんなものを合わせると、多分年間来られる移住者は対応できるのかなと考えるんですけれども、なかなか、空き家が多いがために空き家を利活用するというふうに考えがちなので、どうもそれを移住者に結びつけているところがあるかなと思いますけれども、今後は、空き家は空き家でしっかりと対応して、移住者は移住者で対応してというところなんですけれども、思ったより移住者が来ない。先ほども、室長が答弁しましたがけれども、2拠点でのデュアルライフという形で、これからは人口はふえることはないと思います。ですから、うまく首都圏の方たちに伊豆に来て過ごしてもらおうという、そういうところから、経済が回ったり、いろいろと人口の交流関係人口、交流人口をふやすことによって、地域が少しでも衰退する速度を緩めるということも大事なかなと思いますので、人口減少、これは、南伊豆町だけではなくて全国的にそうですし、首都圏、一番大きな自治体、360万都市の横浜市でさえも、人口減少に悩んでおりますので、これはなかなか厳しい問題だと思いますので、また、各関係の皆さんと協議しながら進めたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔２番 比野下文男君登壇〕

○２番（比野下文男君） わかりました。

いろいろとありますけれども、それなりの情報を収集しながら、これからも空き家についての努力をしてもらいたいと思います。１組や２組の移住定住がふえることで、人口減少の抑止には大変厳しいが、その一つ一つの推進が積み重ねとなり、まちづくりの活性化につながっていくことに、誰しもの願いであり、期待しております。私も、深刻な状況下にある我が町の町民の一人として、皆さんと情報を共有化し、微力ですが人口減少空き家対策に協力させていただきます。

３つ目の質問を伺います。

旧公立湊病院の跡地の進捗状況についてです。その（１）として、当町の取得を計画している公立湊病院跡地について、土地所有者の、一部事務組合下田メディカルセンターは、今年２月に売却額を当初の３億２,８００万円から、土壌汚染処理費用分等として９,２００万円を上乗せし、４億２,０００万円に修正したため、取得が進まず、さらに建物解体工事の工期を２年とする案を当町へ提示されたことは、余りにも強硬で一方的ではないでしょうか。今後の将来像として、隣接する杉並区の所有地を含み、一体的に再開発する計画に沿い、国の地方創生事業推進交付金助成が決定されたにも、計画期間５年のうち、既に２年以上が経過し、時間にほとんど余裕すらない状況ではと思います。

町長は、３月議会にて、双方にあらゆる面で合意に至らなければ規模の縮小や場所の変更なども早急に検討すると発言され、その場合は別の地方創生事業を計画したいと述べ、事業撤退の可能性には否定しませんでした。今後は、６市町にて、首町会議を継続的に進めていき、５月末までに何らかの方向性を見い出せるのではと答弁されました。しかし、先月２７日の全員協での報告は、先ほども申し上げましたが、この事業への国からの交付金の期限は５年だが、既に２分の１を経過しており、用地取得費並びにＣＣＲＣ事業での箱物等の設備費は、十数億円が考えられ、また、津波浸水域である要因などを考慮すると、将来の投資効果のメリットは大変厳しく、財政負担を鑑みますと重くのしかかり、断念する方向にあるとの発言でした。

地方創生推進事業として、当初の計画されているＣＣＲＣ事業は、これまで、練りに練った末、この議案が議会でも慎重に進められ、ここに至ったのです。町長の発言は大変重く責任があります。６市町の首長会議では、その方向性について理解していただくよう考えていると思うが、どうなのか。

また、湊区では残存している建物を、一刻も早く取り除いてほしいと望んでいる住民に対し、何人かに非公式に話されたと聞かすが、公の場で多くの区民に現状と今後の動向について早急に説明するべきだと私は思っています。町長の考えをお聞かせください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

共立湊病院跡地での拠点施設整備計画においては、所有者である一部事務組合下田メディカルセンターから、本年２月に売却価格約４億２,０００万円が提示され、これまでの交渉価格を１億円上回るものとなりました。また、病院施設解体工期も令和３年度に及ぶことから、地方創生推進交付金を活用した事業推進は、極めて困難な状況であると解します。本年３月定例会での一般質問において、今後の進め方についての質問があり、一度原点に立ち戻り計画の再検討、再構築を含めた調整を図りたいとお答えしたところではありますが、４月に入り、同跡地の整備計画に関する政策会議を開き、各種法的規制や事業の実効性と費用対効果、財政面での影響などについて検討を行いました。これらの結果を踏まえた中で、これまで同組合と進めてきた土地取得交渉はここで打ち切るべきと判断いたしました。同組合会議８月定例会も控えておりますので、今月中には管理者に面談し、その旨回答したいと考えております。今、議員の方でお話がありました湊区区民への説明ですけれども、基本的にこれは推進協議会のほうで、もし土地を購入した場合にはどういうことをしようかということ、推進協のほうで協議させていただいてありまして、区民に何かを投げかけたということは多分ないかと思います。ですから、あえて区民に報告という形では、そのＣＣＲＣ事業を始める拠点整備を、病院跡地から撤退するというのを区民に説明するのが必要かどうかということは、余り必要ではないのかなと思いますので、このような事業スキーム、土地の購入は断念し、令和３年度には解体し、更地にするというお約束をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔２番 比野下文男君登壇〕

○２番（比野下文男君） 今の町長のこれからの決断というのはわかりました。でも、私は、以前から、この問題について湊区とは関係ないようなことを言っていますけれども、やはり湊区の住民は、やっぱりあそこに廃墟となった建物がすごく目ざわりで、いろんな面で防災面とかそういうものが考えられるものですから、そして、私の耳にもかなり入ってきます。

一度はそれなりの経過というのを、町長から説明するのは筋だと思うんです。やはり、町長、あなたももう2年以上経過したんです。町長として就任されて。それなりにゆとりと自覚は持っているわけです。町長は、私が一番目町民ファーストと宣言しましたよね。そのときに各地区へ、住民との行政相談とか報告とかやっていきたいということを、私は耳にして聞いています。それを全然履行されていなく、役場に来て、聞きたいことは役場に来なさいと、そういう町長のスタイルはおかしい。やはり、町長は町のトップです。そういうことに、やっぱり町長はもう少し足を運ぶことです。ぜひ、これからも、そういうことを私は私なりに思っています。皆さんも思っていると思います。

以前、一部事務組合の事務局長が新聞報道で、組合に解体の責任があると申され、南伊豆町で買わない場合は借金してでも取り壊すと申され、時期は汚染状況の工程が不明瞭なため明言は避けましたが、町長はその記憶はありますよね。その質問に対し、町長は一部組合で取り壊しをしてくださるなら、それは願いたいことだと答弁されました。全く私もそのとおりです。事務局長の公の場での発言は、管理者である下田市長が当然了承されてのことと私は判断します。その後町長はこの件について、首長会議の席において協議されたのかどうなのか。答弁願います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず初めに、私がやっている、町長と未来を語ろうという事業ですね、当初は役場に来ていただいてというところがありましたけれども、今はもう既に、どこでもお伺いしますというような形でやっております。やはり、もう予約も何件か入っているんですけども、大瀬に来てくださいとか、下小野に行ったこともございますし、各地区に回るようにやっと浸透してきたのかなというところもございます。ですから、町民の意見を聞きながら、というところは、2年たってもスタンスは、気持ちは変わっておりません。

それから、今おっしゃられた首長間においても、首長間では、2月の運営会議のときには、そのような話も、1市5町、みんな一組の運営員全員が解体するなら一組で解体するという、借金してまでも解体するというところは、皆さん同じ意見でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 一部、その会合へのお話があると今、言っていますけれども、やはり私思うには、新聞報道で、何月何日にここでやるとか、湊区でやるとか、手石区でやるとか、そういう報道をちゃんと記事にしていかなければ、下田市だとか河津町は、そういうふうにやっているわけですよ。やはり、自分が思っている、一部の人が聞いているだけであって、これは、公の場でやっぱりそういうふうな報道に私はしてもらいたいと思います。そうすれば、やはり、町民の意見というのが、うんと考えがありますので、ましてや、今言いましたように、湊区は特にいろんな面で、私はざわざわとした、もうやらないだとか、今の町長の決断はできないんだとか、いい民意は私の耳には入ってきません。やはり町長はそういうふうな誤解を招かれないように、町長の意見を述べて、やっぱり1市5町でこういうふうだと、こういうふうに進めて、こういうふうになっていますということの報告はぜひ、私は早急にやってもらいたいと思っています。

当時の事務局長の発言に二言はないと思います。が、財源不足の組合にあり、6市町で不測の負担を補填しなければならない状況になった場合、当然激しい議論が想定されます。町のトップとしてどう決断すれば、5市町の首長に対し理解していただけるか、その真骨頂に期待していますが、今の心境をお聞かせください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町政報告会のような形のことを言われたのかと思いますけれども、今現在では、各地区を回って町政報告ということは考えておりません。町政報告会を初めとする意見交換ということは考えておりません。やはり、もっと細かい小さなグループでの活発な意見交換というものを聞きたいというのが趣旨ですので、30人、50人集まった中で、意見を言いたい、2、3人だけが言うよりは、もう5人、10人以下の、もう2人以上でやればいつでもどこでも行きますのでということでやっていますので、その中で皆さんの忌憚のないご意見を、笑いを入れながらも、皆さんと楽しく意見交換ができれば、それで、町政に少しでも反映できればと思いますので、そのようなことをご理解いただきたいと思います。

また、余り湊のほうで、町長に対して余りいい意見を聞かないということ、厳しい意見をおっしゃってもらいましたが、私のところには、余り厳しい意見を言うてくださる方がいらっしやらないので、私のところには、余り厳しいことの意見が届いていないんですけれども、ぜひ、もしそういう意見があれば、また言っていただければ、私も直せるところ

は直したいです。考えなきゃいけないところはたくさんあるかと思いますが、もしそういう意見があればまたご提案いただければと思います。

そして、首長間の理解ですけれども、これは基本的に、皆さんに誤解されると困るんですけれども、1市5町の首長は、病院が南伊豆から下田に行った時点で、あの建物が解体されなかったことを、南伊豆町の方々に申しわけないという気持ちを持っているんです。ですから、南伊豆町が今回、解体をお願いしている令和3年度中にはしてくださいという話をしていの中で、1市5町の首長は誰も首を横に振る人はいません。皆さんが、確かに今、議員がおっしゃるとおり、財政、メディカルセンターも黒字にはなっているんです。利益は上がっているんですけれども、やはりなかなか解体の費用というのは捻出するのは大変です。それを、やはり、除却債等を使って、何としても解体するということを担保されていますので、これはしっかりと、まだこれからいろいろと首長が変わったりいろんなことがあるかもしれませんが、令和3年度中には解体するということをお約束いただいていますので、これはしっかりと担保していただいて、令和3年度中には、ですから湊の方には、令和4年度にはあそこは更地になっているというふうに公言していいかと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 今、私の説明はちょっと誤解を招いたと思いますけれども、行政報告会ではなく、やはり湊区は特に、町民への説明会を私は望んでいるから、そういうことをぜひ、今がチャンスではないですか。チャンスというか時期ではないですか。この揺れている状況であって。もう少し、町長、オープンにしてください。私はそう思っています。やはり町長の耳に入っていない。そうではなくて、町長がやっぱりオープンにして、やはり、時間があるときには、どうですかとか、湊区に行ったりして。やはり町長がなじみやすくなるのが一番大事です。そういうことを私は言っているわけです。非常に重要な件で、当町はこの事業を進めるか否かに左右されると思いますが、当町にとっては最善の策になることに、今後の町長の決断に期待しております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君の質問を終わります。

ここで14時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（齋藤 要君） 3番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 3番議員の加畑です。よろしくお願いします。

本日最後の質問者になります。朝から皆さんお疲れのようですが、最後の最後で面倒くさいやつが出てきたと思わないで、建設的な答弁をお願いしたいと思います。

今日は3つの質問をさせていただきます。一番最初が観光型MAASを参考とする新たな移動手段の構築。2つ目が森林環境譲与税を活用した山の整備、3番目がミズベリング伊豆による河川の新たな利活用という内容にさせていただきます。

一番最初の観光型MAAS、先ほどの長田議員の質問の中でも似た内容が出たんですけれども、まずは、MAASというところの内容の説明のところと、下田市の旧町内で4月1日から実施されている現状、ここ担当課のほうで把握されているかと、具体的にどのように運営されているかというところまでわかれば説明をいただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

先ほど来の答弁の中でもお話はさせていただいたところでございますけれども、これに関しましては、4月1日から下田駅周辺でスタート、旧町内と言うことですが、現在は、スマートフォンを使いましての有償デマンド実験ということでございます。運転手付で実施をしております。これが状況を見ながら、ということで、いつになるかなんですけれども、本年中には無人運転に切りかえる時期が出てくるということでございますけれども、この事業につきましては、基本的には自治体が主導なのかもしれませんが、実施体につきまして

は、ＪＲであったり、東急であったりという公共交通事業者が、駅の周りでどれだけ無人運転を使った上で、さらに線路を伸ばせるかといったような、観光客のニーズに応えられるかということの実証実験として行うようでして、西伊豆町さんでも実施するというこのようですけれども、こちらにつきましても、やはり単独事業ではなく、交通事業者さんが連携した上でやっているということです。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔３番 加畑 毅君登壇〕

○３番（加畑 毅君） まずもって、MAASというところの認識というか、イメージというところを共通の意識として持っていたいんですけれども、私が調べた中では、どうしても伊豆半島というのは、マイカーでいらっしゃる方が多いという中で、今、課長が答えたように、例えば下田で言ったら下田駅まで着いたお客さんが、その後バスで移動する、あるいはタクシーで移動するところを、縫い目なくというか、シームレスという表現をしていましたけれども、そのような形で観光地まで引っ張っていこうと、お客さんを。そういう形で始まって、そこをタクシー会社、もしくは交通機関と組んで企画していくと。そんなような解釈でよろしいわけですね。

実際の観光地、例えば観光施設、海中水族館とか、今はやりの、田牛のバスの本数がふえた場所もありますよね。デスティネーションキャンペーンで、竜宮窟もあります。そういう形のところに、実際もシームレスに行けるような形がとれているよという内容が、実例とかというのが耳に入ってきておりますでしょうか。例えば本数がふえたよとかというところというのは、ふえていますか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 申しわけございません。その本数等については、ちょっと掌握してございません。ただですね、実質的には、竜宮窟のほうお客さんがふえたよということは、聞いてはおります。ただ、バスに何人乗っているか、また本数がふえたといったこと自体は、申しわけございません、掌握しておりません。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔３番 加畑 毅君登壇〕

○３番（加畑 毅君） 実は、下田だと観光施設まで行く手段というのは、今まであったと思

うんですよ。ただ、利用者が少ないがために、公共機関側のほうで、採算の合わないところは本数を減らす、もしくは路線をなくしてしまうという形で減っていったのかなというところはあるんですけども、それをもう一回復旧させようというような動きに感じたんですね。これを我が町で使えないかなというところ、2番目の題として聞いてみたかったです。先ほど課長のほうからの答弁で、そもそも電車は下田駅まで、そこから先は線路がない地域、南伊豆町、松崎町、西伊豆町は線路がない地域に対して、この形を導入して、観光客をふやすことができるか。それから、タクシー会社と組んで、バス会社と組んで、運営ができるかもなというところを、うちの町でも出来たら、次の展開があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の期待をしたいところなんですけれども、何か可能と考えますか。これは課長と町長にも聞いてみたいです。お願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、一昨年の国土交通省の無人運転試験事業に手を挙げた経緯がございますが、安全を確保できる試験走路が確保できないとして、不採択となりました。事業導入に当たっては、適切な道路環境が不可欠とされており、湾曲や狭隘箇所も多く、交通量が少ないことなどから、対向車がスピードを出しやすいといった地方ならではの諸事情なども不採択の要因と捉えておりますが、このようなローカルハンデなどを乗り越える自動車運転技術の躍進を見守りたいと考えております。

また、有人タクシーのオンデマンドについては、公共交通会議の委員となっておりますタクシー事業者からも、現状において運転手の確保のめどが立っておらず、当該事業者においても、AIや自動運転の普及に期待しているところとのことでありました。現状におけるのはな号の運行においても、スマートフォンによる申し込みは不可能で、担当職員が丁寧に現金での申し込み機会を設けているのが実態であります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

もともと、以前は、タクシー事業者さんというのは、町の公共交通会議には入っておりませんでした。この公共交通会議と申しますのは、法定会議でございます、陸運局の国家公務員も委員のオブザーバーとして出席するような会議でございます。その中でのタクシー事

業者さんからのお話としますと、やはり、どうしてもまず有人でやろうとすると、運転手の確保ができない。ということで、先ほども町長が申しましたとおり、町でも無人の実証実験に挑んでみようということで手を挙げたところなんです、やはり駅前と違いまして、対向車が相当なスピードでカーブを曲がり込んでくる。つまり、自分が事故を起こす、起こさないということプラス、向こうから突っ込んでくる車をどうするかという問題もクリアしないとちょっと実証実験できませんよということで、そうなりますと、道路行政との抱き合わせといったことが不可欠になってこようかと。ただこれは道路がないので、じゃ、南伊豆はできませんねということでは、本当に公共交通なくなってしまう危険性もございますので、今後については、そういったところを、両立といいますか、並行させて考えていきながら到達点を見つけていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 今、話題のほう、MAASでいうところのシームレスで観光地までいけることを南伊豆のほうで可能かどうかということよりも、自動運転のほうにいったんですけれども、話題をこちらにちょっと変えたいと思うんですけれども、私の認識のほう違ってればというところで、ちょっと確認したいんです。

それは、賀茂郡内の同世代の議員の中の会議がありまして、その中で県の担当者の方と話したときに、自動運転の話が出たんです。どこが手を挙げますかという話になって、先ほどの話が出たように西伊豆が挙げていました。それから、今回下田市もMAASの話で、自動運転とは違いますけれども、該当するわけです。その中でうちの町はなぜ手を挙げないのかなと思ったんですけれども、話を聞いてみたら、断られた経緯があると。そしたら、僕らが聞いた話の前段階の話ですので、以前断られたからというところの理由で、次の段階に進んでいないのではないかなというような危惧を僕はしているんですね。前に断られたから、もう今さら言われてもというところで手を挙げなかったんだとしたら、それはもったいない話だ。ではなくて、実際にそういう理由があって挙げても不採択だった。だから挙げたってだめなんだというのであれば、納得はするんですけれども、その時間差というのは、どちらが正しいのでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

今回の下田市さん、西伊豆町さんが実証実験するタイミング、手挙げのときには、町のほうは手を挙げてごさいません。といいますのは、先ほども申し上げたとおり、まだほんの1年ぐらいのことですけれども、やはり、これは静岡県の方の交通関係の部局にも後押しをしてもらいながら、コースの選定、提案をしていったところなんですけれども、残念ながらお断りをされたということで、その状態が終わったばかりの状態だったものですから、これ県庁さんの方はどう言うのかという部分もございまして、今のところしておりません。通信衛星のなども、GPS関係の衛星が、かなり精度が去年の後半の段階で上がったということで、メートル単位の精度がセンチ単位にはなってきているということでございますので、そういったものがもっと成熟して来れば、現状の道でもできる、あとは現状の道を若干改修すればできると思っておりますけれども、今回につきましては、余りにもちょっと間が短かったものですから、手は挙げませんでした。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） わかりました。

これはもう一回僕の方で確認をとります。というのは、僕の聞いている情報の中では、逆に南伊豆はやりやすいというような言い方をされたんです。混み合っていないし、人口も少ないし。ということでやりやすいのに手を挙げなかったのは何でかなという話で聞いている。ただ、その中の会議というのは、あくまでも我々の仲間の会議ですので、非公式なんです。けれども、聞いたのは県の担当者なので、憶測ではないです。間違いなく本人から聞いたんですけれども。ただ、その整合性が、ちょっとした時間差でもしかしたら食い違っているかも、もったいないと思って僕聞いたんですよね。というのは、光ファイバーのときそうだったではないですか。昔、光ファイバーをうちの町が断ったからと言って、もう今さら手を挙げてみてもだめなんではないかと言うところから、実は断念したような経緯があって、62局だけというところから、64、65、67というところまでつながった経緯があったわけで、そこは担当課長も、すごく尽力してもらいましたし、何よりも予算化していただいた町長、副町長、本当にこれは、決断していただいたなと思っているんで、ちょっとした食い違いだけで達成しないことがあるとすれば、これはもったいないなと思うんで、ちょっとそこは確認をしてみます。これは今、課長の答弁を否定しているとか何とかという話ではなくて、そういうことがあればもったいないと思うんで、そこは確認してみますというところで、ちょっ

とここは一回ここで終わります。

3番目、ここからの展開なんですけれども、先ほど長田議員が言われた、交通空白地域を埋めるためのシステムにこれを転換できないかという話なんです。実際に南伊豆町というのは、地域が密集しているエリア、それから、山のエリアのほうは、点在しています。そのときにやはり交通手段というのが、かなり不便になっていると。バス路線だと広い道路まで出なければいけない。そうではなくて、小さい車で乗合タクシーの発想ができないかという話で僕もしようとしたんです。ところがさっきの質問では、そういう形もできない、難しい。課長の答弁の中で一つ気になったのが、最終的には近所の人に頼むから、それでいいやと。逆に言えば近所の人に頼むからというところの発想に寄せることはできないかなと思うんですよ。そこから発だったら、みんな違和感ないわけですよ。でもそのためにはスマートフォンとか使って、操作を覚えなければいけない。ただ覚えなきゃいけないとしても、それが便利になるのであれば、覚えるんではないかなと思うんですね。どうですか。小さい車をグルグル回してという発想は、確かに無駄が出てしまうんですけれども、必要なところへ必要なときに行く形で何人か乗れるというシステムができれば、近所の人に頼むかのような形でそれができれば、足を確保することはできるんじゃないかと思うんですけれども、さっき答弁して、また違う答弁できないところありますけれども、どうでしょう、可能性として、じゃ町長お願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これはですね、思いついた程度としか言いようがないんですけれども、実際これは大変難しく。事業としては面白いと思うんですけれども、なかなかこれは、実現できるまでには、かなりの険しい道を進んでいかなければならないというところなんですけれども、ウーマンテクノロジーズという、アメリカの企業がございまして、それはタクシーなんですけれども、タクシーを使って、近所の人たちに連絡を取り合いながら乗っていくと。今議員がおっしゃられた、大体そんなような形なんですけれども、それを各地区のコミュニティでそういうことができれば、高齢者がスマートフォン使えないかもしれないんですけれども、電話してどここのお父さんが、大体家にいたり畑にいたりするから、明日どこ行くか乗せてもらいたいよという。間違ってしまうと、白タクの世界なんですけれども、町で出しているなのはな号ですとか、病院行くバスとかございますけれども、やはり、なのはな号で週に1回、買い物行

く人はそれを利用されていると思うんです。自分の親ですとか、近所の人を見ると、やはり高齢者で運転する人というのは、例えば年金振り込まれたときに、年金を下ろしに行くに農協へ行く、郵便局へ行く、銀行へ行くというときに、やはり、そういう公共の輸送手段がないということですね。それから、自宅から500メートル、600メートル離れたところの畑があって、そこへ苗を植えるから苗を運ぶとか、肥料を運ぶとかという、日常生活のあるべき、今までやっていたことが、免許は返納してしまうとできないということで、そこまでが地域の方で協力できるのか、ちょっとわからないですけども、そういうシステムを、これから考えて、国土交通省の方とも会って、こういう形でできないだろうか。基本的には白タクの世界だけれども、1,000円のところを3,000円とるわけではなくて、普通に実費で200円、300円払って、あと、かかる経費をまた行政を負担するのか。そういうことも踏まえた中で、地域のコミュニティの中で、必要に応じて輸送するということからバスを、たぶん巡回バスをふやしても、空気を運ぶばかりになっちゃうんで、もっと現実的に、必要な人に対して車を提供するという形ができればなということで、以前も、副町長とか、ミーティングで話したんですけども、なかなかこれは厳しいと思いますので、ただ、モデルケースとして、国交省のほうにお願いして、南伊豆こういう形でやらせてくださいということで、もし国交省のほうで、好意的にとってくだされば、試験的にできるのかなと。自動運転といっても、先日の横浜の電車の事故でさえも、無人で事故を起こしている。歴史がある鉄道でさえ、事故を起こしているわけですので、なかなか今の時点で南伊豆町が、無人運転とか自動運転に着手するのがなかなか難しいかなと思いますので、もっとデジタルまでいかない、もっとアナログでいいんで、アナログの世界で住民サービスに対応できればと、そんなことを考えている。本当に申しわけない、こういうただ案でこういうことができたかなというだけの話ですけども、答弁になっていないかもしれないですけども、以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 今の答弁も十分答弁になっていると思います。要するに、発想は、今、町長が言ったように、困っている人の足があればいいだけの話なんですよね。それが自動運転かどうかという話ではないわけですよ。極論を言うと、この間新聞を見て、あじさい祭りでトゥクトゥクを走らせたではないですか。これでもいいから、足として使えないかなと思ったんですね。全く家から出るのに本当にいろんな人に頼まなきゃといけないとか、本当に高いお金を払わないといけないとか、そういう人たちの不便さというのは、今の我々には多

分わからないと思うんですよ。そこを改善していかないと、多分移住政策につながっていかないと。高齢化の対策にもつながっていかないと。だとすると、目的を達成すればいいというところから逆算で考えて、別にきれいにとか、スマートにという形ではなくてもいいですから、その目的を達成するような方法を考えていただければと思います。題材はそれ、観光のことから始まったんですけども、僕が言いたかったのは、その部分なんです。交通空白地帯というのが、余りにもこの町は不便なところが多過ぎるというのが、やはりふだん回っていて、声大きいんで、その点をちょっと当局側としては、常に頭に置いていていただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えさせていただきます。

このMAASの関係については、自分は勉強不足で、議員からご質問をいただいて、若干いろいろ調べたというところもあります。日経なんかで拝見をしますと、先ほど、町長、あるいは担当課長が申したように、東急電鉄と、JR東日本さんのアプリを使ったものということでございますけれども、結局伊豆半島といいますか、伊豆は車での観光客が多いということで、鉄道駅からの2次交通の利用者を増やしたいというようなことが狙いだということが大前提であろうかと思います。この中で地元のタクシー会社3社と組んで乗り合いで大型タクシーに乗れる実証実験話を始めたというようなこともあります。これ、タクシーであれば基本的にはルートについても、何ら別に制約を受けるものではないです。元々なのはな号が公共交通の空白ということがありますが、それと全く別で、利用者がそのアプリを利用して、AIを利用した中で、ご紹介ですと、下田市内で16か所で乗降できるというようなことも書いてございます。これは、もう少し、ちょっと勉強をしたいなというふうに思います。

議員のおっしゃるとおり、日常生活の中で、急に何かしたい、これもしたいというときに、非常に使いやすいものなんではないかなというふうに思います。これは、もう少し、担当の課の中でしっかりと研究をさせていただいて、導入が出来るのであれば、また、町長と相談して、何とか対応していけるような方向で考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

2 番目の質問に入ります。森林環境譲与税を活用した山の整備に行きます。

今年度から、森林環境譲与税、これが、自治体との譲与が始まっているという形で情報を得たんですけれども、本来は5年後から本課税という形になると思うんですけれども、前倒しでいただけるというような内容になっていると思うんですけれども、実際にどのような目的に使用しているか。実際にもう決まっていますというところがあれば、まずはその内容から聞かせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の森林環境譲与税については、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成や自然環境の保全による災害防止など、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和6年度より施行される森林環境税等に創設され、令和元年度から5年間、譲与税特別会計からの借入金により、都道府県及び市町村に譲与されるものであります。譲与基準については、税の収入額に相当する額の9割分が市町村分とされており、当該の10分の5私有林、人工林の面積、10分の2を林業就業者数、10分の3を人口で按分して譲与するもので、税の10分の1は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分され、譲与されます。市町村は干ばつや人材育成、担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされ、都道府県は森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないものとされており、このようなことから、本年度はマツクイムシ予防剤注入事業への財源として予算措置を予定しております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 譲与税の内容については私も勉強したとおりで、町長のおっしゃっておりなんですけれども、静岡県のほうでも、森づくりの県民税という形で、課税されているところがありまして、森林環境税が導入されたときは二重課税か何だという話があったんですけれども、今日のポイントはそこではなくて、譲与税、要するに、いただけるほうの税金の話ですね。この5年間、これが試運転の期間になるのかなと私は思うんですけれども、その間に、準備しておかないといけないことがあると思うんですよ。要するに山林を整備す

るに当たっての地権者の承諾とか、境界線がわからないよとか、そういう準備する期間を踏まえて本課税してから、本気で出したほうがいいのかなということもあるんで、その点5年間、どんなふうに進めていくかというところを聞きたいんですけども。その点の答弁というのは大丈夫でしょうか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

当面は、うちのほうの湊の黒松が景観的にも観光的にも重要なものですから、そちらのほうの対策が講じられていないものですから、当面はそちらのほうの事業に振り分けると。その後、森林所有者の意向調査ですとか、あと、そういったものを踏まえた中で、今後森林所有者が、みずからできない森林に対して、森林整備をしていくような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 今、課長の答弁にありましたように、所有者からの承諾というのが、やっぱり一番難所になるのかなと思うんですよ。本人も手つかずでどうにもできないのに、いざ承諾を得る段階になると、なかなかゴーサイン出してくれないというのが実情ではないかなと思うんですけども、山林整備については、以前この譲与税関連ではないときにも、私も質問、何回かしたんですけども。というのは、まず山を整備すれば、観光面で非常に見栄えがよくなるということと、鳥獣対策のためには、里山の部門をつくることのできるから、これも対策になる。

それから、津波の避難地として高台の整備ということにもつながるんで、最終的にはその整備の部分までつなげていただきたいんです、税金を使って。それから、目的が違うとなると使えない部分というのがあると思いますから。そこは、何とか試行錯誤しなければいけないと思うんですけども、最終的に5年後から、そういう形で使うための準備として、今の部分で十分なんですかね。それから、もう少しやらないといけないところがあるんじゃないと思うんですけども、例えばほかの地域、うちの町みたいに、過疎指定されているけれども、山林がなかなか整備されていない、けれども財源がないということと、情報交換とかというのは、している状況というのはあるんですか。それから、今後していこうというような流れはあるんでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

賀茂地域で、そういった森林環境税の地域協議会というものを立ち上げた中で、賀茂郡地域の情報共有というのはしてございます。それとあと、配分については、当初の平成31年から33年は、大体500万程度なんですけど、最終的な45年以降、平成45年になりますが、そちらのほうになりますと、1,700万円くらいの譲与税が移ってくるようになりますので、そうなるってこれば、森林の整備ですとか、あと、林道の整備、この辺ができてくるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 課長の答弁にありました1,700万円年間という形になってからは相当期待できるのではないかなと思うんですけども、賀茂地区での会議のときに、ぜひ言ってほしいのが、先ほどの町長の説明の中に、ちょっと説明の中にありましたけれども、私有林、人工林の面積が5割ですよ。林業の就業者が2割、人口が3割、9割振りで金額決まっているわけですよ。そこでやっぱり人口少ないというのは不利ですよ。でも、人口が少ないところは山林が多いわけですよ。お金がないから整備できないわけですよ。まさにそのための税金なのに、人口が多い例えば横浜みたいなところは、そんなに山林ないと思うのに多額のお金が落ちるわけですよ。その辺の不満を会議の中で訴えてもらって、全国的に広めてもらいたいたいんですけども、どうでしょう、できますか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

その辺の森林環境譲与税の関係につきましては、例えば横浜の臨海に来られた学生が、この山がこの環境譲与税に基づいて行われたんだよというような形で広めておけば、だんだんとそういった形で、返りが逆にあるのではないかなと考えますので、いずれにしても、環境譲与税で森林を整備していくということは、海の面からもよろしいのかなということで考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

個人的な見解ではありますが、議員のご指摘のとおりだと考えます。また、森林環境譲与税の譲与基準については、国の制度に基づき配分されるものでありますので、各市町で差異が発生することがいたしかたないものと考えます。私有林、人工林、面積については、それぞれの市町の林野率で、面積補正することとされ、私有林の中でも条件不利な森林を評価に反映するとされておりますので、静岡県の実算によれば、賀茂農林事務所管内の他市町と比較した場合、本町の贈与額は多めに配分されると伺っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 今の町長の答弁で、非常に期待できると思うんですけども、もう少し欲張って、例えば横浜市の分、杉並区の分、お宅たちのためなんだからくれよと言って整備なんてことはできないと、それが、横浜市のため、杉並区のためにもなると思うんです。町長が得意な塩尻市は向こうで使うと思いますので。杉並と横浜は非常に友好関係を結んでいると思うんですけども、その点の交渉はできそうですか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

皆さんいただけるものはやっぱりなかなかよそには回さないのかなというところはありませんけれども、どんな形にしても、交流自治体であります杉並区ですとか、これからどういうふうに進んでいくかわからない横浜市と、南伊豆町にご縁のある自治体の皆さん、まして都市部の皆さんとは、いろんな協議をしながら、少しでも小さな町に光をあてていただければ大変助かりますので、そのような機会があったら是非ともお願いはさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） ありがとうございます。

山林整備の質問というのは、非常にしつこくやってきたつもりがありまして、この環境譲与税の話があったときに、来た、やっとな来たぞという思いがありまして、いろいろこれから

形になっていくのではないかなという思いもありますので、ぜひともここは力を入れていただきたいと思います。

続きまして3番目の質問に入ります。ミズベリング伊豆による河川の新たな利活用という質問です。これも3回目の質問になるんですけれども、4月22日に下田総合庁舎で開催されました。これが3回目のミズベリング伊豆の会議です。この内容は、漆田議員も一緒に出まして、内容を聞いてもらったんですけれども、当局側のほうとしては、この3回目の内容というのは把握しておられますでしょうか。そこからまず答弁願います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂圏域におけるミズベリングの広がりには大きな期待を寄せております。昨年11月に引き続いて、本年4月22日に開催されたミズベリング伊豆においては、やりたいこと発表会として、カヌーで下賀茂川下り、伊豆南部ラムの聖地化プロジェクト、七滝ナイトウオーク、竹たのしみまくる下田、ドローン撮影会で伊豆半島に賑わいをなどが紹介されたと伺っております。

また、本町からも、カヤック水上バイク、カヌー関係者も参加されていたと聞いておりますが、民間のそれぞれの団体の方々が、連携しながら地域の活性化につながる新たな取り組みとなるよう期待しているところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 会議の内容を詳しく把握されているようでありがとうございます。

実際、3回の会議といいましても、こういうことができたらいいなとか、実際にやったという資料を見せるというということが続いているわけです。実際今回は、下賀茂の中の川も実際にカヌーで下っている動画を会場で流したわけです。実際はこういう形でやっていますよということまでは言ったんですけれども、実際そのときは事業者の方々も来ていただきました。こういう会議体でやっていると。先ほど言ったように漆田議員も来まして、その関係者の方も来まして、実際、河川の利活用というのが重要だということは十分認識が高まっていたわけです。ここで、下田賀茂地区全体の案件にはなるんですけれども、やはり僕は南伊豆がスタートするのが一番自然ではないかなという気持ちはずっと変わらないです。事

業者もせっかく認識が高まってきたところなので、ぜひこれ町のほうで、会議体をつくっていただけないかなと。関係団体のほうで。そうすれば、河川の中に何かつくってくれという話ではなくて、どういう可能性があるとか、どういう形で進めていったらいいとかというところは、やはり関係者を一度集めて話をしていきたいんです。本来は事業者のほうからの話で、上げてくれというようなのが筋だとは思いますが。それは了解しているんですけども、そうはいっても、やはり、県土木のほうからの話というのもありますので、行政マンがそこに入っていていただいて会議を進めるというのが、スムーズにいくんではないかなと思うんですけども、そのような流れをつくってはいただけないでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ミズベリング伊豆については、下田土木事務所が主体となってお尽力をいただく中で、以前には、本町産業団体への説明会を開催されており、民間ベースでの新たな事業展開にも大きな期待が寄せられているものと認識しております。また、この取り組みは、河川管理面における治水から親水へ、規制から利活用へとした発想の転換のもとに、県民の皆様が求める声が反映されたものと解します。制度上においては、河川管理上での規制緩和となりますが、本町における実態として、カヤックでの利用が多少みられるもの、まだまだ青野川のポテンシャルを発揮できているとは言えない状況にあると思われます。ミズベリングでの取り組みをもって各種にぎわいの創出や、河川の保全面などでも、新たな可能性が見込まれる施策であると認識しておりますので、下田土木事務所や、産業団体とも連携しながら、協議会のような組織の立ち上げなど検討してまいりたいと考えております。

議員におかれましては、ミズベリングに精通されておりますので、今後ともご指導をいただければとお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 課長から答弁お願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

担当課としても、そういった会と折衝した中で、一度会議を開きたいと考えておりますの

で、ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） ありがとうございます。

時間早いですけれども、十分な回答が得られましたので、僕の質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（齋藤 要君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時12分

令和元年 6 月定例町議会

(第 2 日 6 月 5 日)

令和元年 6 月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和元年 6 月 5 日（水）午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 諮第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 議第 3 4 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 6 議第 3 5 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 7 議第 3 6 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 8 議第 3 7 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 9 議第 3 8 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 1 0 議第 3 9 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 1 1 議第 4 0 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 1 2 議第 4 1 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 1 3 議第 4 2 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 1 4 議第 4 3 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 1 5 議第 4 4 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 1 6 議第 4 5 号 南伊豆自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 7 議第 4 6 号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 8 議第 4 7 号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 9 議第 4 8 号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定について
- 日程第 2 0 議第 4 9 号 南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 1 議第 5 0 号 南伊豆ホームヘルプサービス手数料徴収条例を廃止する条例制定について

- 日程第２２ 議第５１号 南伊豆町総合計画の策定等に関する条例制定について
- 日程第２３ 議第５２号 備品購入契約について（令和元年度職員事務処理用パソコン購入）
- 日程第２４ 議第５３号 備品購入契約について（令和元年度地震・津波対策等減災交付金可搬ポンプ付積載車購入）
- 日程第２５ 議第５４号 令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第１号）
- 日程第２６ 議第５５号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
- 日程第２７ 各委員会の閉会中の継続調査申出書
- 日程第２８ 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	渡 邊 哲 君	２番	比野下 文 男 君
３番	加 畑 毅 君	４番	谷 正 君
５番	長 田 美喜彦 君	６番	稲 葉 勝 男 君
７番	清 水 清 一 君	８番	漆 田 修 君
９番	齋 藤 要 君	１０番	渡 邊 嘉 郎 君
１１番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	高 野 喜久美 君	健康増進課長	山 田 日 好 君
福祉介護課長	高 橋 健 一 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	大 野 孝 行 君
生活環境課長	高 野 克 巳 君	会 計 管 理 者	高 橋 由 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 禎 明 係 長 内 藤 彰 一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（齋藤 要君） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和元年6月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（齋藤 要君） 本日の議事日程は、印刷配付をしたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤 要君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

11番議員 横 嶋 隆 二 君

◎一般質問

○議長（齋藤 要君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（齋藤 要君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） それでは、通告に従いまして、私は南伊豆住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、今回の質問は、今の状況の中で、今日的な状況に置かれている住民の皆さん、そして町の状況の中で、あるべき方向について施策の一部であります。第一に地方創生総合計画の見直しで、町民・高齢者・若者支援をという点について質問を行います。

趣旨は、町民の生活の現状・要求から、C C R Cと銘打った南伊豆町版地方創生総合計画の一部を見直すべきではないかということであります。

まず、今日の状況で言いますと、今年の1月に厚生労働省の勤労労働統計に不正が行われていたと。2018年の実質賃金は、実際にはマイナスであったということが明らかになりました。これは国会での話であります。今、町場を歩いていますと、景気の問題では、仕事も含めて年金を減らされてきて、先行きの不安、日々の消費の範囲をどうするかということが、私も週に3回以上はスーパーに買い物に行くわけですが、そういうところでご婦人の方や買い物に来ている人の間で話題になります。

また、町中を見回ると、いわゆる地元で生業している中壮年層は、本当に仕事の問題で強い要求を突きつけられます。観光業がかなり多いわけですが、お客さんの流入に関しても要求が強い状態であります。

どうしてそうなのかということで考えれば、この間も議会のこの場で述べましたが、先ほど述べた2018年度の勤労労働統計の調整がすりかえられたということでありましたけれども、調べてみると、いわゆる2013年、アベノミクスが始まって以来、実質賃金は実にずっと低下をしているわけであります。

毎年行われる賀詞交歓会でアベノミクスの効果について、この半島先端にはこれが及んでいないということが言われてきました。毎回の挨拶でありました。しかし、及んでいないどころか、日本全国実質賃金がマイナスになっているということでもあります。購買力が落ちる、遊びに行く状態もこれが抑えられているということでもあります。

一方で、比較のために出しますが、この間、非常に若干な、小さいですが、個人的に国際交流を、体験をしました。いわゆる、その国の人口は2,000万人強でありますけれども、国民の一人当たりのGDPに關すると、日本より低い、日本の9割方。ところが、労働賃金は、同じ職種で約倍。年間の有給休暇の消化できる有給休暇は6週間。そういう話を聞

きました。20代です。

いかに日本の状態がこの南伊豆町半島先端の厳しい状態にあるということだけではなくて、日本の勤労者、労働者の状態、働く者の状態が置かれている客観的な状況が身に染みたという感じがいたします。

そこで、改めて質問に戻ります。地方創生ということで、旧共立湊病院跡地ＣＣＲＣ計画が、前町政の時代に計画をされました。しかし、この問題に関しては、この行政報告で報告がありましたが、この問題で質問であります。

このＣＣＲＣ計画の中身、都会のリタイヤした高齢者を南伊豆に呼んで一つのコミュニティをつくる。そして、ここで事業を起こす。この間、その状態、町長は行政報告で報告をしましたが、いわゆるあの場所にオファーは、この間あったのか。町でＣＣＲＣを進めている地方創生計画の審議会にも出ている増田寛也さんは、杉並区の顧問もやっているということではありますが、同時に彼は野村総研の顧問の関係もしております。また、このＣＣＲＣには、三菱総研もかかわっているということがわかっておりますが、こうしたところで、その関連から、この間この事業に対してオファーはあったどうか、まずお答えしていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私が就任してからは、そのような事業者等のオファーはございません。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔１１番 横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君） 岡部町長が就任して２年余になるわけですが、オファーはないと。

この間というか、そのＣＣＲＣ計画を立てる前、いわゆる2011年東日本震災が起きました。悔しいかな、あの湊の弓ヶ浜の地域が津波浸水域に指定をされました。共立湊病院の移転計画が計画をされて、その移転先、南伊豆町議会は四度あの土地での存続決議を上げました。議会で上げましたが、残念ながら結果として移転することになりましたけれども、その後、いわゆる跡地利用で共立湊病院を受けた団体の関連からオファーがありましたけれども、いわゆるその時点、まだ震災が起こる前の時点でしたけれども、非常に反対があったと。

結果としては、その後、震災があって、東日本震災の教訓から津波浸水域での問題が明らかになって、結果としてはよかったのかというふうに思いますが、同時にその当時あった、

いわゆる杉並区の特別養護老人ホームのオファー、これは健康学園が、もうこれ以上存続できないということで、平成21年の秋に健康学園の存続の問題で10年来交流をして連携をしてきた杉並区の私どもの会派の議員と連絡を取っていたところ、そのいわゆる完全撤退ではなくて、南伊豆町に何らかの貢献をしたいと。それが今エクレスシアという形になっている特別養護老人ホームの話の始まりでした。

東日本震災があって、その後、場所が津波の影響を受けないところに置くべきだということで現在地になって、今、運営をしている。非常に喜ばしいことだというふうに思います。杉並区のお年寄りの方も40人来られて、地元賀茂のお年寄りも入られる。さらに、デイサービスは、ほとんど地理的な環境から南伊豆町の住民です。恩恵を受けて、両方の問題が一部では解決をするということでもあります。

長くなっておりますが、あの場所がどこもオファーがない、関連団体からもオファーがない。また、東日本震災が起きてから、浸水域だということが定着をしていると。もう一つの質問ですが、こうしたところに事業を起こした場合、公的な補助があるのかどうか。私は、その問題と同時にその次の問題で、いわゆるここでの土地の購入を、断念をして計画を地方創生計画でも途中で見直しをして、本来の地方の創生、地元の住民が本当にお年寄りも若者も今生活するのが大変な状態の中で、もっと別な力の発揮の仕方をしたらどうかというふうにと思いますが、その点、まず全体の方向性としてどのように考えますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

昨日の一般質問でも答弁いたしましたとおり、共立湊病院跡地で計画しておりました「生涯活躍のまち拠点施設整備事業」につきましては、中止することに決定いたしました。

一方で、これまで生涯活躍のまち推進協議会が検討してまいりました同跡地整備計画については、まちづくりの視点からも多様性があり、熟度の高いものとして国にも認められたものでありますので、同跡地での施設整備は中止いたしますが、その概念については継承し、議員からご指摘ありました地域住民や高齢者が安心して暮らせる町内環境の整備など、本年度で策定予定の総合計画及び総合戦略の中で活かせるよう新たに検討してまいりたいと考えております。そのため、公的補助等のことに関しては、その件に関しては、担当のほうから説明をさせます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

津波浸水区域で行う行為に対して公的補助があるかということでございますが、地方創生交付金については、これまで地域再生計画をあの土地でやるということで申請して、それには交付金をするという判断でしております。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長が見直しをするという方向を出しましたが、改めて私はこの間、いわゆる町が、どうあるべきかということで今回もまた私もこの間、石廊崎オーシャンパークの問題で質問してまいりました。いわゆる事業系のこと、民間がやっている事業と役所、いわゆる地方公共団体がやるべきこと、それと財政、財源の問題についての基本的な考え、これは地方自治法の第1条2、この自治法の改正で若干書き方や記述が変わりましたが、「地方公共団体は、住民の福祉を図ることを基本として、地域における共生を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」ということであります。

私がこのことを改めて話をするのは、いわゆる石廊崎オーシャンパークの経緯、ここに2007年にこの問題を報じた「南伊豆民報」がありますが、この問題は、町が、当時のトップがいわゆる営業している石廊崎オーシャンパーク、ジャングルパークにこれを買いに入ると。その後、結果として、町に3億4,000万円の賠償請求がされると。町議会は、平成17年3月の定例会で相手方を呼んで説明会を行いました。事の経緯を、全てこれを聞き取りをしました。これが発端であります。

町政が変わって提訴されて裁判になって、それがかかって今までのこと。経緯として、最終的に落ち着くまで、あそこの山林、雑種地も含めて、今記憶にあるのが、平米一万数千円の高値の交渉から粘り強い交渉を経て、いわゆる税金に負担をかけない、町民に負担をかけない。落ち着いたのが平米2,500円。それが昨日も行政報告で出されましたが、起債、過疎債も含めた土地の買収も含めて十数億の土地、それと担当者も多く、これに係る税金が投入されてきたわけであります。

なぜこれを言うかということ、行政がやるべき第一のこと、半島先端でいわゆる地域経済が大変、若者の定着が大変、そういう中で、担当部署が必死にやっている。しかし、財政・財源の流れがこういうところに多額なものがいつていたということがあります。昨年、エクレ

シアの手前に健康福祉センターが誕生しました。賀茂郡下では、全て整備されておりました。これは10分の10、100%介護保険を準備するために国が整備するお金を出したものであります。南伊豆町は、そのときに、ジャングルパークの買収や厚生労働省の買収にかかっていた。それがつい昨年、起債を起こして健康福祉センターが完成したと。私は、過去の否定ということではなくて、歩いてきたところを振り返って、やはり、このハンディがある地域で、この地域の住民の皆さんを本当に励ましながら、同時に支えていく営業や就労や子育て支援、そのために、もっとこうしたところの精査をしてくる、あるいは今後行くべきときには、ここを教訓にすべきであるということを思いました。

当時の菊池町政の後の岩田町政では、起債の平均額は6年間1年平均で5億4,000万。続く鈴木町政では2億9,000万、続く梅本町政では4億6,000万。起債をすれば当然、次の世代に借金返済がかかってくるわけであります。それが、町民が供するものであればいいけど、そうでない場合は、ほかの予算を削らなければなりません。

伊豆新聞で賀茂郡下の自治体の報道がされていました。バラ公園を抱えるところでは、4,500万の税金が公社に丸々これが赤字補填に出されています。もう一方の桜葉が有名などころでは、3,800万の予算が公社にそのまま行っているんです。毎年毎年です。こうした町政のもとで、やはり、税金を捻出して大事に住民生活をバックアップしようと日々考えている現場の職員の皆さんのことを思っても、非常に胸が傷むというか、やるせない思いになるわけであります。

ですから、いろいろな過去の問題を教訓として、我々が将来にわたっては、こうした今のC C R C、景気がよくて、あそこが、状態がよくて、人が誰もいっぱい来てというんであればいいけれども、いわゆる三菱総研、優秀なシンクタンクが野村総研と集まってやっけても、顧問がついているところですらオファーがない。

杉並区は、1,300億円ぐらいの予算を持っているところです。そうしたところが、じゃあやるかというところでもない。やはり、少ない税金を本当に頑張って住民の生活向上のために活かすのであれば、思い切った見直しをすべきである。私は、あそこで出した温泉大学構想。南伊豆には銀の湯という立派な温泉があります。建ててしばらくたちますけれども、ほぼとんとんで運営されているということでもありますけれども、ここを温泉大学構想であれば、温泉の海層水の問題もあります。温泉保全の問題もあります。そうした点を含めても、いわゆる銀の湯を中心にしたあの周辺を、充実をすべきではないかと。

ここでの一つの提案ですが、住民の皆さん、いわゆる健康の問題で言うと、南伊豆町高齢

者が多いところでは、いわゆる整形の罹患者、患者さんが非常に多いです。中でもご婦人が多いと。いろいろ考えれば、やはり毎日のほせりをしているのは、今でも男性も頑張っているとはいえ、ほせり、食事の支度をするのは女性です。いわゆる温度が低いところで立って、長時間立ち労働をしていれば、当然ひざにもくる。しかし、毎日のメニューを考えるから、任地で動ける婦人は少ない。足腰罹患者の中では、比較的女性が多い。そして、それを思うと、かつて下賀茂にあった温泉施設の運動入浴のところでは、ご婦人が結構おりました。

私は、そうしたことも含めて、かつて銀の湯を造るときには、温泉運動入浴も提案したんです。ただ、民間がやろうとしているんで、これについては提案を途中でよしました。しかし、民間が立ちいかなかった。私は、これは、じゃ営業的なものなのかどうかということでもありますけれども、元気な高齢者を増やしていくということ。同時に、あそこの場所が町の一番大きなスーパーも、あるいは直売所も近くにあるということで、送迎も加えれば、あそこでシステムをつくれば、買い物を含めた対応もできる、コミュニケーションの場ともなるということで、健康増進の住民も観光客も若者もこれに恩恵があるということで、こうした構想を進めることを、提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

リハビリ的施設の整備につきましては、これまで町民の方々から歩行用温泉プール整備に関する要望なども寄せられており、「ミナミイズ温泉大学構想」でも同様な施設整備が可能か検討されたこともあります。

先ほど申し上げたとおり、同施設での施設整備は断念いたしましたが、町民の健康づくりは継続して取り組むべき事項と認識しておりますので、本年度策定に取り組む次期総合戦略の中で町民ニーズに対応する健康づくりに資するための施設整備のあり方など検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔１１番 横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君） ぜひ、住民の皆さんの様々な部署の声を受けて、こうしたこと、かつて健康福祉センターが一時平成16年に議会に提案されたときは、ちょうど場所的にはこの

建物の南側駐車場になっているところに、若衆の温泉浴場が2階に設置された計画でありました。温泉を使って、運動入浴もできる、静止浴もできる、さらにプラスアルファの買い物とワンストップでこの広い山村形態の町内であちこちにものをつくるのは、効率的によくありません。ワンストップでできて、さらに送迎もできる体制で町民の利便性を上げるということは、非常に有効ではないかということでもあります。それをぜひ町民の皆さん、各団体に投げかけて検討していったら、この地方創生計画の旧湊病院の跡地では断念ではありますが、いわゆる有効に資するのではないかというふうに思います。

もう一つ、では、昨日の報告で、旧湊病院の跡地は土壌改良を行って、その後建物の解体を病院組合、下田メディカル組合が行うということがご報告をされました。その後のことに関して、1つ現時点で提案できることは、2月17日に湊地区で津波防災のワークショップがありました。下田メディカル組合の土地ではありますが、更地にした後の計画がつくられる前の段階でありますけれども、私は、津波避難の保留地、保全を含めた保留地的な提案を町長会でしたらどうかというふうに思います。

そのワークショップの中では、いわゆる湊病院あるいは杉並の場所を通して逢ヶ浜の峠から清掃センターに抜ける代替道路をつくったらどうかという提案も出されました。いつ来るかわからないけれども、七、八十%、30年以内に予測されている津波に関して、もし来たらどうするかということで県道は封鎖される時間が長い、一時的な避難場所として南伊豆東中学校が指定されておりますが、やはり、そこだけでも不十分だと思います。

こうしたときに、旧共立湊病院の跡地の場所を、やはり有効に考えていったらどうかということでもあります。当面は公園的な要素にして、誰もが入れるところに提案をしていただきたいというふうに思います。

あえてつけ加えて言えば、あそこが旧共立湊病院、その前の海軍病院。海軍が大正12年に海軍病院が発足をしましたが、その発足の前は、いわゆる湊の松林周辺に住んでいる住民の皆さんは修福寺の下、いわゆる旧共立湊病院のところに住んでいて、軍が病院をつくるということで海岸のほうに出ていかざるを得なかったという状況があります。

そうした点を考えても、あそこが津波浸水域であるということを勘案しても、いわゆる避難の保留地として検討、あるいは町長会の中で意見を具申したらどうかというふうに思いますが、その点、もしお考えがあったらご答弁いただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、議員も今おっしゃられたとおり、まだ一部事務組合下田メディカルセンターの所有地ということですので、コメント等はできないですけれども、何らかの形で今後施設整備は行わないということを決めましたけれども、今後、何らか地元の方のためになるように利活用ができればと考えておりますので、その避難保留地も含めた中でいろいろと検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） 地方創生総合計画は、私は全て否定するものだというふうには思っておりませんが、いわゆる東京一極集中を解消するという大前提の目的はあるということはあるんですが、どうもその目標達成は難しいということで、また延長されるということでもあります。

こうした中で、町でも定住促進を進めてまいりました。あるいは事業体の誘致ということでサテライトオフィス等々の事業をやられてきましたが、実際、現場のところでサテライトオフィスやあるいは移住・定住でその後の定住の状況、これについてはどのような実情か、あるいは特徴的なことがあればご答弁していただけますか。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

サテライトオフィスにつきましては、平成29年度に総務省のモデル事業ということで、南伊豆町でやらせていただきました。その後というか、そこに参加していただいた事業者の中の一事業者ですけれども、こちらのほうに、町内に事務所を構えて活動というか、をいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） それはあわえさん、とは別ですね。そのほか移住後の定住就労で幾つぐらいの数か、ざっくりで。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） 移住・定住事業につきましては、これまで社会増減を見てい

ただければわかるように、ある程度近隣市町に比較しまして社会増減が大きなプラスはないんですが、大きなマイナスもないということで一定の効果を上げているかなと思っております。

就業の点については、細かいデータが手元にございませんで、ご勘弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） いわゆる社会増があるということは、以前にも報告をされました。

私、やっていること自体が、本当に現場は苦勞されていると思います。というのも、いわゆる先ほど言った、この地方創生の大元になる東京一極集中是正会議、これがいわゆる地方との関係でじゃどうなのかと。地方が本当に創生する計画になるのかどうかという点では、C R Cと銘打った事業の問題で明らかだというふうに思うんですが、私は、それをもっと明らかというのは、いわゆる都会の高齢者、オファーもない、来るということも少ない。事業主体も少ない。ただ、移住の受け皿と相談をすることで移住者は増えていると。ただ、実情を見ると、やはり、ここで仕事をする、あるいは起業をする。言葉で起業をすると言っても非常に大変であります。

こうした点を考えても、いわゆる従来からあるここでの課題、この地域での課題。仕事をつくる、企業をつくる、雇用を創生する、ここは至難の業であって、本来であれば、政府やトップの関係者もそういうことに心を寄せてほしいというふうに思いますが、実際にはそれは住んでいないと無理だと。これは2月28日に介護保険制度審議会の座長である大森彌先生に講演をしていただきました。湯けむりホールで講演していただきましたが、いわゆる消滅自治体というのは言葉だけで、自治体を消滅させられるのは皆さんだけだと。住民あるいはその代表である議会が議決を上げない限り、自分でつぶす以外は、自治体はつぶれないと。

南伊豆町は、そういう中で、先ほど様々な流れを若干言いましたが、合併の問題で平成15年から21年に終わるまで足かけ6年余、多大な労力を使ってまちづくりなんていうそんなことはもうすっ飛んで、町を残すためにどうするかという財政分析もしながら議会はやってきました。当時、菊池町政が4期目終わったのが1998年、平成10年。将来財政負担額比率は84.6%、約85%。それがその次の岩田町政で、先ほど言った毎年平均5億の起債を起こした結果、将来財政負担額比率は100%の危険ラインを通り越して150.4%。この財政分析を行っ

て議会は急ブレーキをかけました。16年に住民投票をやって、結果はご存知のとおりなんですが、その後、鈴木町政が受けたのは145.8%で受けて、平成24年度には91.2%。その間、この庁舎と全ての保育園、小学校、幼稚園の耐震・建て替えが完了させたと。でも、起債の平均額は2億9,000万と。住民にとってどういうところが本当によかったのか。住民がこの地で生活する将来展望を見出せるかどうか。ここを、やはり希望をしっかりと模索していく。職員の皆さんも日々様々な分野では底辺を支えている。そこをしっかりと、やはりかじ取りをしていただきたいと。

町議会は、平成16年1月厳冬期に島根県の中山間地域研究センターを訪れて、これはイノシシ、野生獣対策の問題です。当時と比べて、前の年の平成15年の選挙では、何よりもさておいてイノシシ対策をやってくれというのが大きな声でした。それでいわゆる過疎地域の島のシンクタンク、日本で一番過疎である島根県の、またその山奥の中山間地域研究センターを訪れたわけであります。

今、政府も総務省も、いわゆる過疎地のモデルにしているのは島根県です。海士町等々を初めとして島根大学も含めてシンクタンクの中にあります。これは、つい最近、30年6月の若者世代に選ばれる中山間地域のつくり方ということで、当時、私たちが行ったときに、藤山浩さんというそこの研究員がおられました。これはイノシシ対策の専門家ではありませんけれども、過疎地の地域づくり、今、島根県益田か浜田におられて、持続可能な社会研究所を立ち上げて、現場で生活も非常に苦勞されていると思いますけれども、仕事をしております。

この「循環型経済をつくる」という、これは図書館から借りてきて読んでいる本ですが、過疎地の地域でどう自分と向かい合って地域をつくるのか。こういうことをやられております。まさに一部というか、現場でやられている地方創生の計画の一部は、こういうところに根差したものもあるし、ぜひ私も微々たる力ながら頑張ってやっていきたいということを思いますが、先ほどサテライトとかという話を出したのは、いわゆるサテライトオフィスをコーディネーターですかね、美波町の株式会社あわえの社長さん、担当の課長さん、美波町と南伊豆町が、若干関係があるのは御存じでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） 申しわけございません。ちょっとわかりません。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ごめんなさいね、サプライズで変なことを言うつもりはないんですが、美波町は合併する前に日和佐町という町で、日和佐はウミガメが上がる町で非常に大事な取り組みをしているところで、平成9年に我が町議会がそこを視察に行って、今あるウミガメ保護条例は、そこを参考にしているんです。四国八十八カ所霊場の薬王寺がある町なんです、いろいろな繋がりも含めて中山間地域、過疎地との連携というのをする一つになればというふうに思いますが、そこでそれは置いておいて、1の③の定住促進で苦勞しているわけですが、空き家対策の問題も出ました。大事に代々続いている家をそう簡単にとということもあります。ただ、この町に来て頑張りたいという方もおります。

上賀茂に町営住宅をつくって以来久しくありませんが、やはり、かつて議会でも質問をしました。長野県の子育て支援、子供が増えているところで町営住宅を造っている下條村ですか、長野県のね。あるいは岡山県の奈義町なんかの話も出しましたが、定住促進のためと地域経済の創設の上で、多世代混合の町営住宅の建設を地元業者との協力で推進できないかと。こうしたことで見守り支援や事業創出ができないかということを思いますが、もしご見解があればご答弁していただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

定住促進のための多世代向け住宅については、病院跡地の旧看護師寮のリノベーションによる再整備を検討した経緯もあり、その必要性は感じているところであり、これに高齢者見守り支援の機能を追加し、人々が互いに支え合うコミュニティを創出することは、拡大する高齢化社会に対応するために重要であると認識しております。

一方で、高齢者の見守り機能を持たせた多世代向け住宅となりますと、ある程度の規模感での整備が必要であると考えており、多額の事業費が必要となることが想定されます。

町営住宅の公的施設とする整備手法に限らず、民間事業者の参入の可能性も含めて慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 事業のやり方、100%町持ちということではなくて、様々なオファーを受けながら、同時に、いわゆるそういう算入できるオファーを受けてやるという形も展

開できるんじゃないかというふうに思います。私も民家のリフォーム等々は好きですが、そうばかりも、放棄された家をやればいいですけども、そうではない。そこを様々な形、若干自治体が後押しをする、そういうことを含めたことをぜひご検討いただければありがたいなというふうに思います。

次に入ります。2番目の消防団の定数についてであります。

南伊豆町の消防団の定数は、定数条例3条で310人というふうに定められております。質問した背景は、町中歩いて、あちこちでやはり声を受けます。なかなか何て言うんですね、先ほど定住だ、何だの話をしましたが、経済状態が非常に厳しい中にあります。消防団は、一応というか、条例でもうたってありますが、非常勤特別職で一定の報酬が支払われるということにはなっております。ただ、場所によって小さい集落などの場合で、南伊豆町そのものも大きい集落といってもそれほどでもない。そこでの若者の数から言っても非常に組織が大変だし、業務も特に夜警などの負担は非常に大変だという声が上がって、悲鳴に近い状態が聞こえてきます。

これは、別に消防団の組織を批判するとかそういうことは全くありません。日々の活動に敬意を表しております。本当に大変な仕事を担われているというふうに思います。私がこの町に移住したのが86年の12月ですが、その後、弓ヶ浜や竹麻地区で大きな火災が何件もありました。飛び出て行っては据えつけの放水機を使ったこともありましたけれども、当時は若い人も多かったので、なかなかそこまで入って手助けするまでは間に合っているという状態がありました。

しかし、平成29年版の消防白書でも、消防団の現状で消防団員数の減少が赤裸々に述べられております。都市部でもそうでありますから、地方、小さい自治体ではなおさらで、その小規模のところに大きな負担がかかっているということは否めないというふうに思います。私は、有事のときも含めて通常の団活動も含めて様々な活動をしている若者を本当に支える声を聞いてあげながら改善をしていくことをぜひ、もちろん団の役職についている方もそうしたことを歴代受け継ぎながら今の団を守ってきていることでありますので、こうした点の改善を進める時期にきているのではないかというふうに思います。この点、どのような認識であるのかご答弁をいただければありがたい。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

消防団の定数は310名であります。今年度に入り10名の欠員が生じており、現状では300名の編成となるなど、ここ数年では欠員が常態化している状況にあります。

ご指摘のとおり、消防団の担い手である男性の20歳から49歳までの人口比率は、消防団員定数を削減した平成17年と比較すると、22.7%減少しており、定数確保に向けて各地区消防団の皆さんに負担が生じているのではないかと危惧しております。

一方で、近年、全国的に発生している豪雨災害や近い将来発生することが想定される南海トラフ地震に備えるため、消防団組織は欠かせない存在であります。

地域防災の要であることは言うまでもありませんが、消防団OBなどを活用した機能別消防団員などの導入も念頭に、消防団本部と十分に協議しながら、分団・分隊の配置及び団員規模の適正化に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） まさに今答弁を受けましたが、現状は、やはり深刻というふうに受けとめたほうがいいと思います。

同時に、先ほどの質問の中でもベースの話をしてしましたが、いわゆるこれは5月22日の朝日新聞に「若者や地元で企業を起こす道へ」ということで、増田寛也さんが出て、なかなかいろいろ苦勞をされている話が出ております。でも、都市部での若者の消防団活動と、この小さいけれどもいわゆる中山間地域で求められている団員活動の比重というのは、はかり知れないものがあります。日常の人との繋がりも含めた中で。

私たちは、先ほど何でC C R Cを見直して都会の高齢者とか都会から呼んでくる、それを、リセットをしろという質問に書いてありますが、これまで子育て支援等々も言ってきました。高齢者支援に関しては、もう議会に出てからずっと介護・福祉の分野もベースをつくる質問してきましたけれども、やはり地域を担っている若者が今の時勢の中で低賃金、長時間労働をしていると。さらに地域を担う団活動、大義名分はあっても、そこに強いられる。ここを、やはり考えなければいけないというふうに思います。

いわゆる地方創生との絡みで考えると、東京一極集中是正と言いますが、国家政策としては、これは失敗であります。私がこんなことを言うのも大それておりますが、しかし、国家を担う閣僚経験者の方々が移住・定住で今いる人口を地方と東京で分けて移住するだけというのは、今の少子化の問題を解決する力には何にもならないのではないかとということでこれ

が失敗ではないかと。やはり、冒頭に述べました日本の一人当たりGDPが少ないところの若年労働者が日本の同業種の労働者の倍の賃金をしっかりもらって、そして年次有給休暇も6週間があるというのが世界の現実です。

私たちは、知らされなさすぎているのではないかと。情報化社会、SNSという状態の中でも知らされていないのではないかというふうに思います。8時間働いて当たり前。そして、男女平等とは言っても今言葉では、働き方改革とか言われますけれども、男子が育児休暇を使ったら、やはり一般の企業では、これが配置転換させられる、社会全体に根づいているかと言えば、そうかと言えない。いわゆる公務労働ではそれができても、民間のところでは、そこまでいく力がない。そうすれば、消防庁の出している消防白書の中でも、被雇用者、いわゆる会社員等々の従業員の消防団組織とは言っても、会社にそういう余力が、この地方の零細企業には、そういう余力はないというふうに見ていいと思います。まさに善意のボランティアをやられている。そこをしっかりと見て、同時に今のそういう社会的な待遇を変えていくことも念頭に置いて消防団員を激励しながら、小手先の中の改善だけでは間に合わないことがありますので、そうしたことを進めるべきではないかというふうにと思いますが、町長、お考えありましたら。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地方創生は、議員がおっしゃるとおり、東京一極集中の是正、これから始まっていることは御存じのとおりかと思います。

しかしながら、今、議員がおっしゃられたように、この国家政策は失敗だと言われましたけれども、これが失敗なのかどうかというのは、ちょっと今の時点で私は、判断はつきませんが、この一極集中それから人口減少、この大きな問題に立ち向かうために、今だからこそ、この国家政策の中で働き方改革、それから地方創生という事業が国家として行われているのかなというふうに前向きに私は取らせていただきたいと思います。

そのために地方創生推進交付金というのが大きな額、2分の1ではありますけれども大きな額が交付されるということもありますので、ただ間違った方向に向かない、それぞれの自治体にあった、身の丈にあった地方創生を推進していかなくてはいけないというふうに思いますので、この政策的に成功か失敗かということはちょっと私にはよくわかりませんが、その中、さまざまを踏まえた中で私は進めていきたいなと考えております。

消防団に関しましては、確かに今若者が少ないがために、大変団員が苦勞していることは、私も存じております。先日も今週日曜日ですね、9日に行われます消防団のポンプ操法大会がありますけれども、訓練の査察に行ってきましたけれども、大変頑張っているなというふうに思いました。

しかしながら、消防団員は大変貴重な存在であります。そして、20歳の若者と40歳の青年といえますか、団員が交流するというのは、なかなか一般の社会ではありません。それが南伊豆町を初め消防団組織という団体組織の中において、同じことを進めていく中で、やはり地域のコミュニティがそこで成り立つのかなということも考えられます。

そして、なおかつ地域では、お祭りを初め様々な事業をやっていますので、やはり人的交流ということも大変大きな意味もあると思いますので、今の時点で定数の削減ということは考えてはおりませんが、今後、やはり削減を含めて様々な集約もしなくてはいけないのかなというところが考えられますので、またそれは担当を初め消防団本部といろいろ検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 担当部署で、いわゆる消防団の活動改善等々、単純に定数削減というだけではなくて、何か思いがありましたらお答えください。

○議長（齋藤 要君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

消防団の関係でございますけれども、今、定数10名ほど割っているという状況の中ではありますが、この賀茂圏域を見ますと、うちの町としてはまだいいほうかなと、10名程度ですと。昨年、その前の年は二、三人でありましたので、ちょっと今年は多かったのかなと思います。

で、どこの地区が定数割れをしているのかと言えば、やはり三浜地区が定数割れ、そして意外に第1分断南中地区が定数割れているというようなところで、意外とこういうところが、なぜなのかなというところを今分析はしているところであります。

例えば、いろいろなところを見ますと、定年がないところがありましたり、うちの町は50歳までですけれども、定年なしでやっているところもあります。消防団活動、私も以前入っておりまして活動しておりましたが、そんなに悪いものでもなくて、みんなでわいわい

やったりというところもまたいいところであります。また、うちの息子も当然入っていますけれども、消防へ行ってくると言いながら元気に出て行きますので、嫌がらずに行ってるということは楽しいんだろうなというふうには感じております。

以上でございます。

○11番（横嶋隆二君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 稲 葉 勝 男 君

○議長（齋藤 要君） 6番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 昨日、議長のほうから挨拶の中でもありましたけれども、私たちは今年の8月23日までが任期ということであります。最後の6月定例会というか、一般質問の定例会でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

町長は、町民ファーストを公約に、就任2年、この中で町長の政治姿勢を問うということで質問させていただきます。

最初に、町長が掲げております「町長と未来を語ろう」の状況、この2年間で回数はどのぐらいいったかとその内容、どういう団体の方とこういう俗に言うミニ集会ですか、それをやられたかをお聞きします。

所信表明で、「町民ファーストのまちづくりを進めてまいります。そして明るく活気のあるまちづくりを進めるには、何と云っても町民の皆様のご意見が必要となります。そのためには町内各所において、町民の皆様の声を伺いに参りたいと思います。少人数でもお声をかけていただければ、休日・夜間も関係なく伺わせていただきます。そして、その意見を聞くだけでなく、担当課や関係者などと協議し、町民の声を生かしていかなければと思います。」また、同時にその時期に同僚議員が質問された答弁では、「前町長のように休日や夜間も関係なく、要望があればそこに行って皆さんの意見を聞き、その内容を議員の皆様とか担当の職員やいろいろな関係者と協議して、その内容を町民に知ってもらいたい。」と答弁しておりますが、間違いはないですね、これは。

そこで、町長と未来を語ろう、2年間、先ほども申し上げましたが何回ぐらい実施してどういう方と、どういう内容でやられたのか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成29年11月から「町長と未来を語ろう」と銘打ち、ご希望いただいた方々との面談を開始いたしました。町内にお住まいで、原則2名以上のグループの方々を対象としたもので、まちづくりに資するための提言・提案などをお受けしながら、忌憚のない意見交換の場とするものであります。

当初は、役場開庁日の午前9時から午後8時までとした中で、皆様からの申し込みを受けさせていただいておりましたが、本年4月からは、地域に出向きながら開催させていただいております。平成30年度には、3団体と日程調整が取れましたので、農業振興に関する事案として具体的には地域振興に有益とされる農作物の推奨、移住された方々の就農に関すること、青野川の土砂堆積と水害の危険性除去、災害ボランティアの活用など、大変有意義なお話し合いができたと自負しております。

また、本年度に入り5月に申し込みがあり、高齢者の公共交通の確保、オーシャンパーク運営の課題や公共道路の環境美化・整備促進などについてもご進言をいただきました。

なお、協議中での懸案事項などについては、後日、担当所管と協議検討した中で回答書を送らせていただいております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 町長から伺ったところだと、回数が多いからいいとかということではないんでしょうけれども、余り町長との懇談会が実施されている、そういうふうに取り捨することができませんでしたが、その町長、議員、職員、関係者と協議する、そういう内容のものは全然提出されなかったということで理解してよろしいですか。わかりました。

それですね、前町長は、そのミニ集会を三十何回か40回近くやられたということも聞いておりますが、そのミニ集会の結果を前町長は全て広報「みなみいず」の中で開示して、町民の皆さんに情報を提供していたと、こういう経過もございます。

町長、今言われた内容の濃いものもありますけれども、そういうものをぜひ開示して、こういうふうにやっていると、こういう形で、ミニ集会で意見が出ましたよとかいうものを、やはりこれ町民の皆さんにも開示していただきたいとこのように私は思うんですけれども、どうですか、町長。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられるとおり、回数が思ったより多くないということで、皆さんの目に届いていないかもしれないですけれども、広報紙には、ちゃんと「広報みなみいず」には載っていますので、また見ていただければと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） いや、それは失礼しました。では、回数が少ないから、余り見ても目につかなかったかもわかりませんが、わかりました、それは失礼しました。ありがとうございます。

次に、町政懇談会あるいは町政報告会開催についての考えをお伺いいたします。

平成から令和へと年号が変わって、一つのこれは節目ですね。これに関して、伊豆の国市の小野市長だとか、河津の岸町長は、新年度事業や予算説明等を行い、住民の皆さんからの意見を伺うため懇談会を開催しているという新聞紙上に掲載されておりました。

私は、30年9月の定例会でも同様の質問をいたしました。そのときの答弁は、ミニ集会を

先ほどの件ですね、ミニ集会を開催しており、政策の転換期や重大な判断等で町民へ説明する必要性にないと考え、現行の形、これはミニ集会ですね、最適と実感していると。もっとも私が思うのは、町も少子高齢化だとかいろいろ問題が山積しております。これらについて、やはりミニ集会だけではなくて、各地区に出向いて行く、町長が。そして、皆さんの忌憚のないご意見、これはミニ集会のときはある程度皆さん仲間内というか、そういう方が多いと思いますが、懇談会ではなくて懇親会に近いような状況ではないかと思うんですよ。ですけども、各地域に昔の6村があります。それを回れば、やはり、いろいろな考えを持った方たち、その方たち出席していろいろと協議することもできますし、また町長の町政に対する考えも皆さんにお知らせすること、これができると思います。

これについては、話題になっておりますけれども、議会でも。5月27日の全員協議会の席でC C R C事業が結果的には中止だということにはなったんですけども、これも町長は昨日の答弁の中で伺ったところ、湊地区だけの事業ではないと私は思っているんです。町全体の事業。町長は昨日の答弁のときは、これは推進協議会が説明する。町は説明しませんと。私は、事業主体は町だと思います、これ。このC C R C事業は。それで、町の今言った政策的に大きな変化があるとか、そういうときは、町長は出向くというか、町政懇談会とかそれを開催するということも言っておりますけれども、この辺の考えをもうちょっと、町長あれですね、町民ファースト、皆さんにいろいろな意味でお知らせしなきゃならない。湊地区だけの問題じゃないと思うんです、C C R Cは。だから、町全体の皆さんでそれをどういうふうにするか、みている方もおられると思うんです。

そういう意味で、町政懇談会というか、それだけじゃないですけども、町長の政治的なこれからの手法だとかそういうものも皆さんに知ってもらうためにも、ぜひ2年たった今日ですから、これはやっていただきたい、このように思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地区の方々を集めるというような町政懇談会の形態は、町政において、先ほど議員もおっしゃられたとおり、また前回も答弁をさせていただいたとおり、大きな政策の転換期や、町民の皆様のご判断を仰ごうとする極めて重要ことがらにおいて必要なものと認識しております。

町民の皆様から町政や日々の暮らしの中で忌憚のないご意見や提案を聞かせていただくには、現行の「町長と未来を語ろう」の手法が町民ファーストに相応しいあり方ではないかと実感しております。

繰り返しになりますが、今後も皆様の声をたくさん聞かせていただくことを優先し、これら貴重なご意見を町政運営に反映することで、よりよいまちづくりとなるよう真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

やはり、皆さんから声をかけていただきたいと常に言っているんですけども、なかなか声がかからないということですけども、実際に寿大学ですとか、この２年間で２回ほど講演をやらせてもらったり、下田のほうでも下田ライオンズクラブでも、やはり２回ほどこの２年間で、年に１回は必ずライオンズクラブのほうでということで一応させてもらっているんですけども、そのように声をかけていただければ、町内・町外を問わず、そういう関係するところに行って、いろいろと政策的な話ですとかさせていただいております。

また、推進協のほうで説明すると言ったのではなくて、これは推進協議会のほうで土地を買えたら、あの土地をもし買えたらどういうふうにするかということを推進協議会で協議をしてきたと。計画を立てたということですので、土地が買えなかったから推進協議会としても湊の区民に対しては、それ説明の必要はないではないかというふうな判断でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔６番 稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君） 私と町長の考えの差がここではっきりわかったんですけども、私は、このＣＣＲＣ、これは町の要するに地方創生の事業として、町が取り組む大きな事業、一大事業だというふうに私は感じております。

それを撤退というか、やめる、方向転換する、これに関しては、やはり、大きな転換だという認識を私はしておりますから、町民の皆さんにそれも説明し、また町長の言われるように、出向いて行くということよりは来てもらいたいと。だけどね、町長。町長のところへ、岡部克仁だったら割と皆さん行きやすいですよ。町長という為政者の形の中で、町長のところへ、いろいろがあつて、これは町民の皆さんにしたって、お年寄りにとってはもっと行きにくいですよ。

それをね、こっちへ来てくれればというそういう考えでは、町民ファーストじゃないでしょう。ですから、町長みずから行って、それでお年寄りの話も聞く、皆さんの話を聞く、何

でもいいじゃないですか。猫が死んだでも何でもいい。そういう話を聞けるそういう場所をつくるのが2年間の町長の町民ファーストの一つのあれですよ。どうですか、その辺は。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員のおっしゃられることもわかりますけれども、やはり、じゃ何もしていないのかというと何もしていないわけではなくて、やはり、そういういろいろな高齢者の団体であるとか、いろいろなところに参加して意見交換したり、先日も花の会のほうへ行って一緒に作業をしたりとか、多分今までの町長が誰もやらなかったようなことは、やっていると私は自負しております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 町長、ちょっと極端過ぎる。何もしてないってことじゃないんですよ。

そういうスタンスを持って町民と接すること、これが為政者として、町のトップとしての私はなすべきことだというふうに、今、それを話、論じて、これは町長と平行線ですから、まあいいです。

次に、3月の定例会で私たち議員に提出されました施政方針、予算編成方針の中の内容が、4月の広報「みなみいず」に掲載された内容と一部削除してあったところがあります。これはどういう意味か。ちょっとその文面を私、披露させてもらいます。読まさせてもらいます。

これは施政方針の7ページ。これは下水道処理場の後ろ側にこどもの広場、遊具を設置するということです。「同広場の整備に向けては、安全性と利便性を確保しながら、楽しく集える環境づくりを目指す中で、新たな遊具増設も予定されております。」と非常にいいことだと思います。「これらの遊具類は、大瀬地区で太陽光発電プラント事業者による寄贈の申し入れを受けたもので、同事業者からの心温まるご支援に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。」このとき、私、ちょっと一般質問には通告していなかったから議長にも注意されたんですけども、これ利害関係の絡む、こういうものはどうですかということを書いて、その場で終わったんです。

そして、広報「みなみいず」4月号。ここでは、今言ったところが全部、これらの遊具についてと書いてあるこれらについては、全部削除してあります。これはどういう意味で削除

されたか。私は、町民の皆さんに議会で報告したものと同じものを広報ですから、これ正確に町民の皆さんに、これはお届けして、こういうふうだということを知ってもらう。それが施政方針から広報「みなみいず」にそっくり。今までの町長というか、歴代の町長の中では、そういうことをやった方は、私が覚えている限りいません。これは正確に皆さんに提示するものだと。私は思いますけど、町長の考えはどうですか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

広報「みなみいず」への施政方針、予算編成方針、行政報告の掲載については、限られた編集枠の制約を受けた中で、「要旨」と注釈を入れて発行させていただいております。当然のことではありますが、これら施政方針、予算編成方針、行政報告は、議会傍聴者にも広く配布され、同定例会議事録でも公開されるものであり、一部町内のテレビでも放送されているものであります。また、広報紙の発行に際しては、広報担当課や総務課長、副町長も校正に加わり、掲載内容の趣旨は損なわれていないと判断したものであります。

これまでも、定例会における施政方針及び予算編成方針や行政報告など、要旨として発行されており、時によりその全てが掲載されない場合も多々あると担当部署からも報告を受けております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 町長、ただね、報告じゃないですよ、施政方針。施政方針の重要性って町長知っていますか。町長が今年度でこういう方向で町政をやっていきますよと。その一つのこれは基本なんですよ。これをたった1カ月の間に削除するというか、今までほんと私もずっと広報「みなみいず」、すべてもってこられたらいいんでしょうけど、これだけありますよ。鈴木史鶴哉町長のときから、そういうのを見ますとね、ほとんど全部毎年毎年やっであるわけじゃないですけども、全部施政方針は、こういうふうね。私は意図的にやったんじゃないかというふうに思っております。これは、そうでなかったら申しわけないですけども、やるってこと自体ね。

これは町民を、要するに議会の我々も町民を代表として来ている。それをね、言い方は悪いけれども、愚弄しているというふうに私は思いますよ。これはもっと町民にね、町民の皆

さんにね、大瀬地区太陽光発電プラント事業者からの寄附があったということを皆さんに、別にあれでなかったら知らせたっていいじゃない。これ副町長、それから総務課長、これはどういうふうなあれです、校正をやったって言ったって。その辺を聞きたいですけども。

○議長（齋藤 要君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

先ほど、町長のほうの答弁にもございましたように、当然これは紙面の関係もございますし、いろいろな意味で校正部分については、当然、全部を全部というのは出せないというところもあります。これは、議員は今まで全部出ているというふうに言いましたが、私は、役所の長い経験の中でかなり割愛する部分もあると自分は思っております。

意図的にそこをなぜ削らなきゃいけないのかというところは、これはお考えもいろいろあるかと思います。議員のお考えもある。私どものほうの中としては、要旨については何ら変更があるものではない。基本的にあそこの青野川の調整池は、もともと調整池という現状がありますので、危険の削除のために違うところに、要は下水の処理施設が、増設がなくなりましたので、安全なところに移設をするということが第一の目的。その中で、寄贈の大瀬の発電事業者のほうからいただいたと。寄贈の申し出があったので、それをお受けしたというようなことの中でお示しをした中で、通常の施政方針ですから、そちらのほうには記載をさせていただきました。

考え方は、確かに議員のおっしゃるような何かあるのかというようなことであれば、これは基本的に犯罪でございますので、そんなことは全くありません。そういう意図もありません。はっきり申し上げますと、議会だよりにつきましても、これは議会が発行しております。これも当然、皆さんがいろいろな一般質問をたくさんされておりますが、ほぼほぼ要旨でまとめられているというところがありますので、ぜひその辺のところはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 副町長が言われるその議会報、議会報は我々が自分で何百字以内ということで書いて、そして自分がこれを載せてもらいたいということで書くわけです。ですから、言ったとおり私が一行一句ここで言ったことは全部議会報に載っていくかといったら、それは誰が考えたってないですよ。

ただね、施政方針というのは、私に言わせれば、町長がその1年間をどういう形でやって

いくつかというものだから、これは全て町民に知らせる必要があると思う。それを削除したということは、今までに、副町長は今まで私が言ったことはそんなことなかったと言うけれども、私もそれは調べていますけれども、なかったらなかったで、いいんですけれども、やはりね、この施政方針というものは、必ず町長が1年間をこういう形でやっていきます。その中には、こういうあれですということをこれは提示しているというか、これはね、私は非常に残念ですね、正直言って。

これは、今後、あれですよ、行政は公正公平というのを、不信感を持つ、これは一つのあれになる可能性はあると思いますよ。町がやるのは。じゃ、これはもう隠ぺいしているのかとか、言い方悪いですが。そういうふうな結果を招かないように行政は、やはり公平公正であるということを認めて、ちゃんとあれですよ、こういうものは載せるべきと私は思いますけれども、これは幾らあれしても副町長も町長も今のお考えを変えることはないということで私は認識します。

それから、次が、済みません、石廊崎のオーシャンパーク開園と周辺及びアクセス道路整備の考えはということでお聞きいたします。

石廊崎のオーシャンパークの件につきましては、同僚議員も質問しております。その中で、石廊崎オーシャンパーク、私も4月では行けなかったものですから、この10日間の大型連休のときに2日の日でしたか、現地へ行きました。そのときは、バスが四、五台、それから普通車の駐車場が、約6割ぐらい、午前中11時ごろでしたか、になっているようなそんな状況でした。

そして、この新聞ですと、大型連休10日間が1万6,206人で、見込みの1.5倍、年間ベース20万人、これはジャングルパークのときは75万人でしたけれども、不確定要素が多い中でも、まずまずじゃないかなというふうに私も考えております。

この中で、先ほどもというか、同僚議員も話がありましたが、石廊崎のジャングルパーク入口の右側にある旧売店、大きい売店の廃墟、それから中へ入って行きますと、岩崎産業が賃貸でやっていた土産物というか、その売店の残骸というか鉄骨ですね。それから、公衆便所、昔の、が残っている。これが非常に景観を損ねているという意見が地元の方も、それから観光客からもあります。これらについて、企画課長が言われるように、岩崎産業とコンタクトを取っているが、今まで係争の関係にあったから、うまくそこはいいないというわけですよ。確かに、岩崎産業という会社につきましては、私も内容的にというか、その会社の方針というか、それは十分知っております。私たちが当時、土地の鑑定価格を掲げて購

入するのに、谷議員と2人で鹿児島まで行って門前払いをくったという、そういう結果もあります。

そういう中で事情はわかりますが、ここは国立公園第一種地域。これは町も固定資産税はたしか、非課税になっているよね。そういう意味でも、向こうは凄くいい意味での恩恵は被っている。それで今言った第一種地域、これでもう何も建物とかそういうものは利用できないような状況の中で、ぜひこれをどうするかということになると、町長も言われていた勝俣衆議院議員が環境政務官。勝俣議員も現場を前に見られて非常にびっくりしていたということも聞いておりますし、だからそういう静岡県出身でもあるし、ぜひ環境省のほうから行政指導とか、そういう形のことで岩崎産業のほうに何かやってもらえないのか。

それと、もう一つは、空き家特措法でも景観だとか衛生面、いろいろな面で、これはどうしようもないよというものは、町が特定空き家に指定すれば町が強制代執行も出来ると、そういうあれもあります。そこなんかは該当するのか、それを地域整備課長に聞きたいですけれども、何かそういう形のものを我々はぜひ考えて、あのままにしておかないで済むような策をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の廃墟物件につきましては、元、係争相手の所有地内に存在しております。長い調停期間を経て平成25年度に用地取得が完了し、平成28年度から再開発事業に着手する中、進入路工事に係る隣地協議のほか、景観の確保に向けた各種交渉を試みてまいりましたが、これまでの強固な姿勢は変わらず、事態の解決には至っておりません。

その後においても、進入路の完成時あるいはオーシャンパークグランドオープンに際し現地確認を求めるものの状況に変化はありません。

今後、石廊崎オーシャンパーク整備においては、継続事業も多々残されており、廃墟物件の撤去依頼といった交渉から関係が悪化した場合、事業計画が全て停止することも考えられます。

本町を代表する景勝地として、早期に解決したい重要な課題ではありますが、慎重に事を進め、適切な環境整備に努めてまいります。

そのほか空き家特措法等の質問に対しては、担当のほうから答弁させます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

まず、国立公園のほうからいきますと、園地事業でございますので、園地を廃止した場合には現状回復命令ということがございますが、まだその辺が事業を廃止していないということになりますと、その辺の指導ができないということになります。

また、特措法に関しましては、14条のほうに規定がございまして強制代執行というのとはできるよということはどうたってございます。ただし、その費用については、所有者さんのほうからいただくような形になりますが、なかなかその辺がいただけないということがございまして、近隣市町というか、全国的にも少ない状況になってございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） わかりました。

強制代執行で、例えば町が費用は出します、もうこれは背に腹は代えられないという感じでもあるし、いずれにしても勝俣環境政務官も言いますし、そういう面でも、これは精査とか検討をするべきだと思いますので、ぜひやらせてください。

それから、もう一つは、アクセス道路としての主要地方道下田石廊松崎線及び国道136号の整備についてということで、これはオーシャンパークはこういう形で開園して、それで私も先ほど5月2日と5日に行って、そのとき大型バスがどこへ行くかちょっと見ていたんです。そうしたら、大型バスが下田へ戻らないで、ほとんどのバスが中木方向へ向かいました。中木に私の知り合いもいるけれども、この観光バスが凄く通るよという話も聞いています。ですけれども、今の主要地方道は中木までの間も大分狭隘のところがあって狭い。それから、今度は136号ですと妻良坂、そして松崎までの間、雲見をカーブ改良とか線形改良をやっていますけれども、そういう意味で、このアクセス道路が非常に今悪いです。伊豆縦貫ができた、これで西の土肥を越えて松崎まではすばらしい道路で来られると、しかし、そのから先こっちへ引き込むには、今言った道路が狭隘で大型化したバスが非常に走行に困難だという話も聞いております。

それで、私たち自民党県連のほうに8月には、必ず政調会長会というのがありまして、そのとき、そういう箇所についての要望は毎年提出しております。それで、その提出はしているんですけれども、なかなかそれがいい方向に行っていません。それで、過日、西の議員さ

ん、それから松崎の議員さん、そして南伊豆の議員さんでちょっと懇談会をやったときに、ぜひこの間については期成同盟会か何かをつくって早急に手をつけてもらうような、そういう方向でやるしかないんじゃないかという話までは出ております。

そこで、町長の考えを聞きたいのは、この1市5町なり、先ほど言った西、松崎、南伊豆の町長でもいいですが、期成同盟会か何かを発足するような、そういうことをこれからやるのがいいんじゃないかなと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

主要地方道下田石廊松崎線、県道16号では、石廊崎のトンネルから仲木までの間が狭隘な状態のままとなっております。

下田土木事務所との協議は常に行っており、平成28年度中には石廊崎オーシャンパークとの取り付け道路の整備に合わせて事業実施のお話もいただき、部分的ではありますが、測量・設計も行われました。

また、石廊崎区への住民説明会も実施されております。

このような中で、来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、自転車競技の会場となる中伊豆エリアでも狭隘部分が存在しているとのことでありまして、その解消が優先されるため事業再開はオリンピック後となりそうです。

国道136号の狭隘箇所や支障木等の問題についても、早期に対応していただくよう、下田土木事務所関係機関に対し粘り強く要望を続けてまいりたいと考えております。

先日、下田土木事務所、農林事務所の幹部、所長をはじめ、幹部の皆さんと森県議の計らいで意見交換会をいたしました。かねてから要望してあった下田石廊松崎線を含む道路に係る支障木について、なかなか県のほうでも予算がつかないというのが現状であります。しかしながら、予算がつかない中でも、できるだけ捻出して対応しますというお答えをいただいておりますので、まずは道路の拡幅まではいかないですけれども、支障木等については、県土木のほうでしっかりと対応していただけるというお答えをいただいております。

また、期成同盟会については、これは、やはり観光バス、運転手さん、旅行バス会社さんのほうからお話を伺う中で、やはりその松崎の三浦地区も大変走りにくいということを伺っておりますので、その辺、松崎町、それから南伊豆町、それからほかの1市5町の中で、どのように対応していくかは、これはまた町長会、広域連携などで、また皆さんと協議をして

いきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君。

〔6番 稲葉勝男君登壇〕

○6番（稲葉勝男君） 今、町長、美しい伊豆創造センターで出した伊豆半島道路ネットワーク、これにも下田石廊松崎と、それからこの136号については、30年に完成するやら、30年から39年、30年代にというのが載っています。これがもっと早くなるような、町長の力でみなさんの場であれしていただきたいと、このように思っております。

それから、C C R C事業につきましても、先ほどから同僚議員とか皆さんが質問されているので、この中止ということにはなったのはわかるんですけども、町長、これは先ほどもちょっと私が申し上げました、要するに町の事業だということでもいいんですかね。わかりました。

それで、C C R C事業を機に私は湊地区の活性化、それから、もう一つは、これも先送りというかやめたんですけども、地熱発電の関係で温泉の集中管理、そういうものからして、湊地区が、今温泉が非常に危険な状態に陥っているということがありますので、ぜひこころ湊地区は南伊豆の観光の拠点でもありますし、地域の活性化、それから大型宿泊施設もごぞいます。そういう関係で、ぜひ弓ヶ浜温泉がなくなったら、もう弓ヶ浜だけじゃネームバリューからにしても、さらに寂しくなるものですから、ぜひ地域を入れた協議会、観光協会いろいろ民宿組合ですとかの皆さんとまた協議して、1年、2年でできる問題じゃないですけども、やっぱり先駆けをつくっていく。民間がやっている民間の事業だから行政がタッチできませんじゃなくて、ぜひそれはやってもらいたいというふうに最後をお願いしますと同時に、町長の今日の答弁を聞いて、酷なようですけども、町民ファーストじゃなくて自分ファーストだというふうに私は感じたので、この後の在任期間2年間で、ぜひ町民ファーストになるように頑張っていただきたい、このように思います。これで私の質問を終わります。

○議長（齋藤 要君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

◇ 渡 邊 哲 君

○議長（齋藤 要君） 次に、1番議員、渡邊哲君の質問を許可いたします。

渡邊哲君。

〔1 番 渡邊 哲君登壇〕

○1 番（渡邊 哲君） 1 番、渡邊哲でございます。通告書に従いまして一般質問を行います。

最初に、町長の施政方針及び予算編成方針ということで質問をいたします。

町長は前政権の事業もここで一段落をいたしまして、そして、これからは、また岡部政権として新しい事業に取り組むことだと思っております。そして町長、今ここにある困ったこととか、それは当然やらなくてはいけないと思います。しかしながら、あなたはまだ若い。そして、ある面では長期政権も考えられるわけですよ。そういった中で、やっぱり、この南伊豆をこう引っ張っていくんだという百年の計とよく言いますが、そういった意味での一つのスジといたしますか、岡部町長のスジ、これを打ち出して、将来南伊豆町民が希望を持てるまちづくりに励んでいただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。お聞かせください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今まさに地球的な規模で I O T やイノベーションが加速し、10年後の世界も私たちに想像できない時代がやってきております。

あんな小さなスマートフォンがパソコンの役割を果たし、情報、金融、物流、教育や医療・福祉など、生活の基盤をなすものとなっております。

このため、現状において課題とされているような事柄は、難なくクリアされている時代になるのかもしれませんが、これらイノベーションに乗り遅れることのないよう対応していかなければならないと思います。

100年後の町を担っていくのは、私たちではなく次の世代でありますので、彼らのために、今、何が必要なのかを慎重に考えていきたいと思っております。

現時点で思うことは、長いスパンで考えていかなければならないものとして、防災力の強化があり、安心・安全な社会インフラの整備は将来への投資として重要であろうと考えます。

また、地域社会を支えるものは人でありますので、子育て支援にも力を注ぎたいと思っております。

冒頭にも触れましたが、町の100年後を想像することは極めて難しいと考えますが、観光地として自然景観の保護と伝承、加えて安全で持続可能なエネルギー政策なども重要ではな

いかと考えられます。

100年後もこの美しい自然と環境のもとで、より多くの町民が健やかに生活し続けられる南伊豆町であることを願っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） 今いろいろとお聞きしました。

岡部町長は、やっぱり日本全国に先駆けたエアコンの設置、それがもう、とても評価できる事業であったと思いますが、やっぱり町民の希望としては、これからどうなるんだと、もう税収ではとても賄っていけない我が南伊豆町、そして、少子高齢化の中で税収の増加もまず見込められない。そういった中では簡単に言えば、これは外貨をいかにして呼び込むかということ、そういう誰が考えても施策だと思うんですよ。ということですから、教育長、幹部の皆さんが岡部町長を助けて、このよりよい南伊豆ができますようお願いを申し上げます。

それから、もう一つ、先ほどの稲葉議員もおっしゃってありました件なんですけれども、これは例えば、議員であれば誰でも気づくことなんです。町の幹部にしてもそうだと思うんですよ。これは気づかないほうがおかしいですね。そうでしょう、総務課長。

それで、我々もやっぱりこの立場で、ここでしゃべるときに、言いたくないことも言わなきゃならないこともあります。勇気を出して言っているんです、我々は。嫌われるようなことは言いたくない、なるべく。それを、身を奮い立たせてしゃべっているということも皆さんご理解ください。

ですから、私は稲葉議員の言ったことに対して賛成をいたします。そしてなるべく、今後そういうことのないように、町長、していただきたい。そう思いますが、いいですね、それで。何かあったら、どうぞ。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、これからの南伊豆町ということですが、やはり、これから5Gですとか、これから、まだ時代が進めば6Gとか、そういう時代になってくると思います。遠隔で医療が、お医者さんがいなくても遠隔操作で手術ができるとか、そういう今想像もつかない時代にな

ってくると思います。

昨日も質問もありましたけれども、自動運転等ですね、そういうことも遠隔で運転手さんが乗っていないけれども、遠隔操作で車が動くという、そういう時代がまさに近くなっているのかなと思います。ただの自動運転でなくて、本当に遠隔操作ということ、5Gを使ってそういうことが起こり得る時代になってくるなど。ただの自動運転は、南伊豆町はなかなか道路の整備が進んでいないがために、かえって事故が起こりやすいのかなというふうに思いますので、遠隔操作ということが大変期待されるところであります。ですから、そんな100年というのは、やはりちょっと壮大過ぎるので、その都度、その都度、時代に合わせて進めていきたいと思います。

先ほどの広報紙の関係ですが、やはり、広報「みなみいず」において、施政方針・予算編成方針・行政報告の掲載については、限られた紙面の中で編集しておりますので、その要旨と注釈を標記しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。その内容の主だったところについては、あれは、メインは公園を整備するということでありますので、それがどういう形でというところを省かせていただいたという経緯がございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） 理解をしますけれども、なるべくそういうことのないように再度お願いをいたします。

次に移ります。

里山整備とその対応ということで、施政方針にも載っておりました南上地区におけるバイオマスガス発電の、これの進捗状況といいますか、進行状況をお知らせいただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆町再生可能エネルギー農山村活性化協議会は、町の面積の約8割を占める山林の木々を活用した木質バイオマス発電により、中山間地域の森林整備及び有効活用に努めるとともに、農林業の活性化や雇用の創出、再生可能エネルギー発電の促進と農林業の持続的な発展を目指す中で、4回ほど開催されております。

本年度に入り、第1回目となる会議が6月中に予定されており、発電所の場所や発電量規模などを記した農山村再生可能エネルギー法に基づく基本計画書がおおむね確定するとのこととであります。

同計画書の確定後は、発電事業者がその計画に則って具体的な設備整備計画を策定し、経済産業省等への許認可申請を行う段階へと入ってまいりますが、これらの審査には半年程度を要するようでありまして、認定後にガス化ユニット等を正式発注しながら農地転用等の手続に入ります。

また、発電所の試験運転ができるのが令和2年の夏ごろ、売電開始を9月か10月以降と見込んでおります。

本事業は、基本的には独立採算制を目指しており、静岡県の「森づくり県民税」を原資とする想定はしておりませんが、森づくり県民税を活用した里山整備等については、従来どおり賀茂農林事務所と協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） その南上地区の発電所の件ですが、ちょっと悪い噂も聞いているんですよ。予定した土地にできないとか、規模を縮小するとか、そういったことはございませんね。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現在、法律にのっとって計画作成中でございますけれども、これにつきましては、場所の選定、そして規模については、計画書に載せることになっております。

その中で、候補地については、地権者さんにも打診をした中で内諾を取ったことになっておりますが、そこにつきましては、やはり地権者の考えもいろいろございますので、場所が変わっていくということもございます。

この場所についての決定については、6月に予定されている協議会の中で、でございますまして、協議会の中でもまだ協議でございますので、そこで計画場所が確定するかどうかは定かではございません。また、規模につきましても同様でございますので、6月の協議会で話し合いがなされることとなっておりますので、現在は流動的な期間であるということとあります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） やっぱ山がきれいになる、どちらかというと、発電よりも南伊豆町の山がきれいになる、町民の皆さんは、割とこっちのほうの期待感が多いんじゃないかと私は思うんですよ。ですから、これは止めないでくださいよ。ぜひ続けてもらいたい。そして、この里山整備にももちろん繋がることですから、これは一生懸命頑張って、第二のエアコンのような気分でやってください。

すみません。もう一つ、この里山整備に関して県の俗にいう森林税、あれはどうなんですか。まだ当然続いていますよね。その中で、その使い方、やってほしいなという個人の方が大分おられますよね、とにかく無料でできるということで。だから担当課の方でいいですから、どうしたらできるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えします。

それにつきましては、森づくり県民税もございますが、今年度から森林環境税というのがございます。そちらのほうは、所有者の意見を聞いた中で、もしできないものであれば町がかわってやりますよという制度になりましたので、そちらのほうをご活用いただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） じゃ、そういう希望があったら課長のところへと出向けばいいんですね。はい、わかりました。

次に移ります。

このインクルーシブ教育と非認知能力教育について。これはなかなか難しいことなので、私がとやかく言うよりも、町長にお願いしてよろしいですか。この教育に対する南伊豆の対応をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

インクルーシブ教育とは、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであり、障害

のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが求められております。

小・中学校の対応については、こども園保育士と小学校教諭、賀茂地区指導主事をメンバーとした、こども園・小学校連携会議のほか、児童委員、学校医、児童相談所長等の関係諸機関の代表も加えた、小・中学校就学支援委員会も定期的を開催されており、障害のある方の就学に際しても情報共有しながら適格な対応を協議できる体制を整えております。

また、南中小学校及び南伊豆中学校には、それぞれ情緒・知的の特別支援学級も開設されており、個人に必要な「合理的配慮」の提供も行われております。

一方、非認知教育は非認知能力とも呼ばれ、感情や心の働きに関連する能力で、「忍耐力・社会性・感情のコントロール」を中心とした様々な要素があり、3歳ぐらいまでに、ベースとなるこのような能力を高めることで社会的な成功や健全な生活に繋がるというものであります。

非認知能力を伸ばす方法は、「子供の好奇心を尊重し、やりたがることをやらせよう」という探索活動を見守ってあげるなどの方法があると報告されております。

認定こども園では、一人一人の乳幼児が友達との生活の中で、のびのびと「みんな違って、みんないい、その子らしさを発揮し、心豊かに育ててほしい」という基本的な考え方のもと、日常の保育に努めているところであります。

各家庭によっては、教育や保育に対する考え方の違いはあるかもしれませんが、子供たちの健やかな成長を願うことは同じであります。

今後とも、小・中学校、こども園においては、それぞれの基本的な考え方のもと、教育と保育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） ある程度のことはわかりましたけれども、実際、じゃもう少し具体的に、教育長、教育長の立場でお答えができれば、この件について。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

現在、文科省のまとめでは、通常学級40人の学級において特別な配慮を必要とする子供た

ちというのは、大体出現率6.5%くらいなんです。本町の場合は1学級が25から30人ですので、この割合から考えると1学級に1人ないし2人の配慮を必要とする子供がおります。この子たちに必要なものというのは何かとニーズをしっかりと見極めて、必要なものをしっかりと与えることということです。場合によっては通常学級にいるわけですから、いろいろなことがほかの子と同じようにはできないかもしれません。それを可能な限りできるように近づけていくというのが、合理的配慮でございます。

これは、この子たちを特別扱いしようというのではなくて、その保護者の方、本人が望むところでしっかり学ばせたいという基本的な思いがございますので、そのためには、どんなことができるのかというのは、今は幼小がしっかりと連携をしておりますので、園児のときから、先ほど非認知教育は3歳児が土台だという話が町長からありましたけれども、これはそのとおりで、このあたりからやっていかないと、小学校、中学校に繋がっていかないので、やがてこういうお子さんも町に帰ってこられるわけですよ。学齢期は障害の程度によっては外で学ぶこともあります。特別支援学校が相当のお子さんもありますし、ただ、将来的にこのおさんは、学校に入ったままではないものですから、社会に出るということも想定しなければいけません。そのときに、今、県のほうで力を入れているのが、自分の地元へ戻して、地元の学校の子と交流させる。交流籍の教育、こういったものをやっております。

私たちのところの南伊豆町では、幼・小・中・高まで含めた連携をしっかりとやって、その根底には一人一人の子を大事にする。特に特別の配慮を要する子供については、一人一人計画が違います。特別支援教育計画、あるいは特別指導計画、こういったものを一人一人に用意します。そういった面では充実しているのではないかなと思います。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） ありがとうございます。

教育長のお話から町長の話聞いて安心しましたから、これでやめます。

次に、世帯分離での世帯分離制度というのがありまして、これに対する当町の対応。これは聞いたり読んだりするところによりますと、自治体によってそもそも温度差があるということなものですから、当町の対応はいかがされているのかお聞かせください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

住民基本台帳法は居住関係の公証を第一の目的としており、住民基本台帳は実態を正しく反映すべきものであります。

同法による「世帯」とは、住居と生計をともにする社会生活上の単位をいい、世帯を構成する者のうちで、「その世帯を主催する者」が世帯主となります。「その世帯を主催する者」とは、主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者です。

このことから、世帯という概念は居住と生計維持関係との両面から考察されなければならないものであると考えます。

介護保険制度においては、本人を含む世帯員の所得状況により保険料や負担限度額認定などの自己負担額は低く抑えられる場合がありますが、世帯を分離するかどうかは、生活の実態として世帯が別なのかどうかにより判断されるもので、制度上の有利、不利だけで決めるべきものではなく、あくまでも対応策の一つと考え、家族の暮らし方などをもとに総合的に判断されることであると考えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） なんでも世帯分離を行うと、大概が介護保険の負担が軽まると、こういうことになっているらしいんですけども、そのとおりですか、担当課長。

○議長（齋藤 要君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

世帯によって、世帯の所得があるなしによって軽減される場合もあります。

ただ、介護保険にかかわらず、いろいろな制度がございます。その中には、例えば児童扶養手当等については、お子さん、そのお母さんが、世帯があると、その親の世帯と別にあるという場合においても、生計上、逆にみなしとして、その親の世代を含めた所得という考え方もございます。各種制度によって若干そういうところで異なる場合がありますが、基本的な考えというのは、この世帯、生計をともにしているというのが住民基本台帳上の世帯のあり方だと考えています。

ですから、制度が有利か不利かとかそういうことではなくて、一つの生計を立てる、生活をする上での世帯という考え方で私どものほうは捉えたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1 番 渡邊 哲君登壇〕

○1 番（渡邊 哲君） 日本人というのは、困らなければ頼らないのが日本人の魂でございますから、課長、そういう人がもしあなたのところへ行かれましたら事細かに相談に乗っていただいて、とにかく困った人がもしいるとしたら、これは、やっぱり、行政の立場で助けてほしいですね。お願いして終わります。

これにて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（齋藤 要君） 7 番議員、清水清一君の質問を許可します。

〔7 番 清水清一君登壇〕

○7 番（清水清一君） 清水清一でございます。これで私の任期を含めて、来月選挙があるという形の中で最後の質問になるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、産業振興の取り組みについてという形でお伺いいたします。

町としては、産業振興の育成のために数多くの事業等を行ってきてはおりますけれども、町として主にどのようなものをこれまでやってきて、これからやっていく予定なのかを、まずそれを最初にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における産業育成のための取り組みとしては、本年度に策定する「南伊豆町産業振興計画」の事前準備として、昨年９月から商工会並びに観光協会に町内事業所を対象とした基礎調査業務を委託し、事業者アンケート、個別の意見徴収、課題の洗い出し等に取り組んでまいりました。

今後は、これら集約したデータを活用し、地域産業の特性を踏まえた効果的な計画を策定してまいります。

創業に向けた相談業務においては、具体的に動き出す段階にある事業者の掘り起こしや情報提供を実施するなど、商工会、地域金融機関、産業団体との連携をもって、創業前から開業後のフォローアップに至る伴走型支援を実施しております。

また、南伊豆ブランド認定品が45品目、「ふるさと寄附事業」については172品目を登録するなど、本町の特産品を全国的に広くPRしておりますが、本年４月に新たに着任した地域おこし協力隊員との南伊豆郷土料理の伝承活動や新規メニューづくりを通して、地域食材の付加価値を高め、食を通じた地域プロモーション活動や販売事業の強化にも取り組んでおります。

本年度末までには町内全域に光ファイバー網が整備される予定でありますので、サテライト企業の誘致やＩＯＴを活用した新たな起業家の誕生などに大きな期待を寄せるところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔７番 清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君） ありがとうございます。

これまでも予算審議でもあったように、いろいろ事をやっているんだという話は聞きましたけれども、やっぱり南伊豆町もしかりで、日本国中余り景気がよくないという話の中で、どうしても景気をよくしていかなければ、南伊豆町だけでもっと景気が悪くなってこようかと思いますので、なるべく産業振興を行っていくという形で考えておいていただきたいなと思います。

そのために、町内企業の育成、支援の取り組みなどの形がありますがけれども、先ほど町長の答弁の中でありましたけれども、それについて創業に向けたものとかやっているという答弁もございましたけれども、それについての内容等、推進はどのようにやっていくのか、そ

れについてお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

事業者支援の取り組みは、「小口資金」や「短期経営改善資金」の借り入れに対する利子補給のほか、商工会との連携による事業者育成に努めているところであります。

また、商工会が実施する「販路拡大事業」や「ブランド特産品開発事業」、「商店街等空き店舗対策事業」などに対し、補助金等による財政支援を実施しております。観光分野における「みなみの桜と菜の花まつり」などの各種イベントに対しても適切に対処しております。

今後も、商工会並びに観光協会など関係する諸団体と共に連携を図りながら、地域産業の育成・支援に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 小口資金とか空き店舗とか、そういうものをやっていただけという形の中で、この間も新聞報道がございましたけれども、町内ではなくて、下田市のほうで空き店舗を事業ではじめた店舗で、南伊豆町で店舗を開かなかったけれども、南伊豆の町民が下田市で開業したという話がございましたけれども、これについては町長、あるいは担当課のほうについては、町民が起業したという形の中で、いい話だと思うんですけれども、これについての感想等がありましたらお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

もともと起業されて出店された方は、河津の桜まつりなどで出店はされていまして、それで南伊豆町の空き店舗対策事業のチャレンジショップという形で出店をしました。本人いわく、南伊豆町はこんなに売れないものだったと。桜まつりでは、通るお客様が1つとか2つとか買っていくのが、南伊豆町ですと5個、10個単位で買っていくということで、大変逆に南伊豆で忙しかったという話を聞いております。結果的には、南伊豆で店を出すことに対して自信をつけたというか、やっていく気概を持てたという、自信がついたということで残念ながら町内でなく、やはり人口がちょっと南伊豆よりも多い下田市のほうで、知り

合いのお店を借りてやることになったというふうに聞いていますので、大変それはよかったかなと思います。まずお店を出したのは下田市ですけれども、南伊豆の住民の方が頑張っているということは、またお店のほうを通ったら購入したり、協力をしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 町民が、町内ではないんだけども起業したという形の中では、大分この空き店舗対策の事業によって町民が起業できたというのは、大変よかったなと私も思います。また、そういうものがいっぱい出てくれば、逆にまた町内でも起業する方が出てくるのではないかなと考えますので、この空き店舗対策事業についても、これからまたずっと町としてもやっていていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

次に、3番目に移ります。

観光資源の有効活用、整備の取り組み、推進はという形で質問がございます。これらについて、観光資源の有効活用ということで、町はこれから将来どのように考えていくのかでありますけれども、それについてどう考えておられるのか、それをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、海、山、花、温泉、食と、誘客の柱となる観光資源が豊富にそろっております。

これらの資源を組み合わせることで、新たな魅力を持った観光商品が生まれ、情報発信することで誘客に繋がっていくものと思慮いたします。

現在、静岡県及び県内市町、観光事業者及びJR6社が協働して、日本最大規模の観光キャンペーン「静岡デスティネーションキャンペーン」が展開されており、このDCを契機とした商品企画の効果検証、評価改善、商品開発、販売促進などで、いわゆるPDCAサイクルを確立することにより、アフターDCや年間を通じた商品づくりに向けた取り組みを強化し、DC期間終了後の誘客促進の仕組みづくりに取り組んでまいります。

加えて、観光協会はもとより、美しい伊豆創造センターを初め、伊豆半島ジオパーク推進協議会、伊豆西南海岸観光推進協議会など、周辺市町と連携した誘客活動にも積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

その中で、これまで先ほどもございましたが、先ほどは別の話でしたけれども、各定例会で行政報告がございますけれども、それで各町内の各観光施設の入込み状況とか、人がこれくらい来たという形の話が、前の議会でたしか一覧表で、どこどこの施設はどのくらい入込みがあったという形の表があったような気がするんですけども、一覧表が添付してあったような気がするんですけども、今回はなくて、言葉でオーシャンパーク 1万6,200人とか、あるいは、また別のところですね、そういう形が 1万6,200人とか、あるいは銀の湯会館5,072人という、その数字しかないんですけども、これまでの入込み状況は、今回の3月、4月、あるいは、ゴールデンウィークの各観光施設の入込み状況はどんなふうになったのか、それをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

今回の定例会につきましては、一覧表というのは付けてありません。3月の定例会において、1年間という形の中で、前回は前年の部分を報告させていただいているのであります。最近といいますか年度がありまして、今、4月、5月分は集計で依頼はしてあるんですけども、4月の状況を見ますと、やはりDCの関係があると思うんですが、旅館等もそうなんですけれども、ほぼ前年よりは増えている施設のほうが多いと見受けられております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） じゃ、この1年間は、3月議会で、昨年分の1月から12月までの分をまとめて発表しているという形がありますけれども、では、その中で各施設の入込み状況の施設名は、要するに町として統計をとっている施設の数は何件ぐらいあるのか。また、わかれば、その名称等をお伺いしたいんですけども、入込み状況のデータをとっている施設というのはどのくらいあるのか、それをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

観光施設につきましては7件です。それで、町営温泉施設としては、銀の湯会館とみなと湯です。それで、民宿につきましては、観光協会からの報告になります。旅館につきましては各施設ですから、8施設の個々で出していただいたものを集計しているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） お風呂については銀の湯会館、民宿は観光協会、それで旅館については8個あるから、それぞれからの報告が出ていると。私の聞きたいのは、観光施設のほうの今課長の言われた7カ所がありますけれども、それじゃ7カ所は、どのような施設があるのか、それをまず7カ所教えてください。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） 答えいたします。

石廊崎の遊覧船が一つですね。それと伊豆下田カントリークラブ、それから波勝崎苑、あとは一条竹の子村、それからジオパークのビジターセンターが今までで、今回、オーシャンパークが入ります。それと、もう一つは、季節営業になりますが、天神原植物園となります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今のは、6カ所だったと思うんですけども、もう一カ所。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） 答えいたします。

すみません。大瀬の花狩園です。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

7カ所あるわけですけども、この施設についてですね、町として、この7カ所について、それなりに何かしらの支援とか、そういうものはこれまで行っているのか。あるいは、昨年度、あるいは今年度に行く予定があるのか、それをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

支援というのがどこまでの話なのかだと思うんですけども、町のほうで観光客の受け入れ環境整備事業という話の中で、W i - F i 整備とか、トイレの洋式化とか、外国表示の看板とか、そういうものに使える補助金対象になっておりますので、事業者として、そういう改善をしたいということになれば、町で補助しているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） トイレとか、あるいはW i - F i というのは、どの施設、あるいは観光客、あるいはスーパーでも結局使えるという形のものだろうと思うんですけども、それ以外として、そういうデータをしっかりとっている施設ですから、町としても、やっぱりそれだけのものを何か各施設に応援してあげるようなことがあってもいいのかなと私は考えるんですけども、一応そんなん、町のデータとして使っている施設なんですから、だから何もなかったという形になってくると、またおかしいものですから、何かやってあげたらいいのかなと思いますが、それについて、そういうものをもう1回聞きますけれども、何か考えられておられるのかどうか、お願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

特段、それぞれの観光施設に対して直接何かということは、今の時点では考えておりません。しかしながら、やはりお客さんが来てなんぼの世界というところがあると思いますので、お客さんが、いかに南伊豆町に訪れてくれるかというところを、町全体、相対的にお客様を誘致するという策をいろいろ考えておりまして、その中の一環でも、やっぱり南伊豆町の知名度を上げるためにも、今回も観光アンバサダーの永藤さんという若い方を起用いたしましたので、そういう形でも、今まで南伊豆を知らない若い世代の人たちが知ってもらえるということで、様々な観光、誘客に努めているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

そういう形でうまく観光資源を有効活用する形の中でやっていただけたらば、南伊豆も大変よくなってくるのではないかなと考えます。

その中で、農林水産業の育成、有効活用という形がございます。こういうのが、もう1次産業を活性化しないと、産業振興の取り組みになってこないのではないかなと。まして南伊豆町は、海もあるわけですから、ましてや山もある、そして畑もある、田んぼもあるという形の中で、この1次産業に関してしっかりやっていかないと、毎回私も言うんですけれども、田んぼが汚いところには観光客が来ない、あるいは草を刈っていないところには観光客も来ないと、幾ら観光、観光といっても、草ぼうぼう、あるいは先ほどの答弁にもございましたけれども、道路に木が茂って陰っていて、車が当るようなところには、やっぱり観光客は来ないという形を考えると、そのもととなる、やっぱり農業、あるいは林業、あるいは水産業をしっかり活性化していかなければならないと考えますが、それについて町としては、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今日の農林水産業を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少のほか、後継者不足なども相まって、生産量、販売額ともに減少傾向にあります。

このような中で、本町においては、安全・安心な食材の確保、さらには行政及び関係団体の支援による新規就業者が徐々にではありますが定着しつつあります。

農業については、農業振興会の地道な活動や農林水産物直売所「湯の花」への出店などから、生産、販売及び消費における地産地消が確立されつつあり、さらに発展する兆しが伺えるところであります。

また、林業においては、近年森林の価値が見直される中、二つの事業体が美しい森林づくり基盤整備事業などを活用した事業を展開しており、森林環境保全並びに若者の雇用確保においても、一定の効果が見られる状況にあります。

水産業では、アワビ・イセエビ・マダイなどの稚魚・稚貝などの放流事業を継続することにより、安定した水揚げを維持し、地元産として付加価値の高い商品づくりが確立されつつあります。

また、若手漁業者による市場には出回らない地魚を販売する取り組みなども行われており、

販路拡大につながるものと期待しております。

今後も、各種関係団体との連携を図り、後継者対策など新規就業者の受け入れや人材育成を支援するとともに、生産者を後押しする6次産業化支援補助金制度の奨励や活用といった財政的支援をもって1次産業の振興に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

どの業種も大変ですけれども、精いっぱい頑張っていたきたいという話だろうと思います。

また、6次産業化という形で、また新たな産業を興していただきたいというのを希望しているという話だろうと思うんですけれども、なかなか、やっていただくのは難しいところがあるんですから、なかなか出てこないところがありますけれども、町としてもこうやって支援をしていただければ増えていこうかと思いますので、これからも支援をよろしくお願いいたしますします。

この1次産業が活性化すれば、各集落も大分よくなってくるのではないかなと考えます。田んぼをつくらずに、草ぼうぼうのところに畑が少しあっても、水田があったほうが、その集落が大分きれいに見えるのかなと考えるわけです。南上のほうを見ると、水田を二、三軒つくっているところがあるんですけども、大分きれいなところだなと思うんですけれども、耕作放棄地になっているところは、もう一町歩近くあると、その辺はちょっと住むのも大変なのかなというふうな雰囲気が出ますけれども、こういう草刈り、あるいは農業で水田をつくらなくなったところもいっぱいあるんですけれども、そういうものについて、農業の要する地域に対する効果というものは、町長はどのように考えておられますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

なかなか耕作放棄地を再利用するというのは、大変難しいことがあるかなと考えます。その中でも、今、若手の農業者が新たに稲作、米づくりをしていくということで、かなり力を入れてやっている方々もおります。その中で、やはり、できれば町民の皆さんに町内産の米を食べてもらうということが、大変大きい成果があらわれるのかなと、やはりお米をつくっ

でも販路が見出せないというのは一番困ることですので、ぜひとも、これから農業者、1次産業を盛り上げる意味でも、町内産の米を食べていただくというのが大変ありがたいことかと思しますので、やはり畑や田んぼの整備をすることも大事ですけれども、消費というところを町内で確立できればと思いますので、また皆さんにはそのようにご協力を願いたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 町内産お米というと、私も米をつくっているからあれなんですけれども、お米は静岡県の今お米で推奨品種というのは4種類あるわけなんですけれども、その中で、今南伊豆町で一番多いのは「きぬむすめ」という、静岡県では特A米ではないんですけれども、岡山県では特A米ということで、そういう品種を南伊豆町でつくっていると。特A米というのは、新潟県の「こしひかり」が大変おいしいという話がありますけれども、それもやっぱり特A米ですから、そういう形で考えたときに、静岡県の「きぬむすめ」という品種も、皆さんが南伊豆でつくっているその品種も、特A米に近い形のお米だということを覚えておいていただければ、地元のお米を食べていただけるなと思いますので、ぜひとも、また地元のお米も食べてみてください。それだけで終わりにします。

続きまして、電子自治体の推進という形で質問させていただきます。

電子自治体、いろいろなところがございます、議会においては、タブレットを各議員に配付したとかという議会がございますけれども、南伊豆はそこまでできるとは考えておりませんけれども、そういう形を考えたときに、電子自治体という形の中で、町の公式ホームページを積極的に活用していくのが大事ではないかなと考えます。

今後、町民に対して、このホームページを町民がたくさん閲覧してもらえるような努力を、これからはしていく必要があるかと考えますけれども、これからどのように努力していくのか、そこからお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町の情報発信ツールとして、広報誌やホームページなどは非常に重要であると認識しております。

中でもホームページにおいては、町からのお知らせはもちろんのこと、最新の南伊豆の近況を、数多くの方々に知っていただくため、トップページにフォトニュースコーナーなどを設けるなど、全職員体制で情報発信に努めております。

また、ホームページの更新サイクルについては、30分単位で更新されるよう設定しておりますので、迅速な情報発信が可能となっております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

フォトニュースを毎日1つ載つける、また、30分単位で更新されているというふうに言いますが、データを書き込まなければ、もう一回新たに30分前のやつがそのまままた載るという形だろうと思うんですけれども、そういう形の中で更新するためには、情報あるいは資料等を更新しない限りは更新されてこないわけです。だから、この更新したものを積極的に開示、あるいは町民が、いいものだからまた見なくちゃという形になってこないと、ホームページが活用されてこないわけですが、その考えで、ただ更新しているだけではなくて、新たなデータ、あるいは資料等を入れる努力等はどんなふうになされてきているのか、お伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町のホームページにおいては、広報「みなみいず」、議会議事録のほか、入札結果や公募結果、各種募集やお知らせに至るまで、皆様が必要とされている電子情報については、積極的に公開されているものと認識しております。

このような中、近年のICT技術の進歩は著しく、利用者が使用する機器も、パソコンからスマートフォン、タブレット端末へと移行してきており、ホームページという掲示手法からSNSなどに変化してきていると感じております。

現状においては、町でもツイッターやユーチューブなど、SNSによる情報発信は実施しておりますが、今後も複数のツールによる情報発信や資料の開示に努めていきたいと考えております。

本年2月には、観光協会・県内テレビ局との連携により、私も審査員に加わり、「町の公

認アンバサダー」を任命いたしました。アンバサダーの主な役目としては、南伊豆町というキーワードをSNS上でより多く発信するところにあります。

現在、ほぼ毎日という頻度で、SNSの「Show Room」という動画配信コンテンツ上でピアノ演奏の生放送が行われ、折に触れて南伊豆町を紹介していただいておりますが、アンバサダーの選考オーディション自体も1次審査はSNS上で行われました。

これらのツールは、今のところ若い世代向けなのかもしれませんが、今後は全世代を対象に情報発信基盤をSNS上に築くことが当たり前の時代になってくるのではないかと実感しております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） これからは若い世代だけでなく、町長が全世代に向けてやっていくという話がございましたけれども、まあ、全世代に向けてやっていくわけですが、そんな中で、一生懸命全世代に生きるようにしていただきたいわけですが、次の電子の防災への活用と取り組み。

いろいろ災害が出たときに、防災のための、これを、活用するためのもの、どのように考えて、どのように活用していこうとしているのか、今やっているのか、それについて伺います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

昨年度、総務省の情報流通行政局から募集のあった地域IoT実装推進事業・情報通信技術利活用補助金を活用し、災害が発生した場合、自治体が行う災害対応業務をプロセス化し、クラウドで災害対応工程を管理するBOSシステムを導入したほか、あわせて、災害対策本部開設時に、町内の被災状況を3D地図上に表示するシステムも導入いたしました。

これらのシステム導入により、災害対応業務の明確化を初め、迅速な情報処理が図られる体制が構築されており、平成23年度導入の防災行政無線の放送内容をメール配信する「町民メール配信サービス」は、現在780人にご利用をいただいております。

そのほか、消防庁より配信された国民保護情報及び緊急地震速報・地震情報や気象情報、火山情報等を同報無線各子局へ配信する全国瞬時警報システム・Jアラートのほか、災害発

生時において地方公共団体、ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて住民に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する災害情報共有システム・Ｌアラートも稼働しております。

情報通信技術を初め、ＩＯＴやＡＩなどについては、飛躍的な技術革新も期待されるところでありますので、安心・安全なまちづくりに向けて活用できるものは、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 7 番 清水清一君登壇 〕

○ 7 番（清水清一君） わかりました。

防災への取り組み、メールだと600人だか、800人だか忘れましたが、それも登録してあるという形の中で、そういうものをもっと増やしていただけたら、大変よろしいのかなと思います。

それで、電子自治体になるための基盤整備の取り組みという形でございますけれども、行政報告でもございましたけれども、町内全体に光ファイバーが使えるように今年度予算でやっていくという形がございましたけれども、この64局、65局、67局について、光ファイバーに加入して、この地区の方々を順番にやっていくわけなんですけれども、光ファイバーが一番早い人で今年の何月、あるいは来年なのか、説明会が1月、2月という話がございましたけれども、今年度中がスタートということは、一番最初に申し込んだ方が来年の今ごろ、6月ごろまで工事にかかるのではないかなと考えるんですけれども、実際のところはどのようなことになるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

今回、町の補助金を使いまして、光ファイバーを整備する事業者の決定までが、現段階で決まりました。

事業者さんとの打ち合わせの中では、工事に入り始めるのは7月ぐらいからということで、これにつきましては、どの局からということではなく、基本的には全面的に約2月を目標に整備をしていくということでもあります。で、2月から3月にかけて、62のときにそうございましたけれども、加入説明会等をまた実施させていただいた上で、その後につきましては、各プロバイダー等との契約の順番で順次引き込み工事が、各家庭ごとに始まっていくという

ことなものですから、そこについてはちょっと申込者が何人出るかと状況の中で、62のときにも、さすがに4月1日に全部終わるということができませんでしたので、少し4、5、6というぐらいにはなっていこうかと思えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今年度中に光ファイバーが引けるよということはわかるんですけども、各家庭まで行くとなると、申し込みの順番等もあるわけですけども、結局は今年度中ではなくて、半分近くのものとは来年度の4月以降になろうかというふうに、この62局のときのことを考えますと、なろうかと考えますが、一応私も町民に対して説明するときに、なかなかそれができるなんて言えないし、そういう62局のときはこうだったという話を言わざるを得ないものですから、年内に申し込みば半分くらいは年内にできて、残りの半分くらいは4月以降になるよという話で、私は説明してもいいのかなと考えますけれども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 申しわけございません。お答えいたします。

これに関しましては、基本的には町事業としては、補助金を事業者さんにお出しすると。で、事業者さんのほうは、企業努力で広い面積について、この半年を使って工事をしていくということでございまして、これについては、その後、施工した後でプロバイダー契約という、また別の契約と申しましょうか、利用契約もありまして、そこが通信事業者、光を引いた事業者が直ということではございませんので、そこにつきましては、あくまでも2月末ぐらいまでに町内全域に光が引かれて、その後、簡易説明会等が開かれて申し込みをされた方は、企業さんと契約の上、いつごろ引き込み工事が来ますよというのを待ってくださいという状況になります。ですので、一番早いところは7月と8月に届いて、そこから契約行為が始まるということではないものですから、皆さんが年度末以降ということになります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

NTT西日本さんがやるという話なものですから、それで一生懸命やっていただいて、海

岸線の地区の方々に光を早く堪能していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

その中で、もう一つは、携帯のアンテナ局が山の上のほうに行くと使えないということがありますが、今話題の中国のほうの電子の会社があつて、4Gとか5Gとかという、いろいろな話がございますけれども、それについて町としての対応というのはどのように考えておられるのか、伺います。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現状、携帯電話の接続につきましても、各企業さんが、それぞれアンテナを立てた上で実施をしている状況でございます。町がアンテナを立てるということはありません。

その中で、各会社さんが空白地帯のカバーの努力はしていただいているところなんですけれども、やはり利用者の利用率の問題等がありますので、どうしてもお家が少ない、またはないところについては、あえて電波が届いてない場所もあるかと思います。そこについては、ちょっと町のほうではあらためて町の面積全面に電波が届くというようなことは、ちょっとできかねますので、これも企業さんをお願いをしていく、または、いったんのところは、ある程度全域で使う場所が、頻度が高い場所が使える場所としては落ち着いたと。あとは、光化、高速化等、また第五世代等になって、さらに大容量のものがさくっと送れるようになる時期を待っていただくという状況になります。ご了承ください。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） これからいろいろな時代が変わってこようかということで、3Gから4Gになって5Gだという形がこれから出てくるという話でございますけれども、それについても通信会社のほうがやって来なければ、町としても話ができないわけですから、これからだろうとは思いますが、それに対してもですね、南伊豆のほうを先にやっていただけるように各通信業者さんのほうに、5Gがもし始まったときには南伊豆にもぜひお願いしますという形を、各通信会社に言っておいていただくようお願いしたいと思いますが、それについては努力するのが当たり前だと思うんですが、これについていかがでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

その件につきましては、テレビのデジタル化から始まりまして、いろいろ行政のほうでも、何とか地域のほうにもというのを、お願いという形でやっています。

今回につきましては、言いわけにはなりますが、やっと光ケーブルが入るということで、今までなかなか、例えばスマートフォンを2台動かすともうとまってしまうような部分についても、何とかこれで普通になってまいります。そこからどれだけ詳細画質をスマホ上で求めるかということにもなってこようかと思えますけれども、随時5Gになってくる、またその次も来るということで、その状況については各通信事業者さんとは相談して、情報収集しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

そういう形で、南伊豆をよい町をつくっていこうという形の中で一生懸命やっていただきたいなと思います。

以上で清水清一の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで13時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎諮第2号及び諮第3号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮第3

号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、を一括議題といたします。
朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（齋藤 要君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 諮第2号、第3号の提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町内において、法務大臣から委嘱されている人権擁護委員は5名ですが、うち2名が令和元年9月30日をもって任期満了となります。

候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項で「市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない」と規定されております。

今回、任期満了となる谷半時氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方でありますので、引き続き選任いただくことをご提案いたします。

また、諮第3号で推薦する木下千春氏においても同様でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、両委員の任期は令和元年10月1日から3年間でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑がある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、諮第2号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議案の賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、諮第3号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議案の賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決をします。

諮第2号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、諮第2号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

採決します。

諮第3号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、諮第3号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議第34号～議第44号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第34号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第35号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第36号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第37号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第38号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第39号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第40号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第41号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第42号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第43号 南伊豆町農業委員会委員の選任について及び議第44号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、を一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（齋藤 要君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第34号から議第44号議案までは、南伊豆町農業委員の任期が令和元年7月30日で満了することに伴う11名の委員の選任議案でありますので、提案理由を一括で申し上げます。

農業委員の選任においては、「農業委員会等に関する法律第9条第1項」の規定に基づき、委員の候補者を求め、委員を決定することになります。

つきましては、南伊豆町農業委員会委員の候補者として推薦、応募のあった者のうち、上小野649番地、石川憲一、蝶ヶ野132番地、金子勲、加納944番地、高野多喜雄、伊浜829番地、齋藤國治、二條418番地、鈴木欽也、一條627番地、鈴木盛行、手石672番地、関本宗一、伊浜309番地、土田光夫、入間702番地、外岡精治郎、下流74番地、平山林藏、大瀬336番地の3、山本道男を農業委員として選任したいため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意をいただきたく、提案申し上げます。

なお、履歴につきましては別紙をごらんください。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑がある方は議案番号を明示し、質疑をしてください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

まず、議第34号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第35号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第36号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第37号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第38号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第39号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第40号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第41号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第42号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第43号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第44号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者がありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第34号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

採決します。

議第35号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第36号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

採決します。

議第37号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

採決をします。

議第38号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

採決します。

議第39号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

採決します。

議第40号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

採決します。

議第41号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

採決します。

議第42号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

採決をします。

議第43号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

採決をします。

議第44号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第45号 南伊豆町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

上賀茂地区内の松本石油から一條方面区域については、路線バスの運行がなく、公共交通空白地となっております。

対象区域が、自家用有償旅客運送「なのはな号」の一條線運行ルート上のため、上賀茂の一部を対象区とすること。

また、利用者からの聞き取りに基づき、祝日を運休にすることについて、南伊豆町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を上程いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第45号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第46号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第46号の提案理由を申し上げます。

本議案は、特別職の職員で非常勤の者の報酬について定める委員に総合計画等審議会委員を追加するものであります。

総合計画等審議会委員は、本定例会で上程する南伊豆町総合計画の策定等に関する条例第7条に規定されているもので、基本構想及び基本計画に関する事項等について審議する機関

として設置するものです。

なお、報酬額は日額4,500円、半日額（3時間未満）3,000円としております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第46号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第47号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第47号について提案理由を申し上げます。

本議案は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、改正するもので、低所得者の保険料軽減策の充実強化を図るものがあります。

詳細については福祉介護課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第47号について、詳細説明を申し上げます。

資料ナンバーの3、新旧対照表をご覧ください。

この保険料軽減策の拡大につきましては、社会保障と税の一体改革の一環であり、低所得者の保険料について負担の軽減を図るものでございます。

第2条2項で定める第1段階の保険料につきましては、従前の基準額の0.45%であり、4万1,400円である0.375%の3万1,050円に、また、新たに第3項並びに4項を追加しまして、第2段階の保険料を基準額の0.75%、6万2,100円から0.625%の5万1,750円に、第3段階の保険料を基準額の0.75%、6万2,100円から0.725%の6万30円としたいものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○4番（谷 正君） これ47号の審議なんですが、48号も同じような感じだと思うものから、この47号の中で、お答えをお願いしたいんですけども、これは具体的には不利益処分の遡及適用という平成31年4月1日で、現在6月5日なものですから、この条例改正をするのは当然6月5日ということになるんですが、前は総務課長が担当のときにも、答弁をいただいているんですが、この遡及適用は原則的には不利益処分の場合は無効だよと、違反だよという原則がその法令の中にあるんですが、この辺の関係は現在も反対とか賛成とかというのではなく、大丈夫なのかという関係なんですが、47号と48号は同じような感じなもので

すから、その答弁をお願いします。

○議長（齋藤 要君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えします。

従前、私担当しておりましたので、重々、谷議員からの質問覚えております。

今回の例えば、この介護保険条例の改正、そして、国保の分、軽減安定所得の改正につきましては、あくまでも軽減を受ける方を拡大するところの部分が国保の部分になりまして、なお、介護保険の部分は今までの保険料を、より安くするという改正でありますので、ここの、今回の議案については全く不利益にはならないということでございます。

そして、不利益処分に関係なんですけど、国保につきましても、介護保険につきましても、本算定というものが存在しておりまして、4月1日を超えてから国保でいえば、7月1日が本算定をして、介護保険も同様でございます。

それを考えますと、そこまでは住民税の確定はされないものですから、算定基礎となる住民税がわからないということが、制度上担保されちゃっているものですので、以前、地裁で多少は起こりまして、これは、判決は確定しているんですけども、制度上いたし方がないという裁判所の判断が出ておりますので、いろいろ考え方はあろうかと思うんですけども、それ以降裁判にはなっていませんので、その辺で地裁ですけども、判例が出ているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を認めます。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決をします。

議第47号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第48号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第48号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税に係る軽減判定所得の見直しを行うものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） 議第48号について、ご説明申し上げます。

今回の町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴うものでございます。

また、本条例の一部改正に当たりましては、本年2月に南伊豆町国民健康保険運営協議会におきまして、「平成31年度南伊豆町国民健康保険事業計画」の中で、ご承認いただいているものでございます。

お手元の資料ナンバー４、南伊豆町国民健康保険税条例新旧対照表により、ご説明申し上げますので、ごらんください。

新旧対照表については、左側が改正後、右側が改正前の条文で、アンダーラインを引いてある部分が改正箇所となっております。

第23条は、国民健康保険税の減額について定めたものでもでございます。

国民健康保険税は、応能割として所得割額、応益割として被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額によって課税されておりますが、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分の保険税について、7割、5割、2割軽減を行っております。

低所得者に係る軽減措置の拡充は、平成30年度税制改正においても行われたところですが、今回も同様に、5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について改正するもので、具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、第2号に規定する5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を27万5,000円から28万円に、第3号に規定する2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を50万円から51万円に、それぞれ引き上げ、低所得者層の負担軽減を図るものです。

新旧対照表による説明は以上でございますが、議案に付してございます一部改正条例の附則をご覧ください。

第1項の施行期日については、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

第2項の適用区分では、改正後の国民健康保険税条例の規定については、平成31年度以後の年度分より適用されるもので、平成30年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものでございます。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第49号 南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第49号の提案理由を申し上げます。

本議案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正」に伴う条例の一部改正であります。

詳細については、福祉介護課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第49号について、ご説明申し上げます。

本議案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正」に伴い、同条例を改正するものでございます。

災害援護資金について、平成30年地方分権改革に関する提案募集において、月賦払いの提案に加え、東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合にあっては、貸し付けが認められたことを受け、保証人の部分について所要の改正がありました。

資料ナンバー５をご覧ください。

この改正につきましては、国では債権管理の観点から各市町の裁量によることとされております。当町においては、保証人については従来どおりとするため、項を追加するほか、償還に関しては、月賦償還を追加するなど条文の整理を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第49号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第50号 南伊豆町ホームヘルプサービス手数料徴収条例を廃止する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第50号の提案理由を申し上げます。

本条例は、身体障害者福祉法等に基づき、昭和58年に制定されものでありますが、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」に改題されました。

本町では、この法律に基づく各種事業要綱を整備し、事業を実施しているため、本条例を廃止するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第51号 南伊豆町総合計画の策定等に関する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成23年度の地方自治法改正により地方公共団体の総合計画の策定を義務づけていた規定が廃止され、総合計画の策定の要否についても、各自治体の判断とすることとなっていることから、まちづくりの指針となる総合計画を公共計画として策定し、同計画に基づき、町民の皆様との協働による行政運営を推進するため、新たに「南伊豆町総合計画の策定等に関する条例」を策定し、総合計画の策定及び推進に関する重要な事項を定めるものがあります。

詳細については、地方創生室長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

地方創生室長。

〔地方創生室長 勝田智史君登壇〕

○地方創生室長（勝田智史君） それでは、議第51号の内容説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、地方公共団体における総合計画の策定につきましては、平成23年の地方自治法改正によりその義務づけ規定が廃止され、その要否については各自治体の判断に委ねられております。

本町では、第5次総合計画が最終年度を迎えたことに伴い、次期総合計画策定のための業務委託料を当初予算に計上させていただいており、策定業務の着手に当たり、計画策定及び推進に関する事項を本条例で定めるものでありまして、全9条の構成となっております。

第1条では、総合計画の位置づけ等の趣旨を規定し、第2条では基本構想、基本計画及び実施計画の定義を規定するものです。

第3条では、総合計画の策定を規定し、第4条では、審議会への諮問、第5条では、基本構想及び基本計画を策定し、または変更するときは、議会の議決を経なければならないことを規定しております。

第6条では、個別行政分野の計画を策定し、または変更する場合は、総合計画との整合を図ることを規定し、第7条では、町長の諮問機関である審議会の設置及び構成等を定め、第8条で進捗状況の評価及び公表について規定するものです。

第9条は、委任事項でありまして、条例に定めのない事項については、別に定めることを規定いたしました。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第52号 備品購入契約について（令和元年度職員事務処理用パソコン購入）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第52号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和元年5月23日に執行した指名競争入札により購入金額493万4,088円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額36万5,488円）をもって、株式会社下田オー・エー・システムと締結した仮契約について、予定価格が978万4,800円であることから、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産、又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第52号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第53号 備品購入契約について（令和元年度地震・津波対策等減災交付金可搬ポンプ付積載車購入）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第53号の提案理由を申し上げます。

本議案は令和元年5月23日に執行した指名競争入札により、購入金額1,188万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額108万円）をもって、株式会社畠山ポンプ製作所と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産、又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

当該事業は、南伊豆町消防団第3分団第3分隊伊浜地区配備の消防車で、配備後20年が経過した車両の経年劣化に伴い、新たに消防車両の更新を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第53号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第54号 令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,566万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ51億6,566万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費に5,627万3,000円、民生費の児童福祉費に630万6,000円、衛生費の保健衛生費に643万8,000円、商工費に6,875万6,000円などをそれぞれ追加するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、国庫補助金4,987万1,000円、雑入4,800万円、町債1億3,070万円などを追加するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第54号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1億8,566万6,000円を追加し、予算の総額を51億6,566万6,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の16ページ、17ページをお開きください。

2款総務費の1項8目企画費では、ジオパーク推進事業に638万9,000円を増額いたしました。これは、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、ジオ見学に訪れる観光客の思考やニーズ調査の実施、ジオガイドの専門研修受講による知識や技術の更なる向上、ガイドツアーの多様化を図り、若年グループや特定関心層の誘客に繋げていくこと等を目指していくものでございます。

また、同項12目地域づくり推進費では、石廊崎オーシャンパーク整備工事に4,000万円を増額いたしました。これは、平成30年度12月定例会においてご承認をいただいた石廊崎オーシャンパーク施設整備設計委託が3月に完成したことを受けまして、駐車場脇の未整備部分6,000平方メートルの緑化を行うものでございます。

18、19ページをご覧ください。

3款民生費の2項1目児童福祉総務費では、630万6,000円を増額いたしました。これは、

本年５月に子ども・子育て支援法改正案が成立をし、同年１０月からの実施が決定した幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援システムの改修及び関連事務経費を計上したものであります。

続きまして、４款衛生費の１項２目予防費では、感染症予防事務に６０８万６,０００円を増額いたしました。これは、風疹に対する抗体保有率が低い現在３９歳から５６歳の男性を予防接種法に基づく定期接種の対象としたことに伴い、各種委託料などの経費を計上したものでございます。

２０ページ、２１ページをご覧ください。

６款商工費の１項には、７目プレミアムつき商品券事業費を新設し、６,８３４万円を計上いたしました。これは、本年１０月に引き上げが予定されている消費税が、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、プレミアムつき商品券を発行するための経費でございまして、本町では、事務の一部を除き、商工会等への委託方式を採用せず、直営で事務を実施いたします。

続きまして、歳入の主な項目について、ご説明を申し上げます。

戻っていただきまして、１２ページ、１５ページをお願いいたします。

本補正予算の歳出に係ります財源といたしましては、１５款２項国庫補助金に４,９８７万１,０００円を見込みました。このうち、過疎地域等自立活性化推進交付金６５７万４,０００円はジオパーク推進事業、子ども子育て支援事業費補助金６３５万円は幼児教育無償化事業、プレミアム付商品券事務費補助金及び事業費補助金を合わせた２,０３４万円はプレミアム付商品券発行経費に係る財源でありまして、事業費に対しまして１０割交付をされています。

また、２１款４項２目の雑入には、プレミアム付商品券売上金として４,８００万円を計上いたしました。

このほか、石廊崎オーシャンパークの緑化事業の本補正予算計上や、南中小学校屋外グラウンド整備事業の財源として見込んでおりました公立学校施設整備費交付金が不採択となったことを受け、２２款１項８目の過疎対策事業債を１億３,０７０万円増額させていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君） １６ページの業務管理費の地域づくり推進費に関連して、実は町民の方

が父親の遺産であるツバキが相当あるものですから、このツバキをできればオーシャンパークの周辺に、利害関係が生じないから、寄附しますから使ってもらえないだろうかという意見が私のところにありました。今、ここで即答じゃなくて、その方の話というか、それを聞いてくれることはできるのかどうか。そうすれば、本人にこちらに来てもらって、当局に来てもらって、それで、寄附というようなことができるものですから、その辺を1点お聞きしようかなと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

ほかの皆様からの寄附行為に関しましては、特に公園の中の樹木につきましては、長年育てているという責任等が果たせない危険性がございますので、現在、恐らくほかの方からの、今のお話と違うところからお話があったところなんでございますけれども、別にお断りしている次第でございまして、契約を結びますこととなりますが、建設会社の監督さんのやり方、また木の持ってくる時期等の問題もございますので、本数的にはそんなに多くを考慮しておりません。ほぼ野芝、もしくはそういった低層木を考えておりますので、現在いただいていないところでございます。申しわけございませんけれども、お断りしていただくということでご了承ください。

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第54号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第55号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第55号の提案理由を申し上げます。

本議案は、制度改正に伴うシステム改修のほか、前年度保険給付費等交付金の精算による償還額の調整が主なものとなっております。

歳出の主なものは、一般管理費を32万4,000円、特定健康診査等事業費を29万2,000円及び保険給付費等交付金償還金を27万3,000円増額するものであります。

また、歳入については、繰越金を61万6,000円及び諸収入を27万3,000円増額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ88万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,537万6,000円とするものです。

詳細については、健康増進課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） 議第55号の内容説明を申し上げます。

お手元の予算書12、13ページをご覧ください。

歳出の主なものから説明申し上げます。

1 款総務費の1 項総務管理費については、厚生労働省の通知を受け、旧被扶養者の保険料軽減措置の減免期間については、後期高齢者医療制度に準じ、国保資格所得日に属する月以

後2年を経過するまでとしたことから、7月の国民保険税の本算定までにシステム改修が必要のため、1目の一般管理費を32万4,000円増額したものでございます。

6款保健事業費の1項特定健康診査等事業費については、賀茂広域での糖尿病等重症化予防を実施する中で、特定健診会場での初回面接の実施、結果説明会、保健指導を充実させるための臨時保健師の賃金、尿たんぱく区分の判定基準変更に伴う特定健診結果表の様式変更のシステム改修等が必要なことから、特定健康診査等事業費を28万2,000円増額したいものであります。

また、7款の諸支出金の1項償還金及び還付加算金については、平成30年度の保険給付費等交付金の普通交付金が確定したことから、保険給付費等交付金償還金として1,025万7,583円が発生したため、1目保険給付費等交付金等交付金償還金を27万3,000円増額したいものであります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10、11ページをご覧ください。

9款の繰越金については、2目その他繰越金を61万6,000円増額し、10款の諸収入では、保険給付費等交付金償還金と同額のものが静岡県国民健康保険連合会から当町に償還金の財源として納付されるため、27万3,000円を増額したいものであります。

続きまして、8ページ、9ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額14億6,448万7,000円に補正額88万9,000円を加え、14億6,537万6,000円としたいものでございます。

また、補正額の財源内訳では、その他特定財源27万3,000円及び一般財源61万6,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第55号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（齋藤 要君） 日程第27 閉会中の継続調査申出書、を議題とします。

議会運営委員会委員長はじめ、各常任委員長及び特別委員会委員長より会議規則第75条の規定によりお手元に配付をいたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（齋藤 要君） 日程第28 議員派遣の件、を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付をしたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に印刷配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事の議事件目は終了しました。

よって、令和元年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時00分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年 6 月議会定例会審議結果

議 案 号	件 目	議決年月日	結 果
諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月5日	同 意
諮第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月5日	同 意
議第34号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第35号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第36号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第37号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第38号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第39号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第40号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第41号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第42号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第43号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第44号	南伊豆町農業委員会委員の選任について	6月5日	同 意
議第45号	南伊豆町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について	6月5日	原案可決
議第46号	南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月5日	原案可決

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
議第47号	南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	6月5日	原案可決
議第48号	南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6月5日	原案可決
議第49号	南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月5日	原案可決
議第50号	南伊豆町ホームヘルプサービス手数料徴収条例を廃止する条例制定について	6月5日	原案可決
議第51号	南伊豆町総合計画の策定等に関する条例制定について	6月5日	原案可決
議第52号	備品購入契約について（令和元年度職員事務処理用パソコン購入）	6月5日	原案可決
議第53号	備品購入契約について（令和元年度地震・津波対策等減災交付金可搬ポンプ付積載車購入）	6月5日	原案可決
議第54号	令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）	6月5日	原案可決
議第55号	令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月5日	原案可決